# 第4章 そ の 他

第1 「小規模社会福祉施設の防火安全指針」について(平成22年3月25日安指第572号 予防部長通知)

小規模な社会福祉施設において、火災により多数の死傷者が発生していることから、小規模な社会福祉施設の安全を確保するために、指針を定めましたので、所属職員に周知されるよう通知します。

#### 1 趣旨

就寝施設を有する社会福祉施設等に対しては、「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針」(平成11年3月31日消指導第296号)により指導を行っているところですが、指針を適用する規模に達しない、長崎県の認知症高齢者グループホームや群馬県の老人ホームにおいて、火災による多数の死傷者が発生しました。

そこで、従来の指針で適用範囲外であった、300平方メートル未満の小規模な社会福祉施設に対し、施設の特性を踏まえた新しい指針を策定することにより、施設の設置や運営に携わる方々と協働して、高齢者や障害のある方が将来にわたり、安心して利用できる施設とすることを目的に本指針を策定しました。

## 2 指針の概要

(1) 適用範囲

令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち300平方メートル未満のもののうち居住、入所 又は宿泊の施設を有するもの、また、(16)項のうち前記部分を含む防火対象物とします。

(2) 施設の立地及び仕様

施設を新たに建設する場合または既存の建物を転用する場合において、安全上どのような場所が良いのか、また、どのような建物の形状が良いのかを示しています。

(3) 出火防止

入居者の火気使用上の注意点や、喫煙管理、安全なちゅう房設備・暖房器具の選択及び入居室の管理 について示しています。

(4) 火災拡大防止対策

施設の内装や区画の施工のほか、法令上義務づけられている防炎物品の徹底に加え、寝衣類・寝具類、布製の家具等について、防炎製品を使用することにより火災の拡大を防止となることを示しています。

(5) 消防用設備等の設置

法令上設置義務とならない消防用設備等について、施設の実情に応じて設置を指導します。

(6) 地域との連携

日ごろより地域との連携をとることの大切さを、例示を交えて示しています。

(7) 訓練

避難訓練を実施することの大切さや、効果的にできる方法、注意点などを示しています。

## 3 指導上の留意事項

- (1) この指針は、消防法令及び建築基準法令等を適用することを前提に定めたものです。 本指針の適用にあたっては、行政手続法(平成5年法律第88号)及び横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号)に基づき、行政指導となる部分については十分な説明を行い、協力を得た上で指導を行ってください。
- (2) 指導にあたっては、指針中の一の項目で実施不可能な場合には他の項目で補うなど、相互に関連づけ、総合的な視野に立って指導してください。
- (3) 本指針は、新築・既存にかかわらず適用するものとし、関係者等からの開設又は改修の相談、消防 同意及び査察の機会をとらえて指導をしてください。特に既存の防火対象物にあっては、改修時に指 針の適用が望まれることから、指導の時機を逸しないように留意してください。

## 4 運用期日

この指針は、平成22年4月1日から運用します。ただし、関係者の理解を得られるものにあっては、 同日前に運用しても差し支えないものとします。

# 小規模社会福祉施設の防火安全指針

横浜市消防局

# はじめに(指針作成の目的)

この指針は、小規模な社会福祉施設やグループホームにおいて、火災による犠牲者が発生している現状を踏まえ、これらの施設の設置や運営に携わる皆様へ、火災予防上の提案をすることにより、高齢者や障害のある方が、将来にわたり、安心して利用できることを目的としたものです。

# ■ 指針の位置付け

この指針は、法令で定めるもの以外に、防火・避難に関する提案であり、 関係者の皆様が、それぞれの立場で、火災を知り、どう備えておけばいいの かを考えていただくために作成しました。必ずしも、指針のすべてではなく、 施設の実情に応じて選択し実行してください。

なお、指針本文中の下線部分——については、火災による被害を最小限に抑えるために、強く要請します。

# ■ 指針の構成について

- ○基本的な考え方(実線囲み)・・・施設等の安全に関する基本的な考え 方を示したものです。
- ○解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・基本的な考え方についての具体的な 取組や例を示しています。

# ■ 指針の活用方法

この指針は、各項目に分けて示していますが、防火・避難対策として互いに関連するものです。一の項目で実施不可能な場合でも、他の項目で補うようにしてください。

# 指針の適用範囲

社会福祉施設で、次に掲げる対象物に対して本指針を適用する。

- 1 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1(6)項ロ (※1)及び(6)項ハ(※2)に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メート ル未満のもののうち入居等(※3)の施設を有するもの
- 2 令別表第 1 (16) 項 (複合用途対象物) に掲げる防火対象物で、前 1 に掲げる部分 を有するもの

# 【解 説】

長崎県の認知症高齢者グループホームや群馬県の老人ホーム(県に無届け)での火 災は、床面積が300平方メートル未満の小規模な施設であったにもかかわらず、多数 の死傷者が発生しました。

これまで本市は、社会福祉施設に対して「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針」において、具体的な基準を定め、火災予防及び被害の軽減を目的に指導してきました。しかしながら、従前の指針の適用範囲は、2階以上の階に入居施設があり、かつ延べ面積300平方メートル以上の施設を指導対象としており、今回火災が発生した防火対象物は、従前の指針の適用範囲外となっています。

そこで、この指針では、従前の指針において適用外であった300平方メートル未満の小規模社会福祉施設で、入居施設を有する防火対象物を対象に、ソフト面・ハード面を含めた総合的な指針として作成しました。

- ※1 有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。)、 認知症高齢者グループホーム、障害者ケアホーム(主として障害の程度の重 い者を入所させるものに限る。)など。
- ※2 (6) 項ロ以外の有料老人ホーム・障害者ケアホーム、障害者グループホーム、 小規模多機能型居宅介護施設など。
- ※3「入居等」とは、高齢者や障害者などが居住、入所又は宿泊することをいう。

# 第1 施設の立地及び仕様

小規模社会福祉施設は、入居者が火災時に容易に避難できる場所や施設とすること。

- 1 新築をして運営する場合
  - (1) 避難上支障がないよう、次の点に留意して、場所を選定すること。
    - ア 道路狭隘地区ではないこと。高い崖や擁壁に面していないこと。
    - イ 近隣に住居等がある場所とすること。
  - (2) 施設の仕様について
    - ア 2階以上の入居室には、バルコニーを設置すること。
    - イ 施設内の階段、廊下などは、入居者に考慮した傾斜、幅員を確保すること。
    - ウ 入居室は、避難口まで容易に至れるような配置とし、複雑な形態の間取りを 有していないこと。
    - エ 入居室又は出入口を施錠して就寝をする場合は、職員により常時解錠可能な場合を除き、自動火災報知設備と連動して解錠できるもの、若しくは一のスイッチで一斉解錠できる装置とすること。
- 2 既存の建築物を利用して運営する場合
  - (1) 前1の条件に合った建築物を選定すること。
  - (2) 消防法や建築基準法令等について、適正に維持管理されている建築物であること。

## 【解 説】

施設を新たに運営する場合は、努めて次の事項に注意し、建物の選定を行ってください。 施設の仕様について、既に運営している場合は、改修の機会をとらえて実施することが 望まれます。

- 道路狭隘地区は、消防車両や救急車両の進入が困難な場合があります。
- 高い崖や糠壁に面している敷地は、火災時に避難の支障となる場合があります。
- 近隣に住居等があることで、災害時に近隣住民による 119 番通報や避難・救援活動 等が期待できます。
- 入居室からの一時避難ができるように、新築の場合は、2階以上の入居室に面する 部分にバルコニーを設置してください。また、既存建物を利用する場合は、バルコニ ーが設置してある建物を選んでください。

○ バルコニーに面する窓は、避難が容易な掃き出し窓としてください。また、バルコニーは、支障なく避難できるように、物などを置かないようにしてください。



バルコニーの設置例

○ 階段や廊下は、避難の時に入居されている方が無理なく通行できる傾斜とし、火災時には職員による「手つなぎの避難誘導」ができるように、幅1.2メートル以上確保することが望まれます。

さらに、夜間や停電時の避難対策として、廊下や階段に「足元灯」などを設置することで、円滑に避難ができます。



足元灯の設置例

○ 入居室から避難口までは、避難者が迷うことがないように、単純な避難経路とする ことが必要です。そのためには、入居室出入口から避難口が見通せることが望まれます。

- 自力避難困難者は、避難に時間がかかるので、避難階又は避難口に近い居室を選定 する必要があります。また、避難しやすい居室であれば、外部からの救助も期待でき ます。
- 火災時に、居室や出入口が施錠されていると、避難の障害になることはもとより、 施設に到着した消防隊又は近隣協力者の避難誘導の支障となることから、火災時には 自動的に解錠されていることが望まれます。
- 既存建物を利用して運営する場合は、建物用途の変更により、消防設備や建築設備の設置義務が生じる場合がありますので、あらかじめ管轄消防署・建築局などの行政機関に必ず相談してください。

消防法令や建築基準法等について、適正に維持管理されている建物を選ぶことが重要です。

\* 本項目の条件が困難な場合には、消防用設備等を設置するなど、他の対策について考慮してください。

# 【参考】バルコニーの構造は次によることが望まれます。

- 1 車椅子対応により奥行きは1.0メートル以上とすること。
- 2 転落防止のため高さ1.1メートル以上の手すり等を設置すること。
- 3 2方向避難を確保するため、バルコニーを階段やスロープに接続するか 避難器具(例:ハッチ式救助袋)を設置すること。
- 4 避難に際し構造耐力上支障のない構造とすること。

# 第2 出火防止

直接火災の原因となる火気の管理については、次の事項について、施設職員が認識するだけではなく、入居者へも充分な説明と協力の下で行うこと。

- 1 火気管理
  - 入居室は、原則として裸火の使用を禁止すること。
- 2 喫煙管理 建物内外で喫煙する場合には、喫煙場所を設けること。
- 3 暖房設備 暖房用の火気使用設備器具は、ファンヒーター等の裸火が露出していないものと すること。
- 4 ちゅう房設備 ちゅう房設備は、電磁調理器又は安全機能付ガスコンロを使用すること。
- 5 入居室の管理 施設職員及び入居者は、定期に入居室のチェックを行い、火気管理、コンセントのトラッキング現象の防止及び室内の整理整頓について互いに、確認すること。

## 【解 説】

入居室や台所からの出火は、人的被害に直結するおそれがあります。入居室での喫煙、 裸火を用いた暖房器具、仏壇のロウソクや、台所のコンロ等、火気についての使用制限を 行うことで出火防止対策が図られます。

○ たばこによる出火は、毎年火災原因の上位となっています。社会福祉施設では、入居 者が自ら火の取扱いの管理ができない場合や、入居室における喫煙に対して、施設職員 の目が行き届かない場合があることから、喫煙場所を特定することが重要です。

喫煙場所を設けることが難しい施設については、喫煙しても火災にならないように、 寝たばこをしないことや、灰皿に吸い殻をためないことなどを、施設職員、入居者の双 方で認識し、管理することが必要です。

○ 暖房用のストーブについては、出火の原因となりやすい熱源が露出しているものは 原則として使用せずに、ファンヒーター等を用いることが望まれます。

- 電磁調理器は、コンロ廻りの可燃物や着衣への着火危険などを軽減する効果があります。
- 現在販売されているガスコンロは、すべてのバーナーに安全機能が設置されています(移動できる卓上コンロを除きます)。従前のガスコンロを使用している場合には、 最新のものに交換することが望まれます。

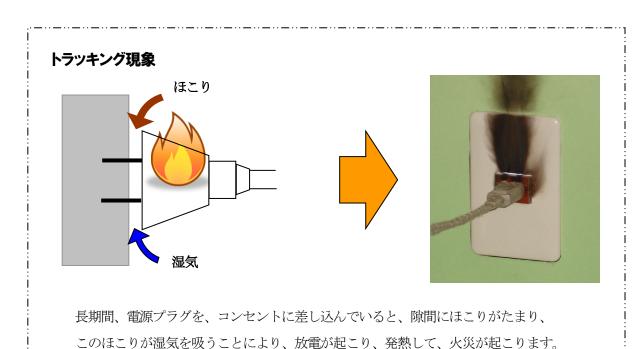
# 安全機能付ガスコンロ

# 3つの安全機能が設置されています。

- 調理油過熱防止装置
- ・立ち消え安全装置
- ・消し忘れ消火機能



○ プライバシー保護の観点から、入居室の管理を入居者自身に任せている施設においては、 火気管理や整理整頓、コンセントの清掃などについて、施設職員の目が行き届かず、火災 に至る場合があります。そのため、定期的に施設職員が入居者と共に、清掃、整理整頓を 行うことで、火災を未然に防ぐことができます。



- \* 火災の発生を防ぐためには、施設内からの出火防止を図るだけではなく、施設の周りには、燃えやすいものを置かない、といった放火に対する対策も必要です。
- \* 将来、自立を目指す入居者が、火の取扱いに慣れておくことが必要な場合は、一律の 規制をすることがそぐわないので、有効な消防用設備等を設置するなど、他の対策につ いて考慮してください。

# 喫煙場所の設置例

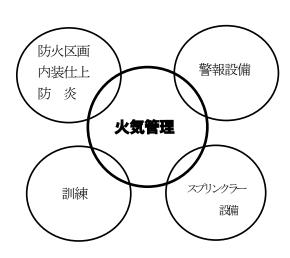


屋内の喫煙場所



屋外の喫煙場所

# ○ 出火防止対策の関連性



- ★出火防止を図るには火気管理が重要です。
- ・ 火災が発生した場合でも、警報設備で早期に、 火災発生を知ることができる。
- ・ 火災が発生した場合でも、防火区画等やスプリンクラー設備で、火災の拡大を抑制する。
- 日頃の訓練により、火災発生時の行動が迅速 に行える。

# 第3 火災拡大防止対策

火災の拡大を防止し、避難に要する時間を確保するために、構造及び内装の仕上げについて、次の点に留意すること。

## 1 構造、内装仕上げ

- (1) 入居室は、原則として、壁と天井を石膏ボード等の不燃材料により施工し、内装の仕上げを準不燃材料以上とすること。
- (2) 入居室の出入口は、原則として自動閉鎖式とすること。
- (3) ちゅう房部分は、原則として、(1)及び(2)と同様の施工をすること。

# 2 防炎物品・防炎製品

- (1) 施設内のカーテン、じゅうたん等は、防炎物品以外の物を入居者が持込まないように入所規約に明記すること。
- (2) 寝具類(敷布、カバー、布団、毛布類等)や寝衣類、ソファー等の布製の家具類は防炎製品を使用すること。

## 【解 説】

火災による死者の多くは、逃げ遅れによるものです。また、小規模な施設は火災時に施 設全体に煙が充満し、短時間で危険な状態となることが予想されます。出火場所からの煙 や火災の拡大を防ぐためにも、次の事項に気を付けてください。

既に、施設を運営している場合は、改修の機会をとらえて実施することが望まれます。

○ 入居室やちゅう房など、出火のおそれがある部屋を区画し、自動閉鎖式(ドアクローザー等)の扉を設置することは、煙の拡散及び火災の拡大をおさえることができ、避難時間が多くとれます。

引き戸等で、自動閉鎖装置の設置が困難な場合には、常に扉を閉鎖させておくことでも効果があります。また、和室などを入居室として利用する場合は、欄間等を塞ぐことで煙の流入を防止することができます。

○ 施設において使用するカーテン、じゅうたん等は、消防法により火災の発生や拡大 を防止するために防炎性能を有するもの(これを「防炎物品」といいます。)の使用が 義務づけられています。しかしながら、入居者が今まで暮らしていたような部屋づく りをするために、馴染みのカーテン、じゅうたん等、防炎性能を有していないものが 使用されるおそれがあります。 そこで、入所規約等に、カーテン、じゅうたん等は防炎物品を使用する旨を盛り込むことで、施設者、入居者が共に防炎物品の使用について確認できることを期待するものです。

また、長崎県のグループホームでの火災では、石油系材料のソファーが、延焼拡大させる要因にもなったことから、布製の家具類や寝具類についても、燃えにくい性能を有するもの(これを「防炎製品」といいます。)を使用することが望まれます。



# ◆ 火災拡大防止対策の関連性

★火災の拡大を防止するには、防火区画等が重要です。 • 防火区画等が出来ない場合には、スプリンク スプリンクラー ラー設備で火災の拡大を抑制する。 設備 ・防火区画等が出来ない場合には、警報設備で 早期に火災の発生を知ることができる。 防火区画 • 日頃の訓練により、火災発生時の行動が迅速 内装仕上 に行え、火災の拡大前に初期消火や避難がで 炎 防 きる。 警報設備 訓練

# 第4 消防用設備等の設置

消防法令上の設置義務がない施設においても、次に掲げる消防用設備等を設置すること。

- 1 消火設備
- (1) 消火器又は簡易消火用具
- (2) スプリンクラー設備又は自動消火装置

## 2 警報設備

- (1) 自動火災報知設備 なお、居室に設ける自動火災報知設備の感知器は煙式とすること。
- (2) 住宅用火災警報器 <u>自動火災報知設備が設置されない防火対象物については、住宅用火災警報器を</u> 設置すること。
- (3) 火災の発生を周囲に知らせるための措置(赤色灯、自動火災報知設備のベルの増設等)を講ずること。
- 3 消防機関への通報設備 <u>夜間施設職員が不在又は少人数となる施設にあっては、自動火災報知設備と連動</u> した消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。

## 【解 説】

消防法令の改正により、平成 21 年4月から社会福祉施設への、消防用設備等の設置基準が強化されましたが、設置規制に至らない施設であっても、人命安全の確保のため、消防用設備等を設置することにより、火災を早期に発見でき、消火、119番通報等が行えることから前向きに検討してください。

- 火災の拡大を防ぐためには、消火器による初期消火を行うことが非常に重要です。消火器の他にも小火程度であればスプレー式の消火用具も有効です。
- 火災の時には自動で作動し、消火又は延焼拡大を抑えるスプリンクラー設備を設置することは、施設の安全を確保する上で重要なことといえます。

また、法令基準によるスプリンクラー設備のほかに、住宅用下方放出型自動消火装置(※1)を、各居室等に設置することでも効果はあります。

○ 自動火災報知設備は、消防法令の改正でも、300 平方メートル未満の(6)項ハには義務 づけられていませんが(**※2**)、火災の早期発見のためには、自動火災報知設備の設置が

# 望まれます。

また、短時間で煙が充満するおそれのある小規模な施設では、感知器を煙式とすることで、火災の発生をさらに早く知ることができます。

○ 住宅には、火災による死者をなくすために住宅用火災警報器の設置が義務化されました。そこで、自動火災報知設備が設置されない施設は、住宅用火災警報器を設置してください。

設置の際には、一つの住宅用火災警報器が感知すると、他の警報器も警報音が鳴る連動型住宅用火災警報器が望まれます。

# ・単独型住宅用火災警報器



天井設置型・煙式



天井設置型・熱式



壁掛型・煙式

# ·連動型住宅用火災警報器



連動型·煙式





(連動) 警報音



(連動) 警報音

住宅用火災警報器は、法令により規格が定められており、 規格適合製品には「NSマーク」が表示されています。

設置の際の目安としてください。



○ 自動火災報知設備のベルや、自動火災報知設備と連動した赤色灯を屋外に設置する -

とで、近隣へ早期に火災の発生を知らせることができ、外部からの手助けが期待できます。

○ 消防機関へ通報する火災報知設備は、500 平方メートル未満の(6) 項ハには義務づけられていませんが、夜間職員が不在、または、少人数となる施設は、火災の際、消防機関への通報ができないおそれがあります。

そこで、自動火災報知設備を設置し、それと連動した通報装置を設置することによって、自動的に消防機関へ通報することができ、早期に消防隊の出動が可能となります。

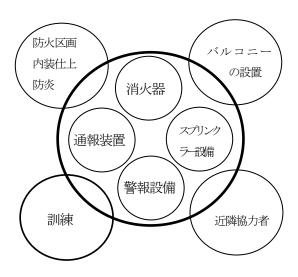
## ※1 「住宅用下方放出型自動消火装置」

容器に入った消火薬剤を天井又は壁に設置して、火災の際、自動で放出し消火する装置をいいます。

※2 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造以外の施設にあっては横浜市火災予防 条例により200平方メートル以上で自動火災報知設備が設置義務となります。

- \* 消火器で消火できる火災は、天井に炎が及ぶまでといわれています。初期消火が出来ない場合には、消火にとらわれず避難を優先させるなどの行動も必要です。
- \* 入居者によっては、自動火災報知設備のベルの音で萎縮して動けない場合があります。 訓練でベルの音を聞かせ、ベルが鳴った場合の行動を熟知させるなどの対策も必要です。

### ◆ 消防用設備等



- ★スプリンクラー設備が設置出来なくても、 警報設備を設置し、火災を早期に発見で きるようにするなど、消防用設備相互で 補完する。
- ・消防用設備等が設置出来ない場合には、 延焼を押さえるための防火区画又は一時 避難に有効なバルコニーを設置する。
- 通報装置が設置できない場合には近隣協力者との連携体制を確保する。
- ・日頃の訓練により火災発生時の行動が迅速に行える。

# 第5 地域との連携

地域との連携協力体制を確保すること。

# 【解 説】

小規模社会福祉施設は、夜間の職員が少なく、通報、初期消火、避難誘導を実施することが困難であると思われます。そのため、日頃から地域住民等との交流を図ることにより、緊急の場合における連携協力体制を確保することが大切です。また、努めて自治会・町内会等に入会し、地域の行事等に積極的に参加するなど、日頃から地域の一員として付き合うことで、施設の存在や入居者の特性を地域住民等に認識され、火災の際に地域住民との連携が期待できます。

# 地域住民等との連携がとれている施設の実際例

# 【例1】

区社協、区の災害ボランティアネット、福祉作業所などが中心となり、アドバイザー(横浜市火災予防協会)の助言をもとに、「福祉と地域の防災お見合い会」を開催し、自治会町内会、民生委員、防災拠点役員、地域住民などを招いて、福祉施設の職員及び障害当事者との意見交換会を行いました。この「お見合い会」を通じて相互に理解が深まり、その後、地域の秋祭りに招待され、「地域デビュー」を果たすことができました。

また、施設側は自治会町内会に対し、大災害時に、歩行困難高齢者などの一時預かりを申し出たことによって、地域住民との信頼が生まれ、さらに交流のキッカケを作ることができました。この活動については、障害当事者やその家族が活躍することで、優しいまちづくりに貢献しています。

### 【例2】

ある市の高齢者ケアホームでは、地域住民が、自治会町内会からの要請をされることなく、自発的に「市民協力員」となり、施設に災害があった場合に、いち早く駆けつけ活動をします。この施設は、市民協力員 26 人分の、ヘルメット、ゴム長靴、腕章を負担しています。

実際に平成21年4月に発生した火災では、27人の施設高齢者を、市民協力員、消防団、他の近隣住民で避難誘導や救出活動を行いました。不幸にも一人がお亡くなりになられましたが、多くの利用者は無事であり、市民協力員等の協力活動がなければ大惨事になっていました。

# 第6訓練

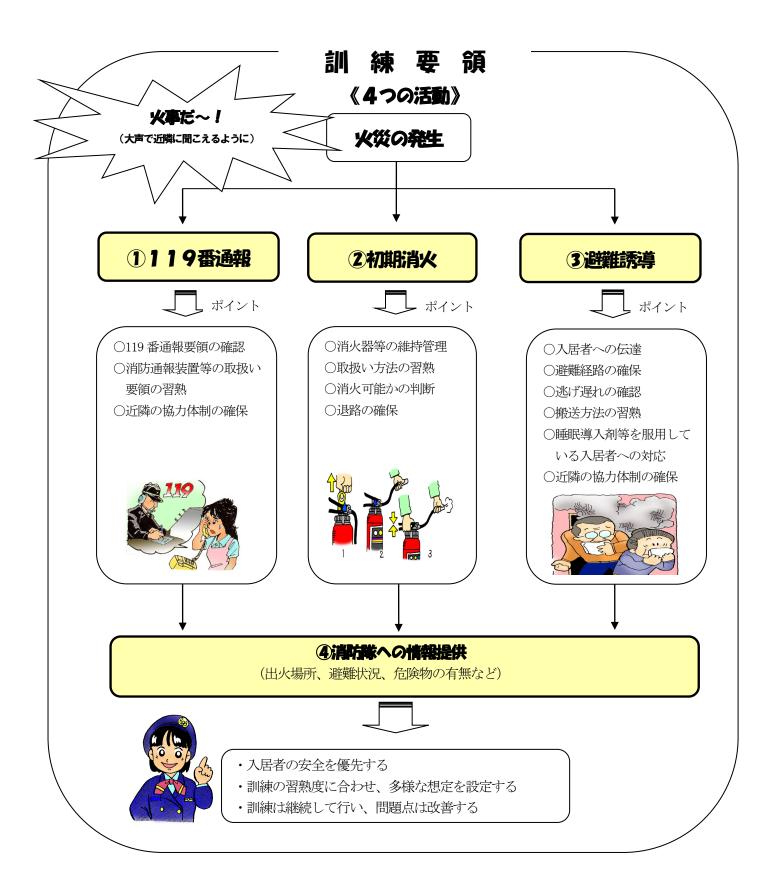
定期に訓練を実施し、施設職員及び入居者に火災時にとるべき行動を熟知させること。

# 【解 説】

小規模な施設は、火災対応の遅れにより深刻な被害が発生するおそれがあります。 火災という非常事態のなかで、迅速・的確に行動するには、日頃から訓練を積み重ねて、 行動力を身につける以外にありません。

訓練を実施することは、施設職員や入居者に防災意識の向上を図るだけではなく、出火防止や避難経路の維持管理など、日常の点検にもつながります。

- 全員の参加で行う訓練は、頻繁にできるものではありません。「通報訓練」、「消火訓練」、「避難訓練」といった行動に分けて、実施することでも効果があります。 その際、無理、無駄がないかをチェックしてみてください。
- 毎回、火災対応行動に要した時間を計測し記録することにより、訓練効果が実感でき、 継続的な取組みへの支えにもなります。
- 火災のとき、避難後に施設に戻ってしまう事例は珍しいことではありません。 理由としては、①避難訓練終了後、すぐに解散して部屋に戻ると、その習慣がついて しまうこと、②避難後に、避難誘導した職員に付いていってしまうことがあげられます。 避難訓練のときに、いったん避難した人のスペースをつくり、しばらくそこで過ごし てから戻るなど、入居者にあった工夫も必要です。
- \* 下記の消防用設備等を設置することで、行動の一部が自動化され、避難誘導に専念することができます。
  - ・「自動火災報知設備・住宅用火災警報器」・・・火災の発見、避難開始
  - 「スプリンクラー設備等の自動消火」・・・消火
  - ・「消防機関へ通報する火災報知設備」・・・119番通報



横浜市火災予防協会では、火災を想定した通報、初期消火、避難誘導のあり方について施設関係者参加型のシュミレーション研修、「**障害者・高齢者社会福祉施設関係者に対する防災安全研修会**」を毎年開催しています。研修の ねらいは

- 「失敗」から学び「気づき」を得る。~再検討し、修正を行う。
- 「継続」し「情報共有」する。~研修で得たことを職場に持ち帰り伝え、失敗や成功事例を共有する。

〔お問い合わせ〕社団法人横浜市火災予防協会

〒232-0064 横浜市南区別所 1-15-1 KCL ビル 2 階 TEL 045-714-0929

第2 「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針」の一部改正について(平成22年3月30日安指第577号 予 防部長通知)

就寝施設を有する防火対象物については「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針(平成11年3月31日消指導 第296号)」により防火安全対策の指導を行っているところですが、作成から10年以上が経ち、その間に消防法令等が 改正され、用語の整理等の必要が生じたため、本指針の一部改正を行いましたので、所属職員に周知されるよう通知 します。

#### 1 主な改正概要

#### (1) 用語の定義

「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成16年総務省令第92号)により、パッケージ型自動消火設備がスプリンクラー設備に代えて用いることができる、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として取扱われたことから、当該項目を削除しました。

#### (2) 適用の範囲

- ア 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例(平成8年3月25日消指導第300号)」が「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号)の公布に伴い廃止されたため当該部分を削除しました。
- イ 「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成19年政令第179号) において、令別表第1(6)項が改正されたことに伴い、用語の整理を行いました。
- (3) 出火防止対策

防炎製品について、グループホームの火災において、石油系材料のソファーが延焼拡大の要因になったことから、布製の家具類についても防炎製品の使用を指導することとしました。

#### (4) 消防用設備等

- ア 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち、スプリンクラー設備の設置されないものにあっては、 火災の拡大を防ぐ上で早期の覚知が必要なことから、規則第23条の規定にかかわらず居室に設ける感知器は煙 式としました。
- イ 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物のうち、職員が夜間不在又は少人数となるものにあっては、通報が適確に行えないおそれがあることから、自動火災報知設備と連動した火災通報装置を設置することとしました。
- (5) 消防活動·救助対策
  - ア 消防水利については、平成16年6月に「横浜市開発事業の調整等に関する条例」を制定し、一定規模以上の共 同住宅や開発行為を伴う令別表(6)項関係の防火対象物に対して設置を義務化したため、本指導指針から削除し ました。
  - イ 消防用活動空地の指導については、「消防用活動空地の指導指針」(平成16年8月消計第129号)を制定したため当該基準により運用することとしました。
- (6) その他

用語の整理を行いました(令別表第1(6)項関係、石綿スレート、一斉式非常放送設備等)。

#### 2 指導時の留意事項

本指針は、建築確認申請又は計画通知がなされる建築物について運用するものとされていましたが、既存の防火対象物についても改修の機会等をとらえて指導することとします。

#### 1 改正経過

就寝施設を有する防火対象物等については、「ホテル、病院等の建築同意に係る避難施設の指導指針について(昭和60年11月20日消指導第211号)」及び「高齢者専用防火対象物の建築設計に係る防災上の安全指導指針について(昭和62年5月22日消企第31号・消指導第52号)」を定め防火安全対策の指導を行っているところですが、両指針とも作成後10年以上を経過し、次の理由などから基準の見直しが必要となっていました。そこで現状の社会情勢等にあった合理的な防火安全対策を作成するため、平成9年度の「横浜市消防設備指導基準等検討委員会」において約1年間の検討を行い、「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全対策に関する調査検討報告書」が平成10年4月13日に消防局長あて提出され、これを基に新たな指針を作成したものです。

- (1) ホテル、病院等について、高層化したものが現れるなど避難バルコニーの設置が必ずしも合理的な対策と は言えず、また、消防法令で設置義務のない避難バルコニー等を一律に制約を課すことが難しくなっている こと。
- (2) 消防法令に関して、昭和62年の東京都東村山市の特別養護老人ホーム「松寿園」の火災を契機に、病院、 杜会福祉施設等に対するスプリンクラー設備の設置範囲が拡大したこと、また、平成6年の福島県福島市の 飯坂温泉の火災を契機にホテル、病院、社会福祉施設等に対する消防機関へ通報する火災報知設備の免除規 定がなくなり設置を要することとなったこと。
- (3) 現在の社会情勢から法令等に基づかない指導はできるだけ縮小する傾向にあること。
- (4) 就寝施設に対する2つの指針をとりまとめ、消防法令において規定されていない部分を補うことを含め防 火対象物の使用実態に合った合理的な防火安全対策を示し、市民の安全に対する要望に応える必要があるこ と。

#### 2 主な概要

- (1) 適用対象を令別表5項イ、5項ロ、6項イ及び6項ロとし、就寝施設を有する点に着目して共通する対策と、各対象物ごとに必要な対策を規定しました。
- (2) 適用範囲について、自動火災報知設備の設置対象で3階以上を基本とし、高齢者等専用のものについては 2階以上としました。
- (3) スプリンクラー設備等の初期消火能力の高い設備を設置した防火対象物について、避難バルコニーや防火 区画の設置等の規制の一部について制約を課さないこととしました。
- (4) 病院、社会福祉施設等では、利用者等の避難が最重要となるため、就寝施設の存する階は廊下等で2以上に防火区画をすることや、病院の手術室等で避難困難な室を防火区画し、一時避難を確保することとしました。

### 3 運用上の留意事項

(1) 用語について

高齢者とは、概ね65歳以上の者とします。

(2) 増改築等について

増改築等によりこの指針の適用対象物となるものにあっては、申請部分が対象となりますが、建築主、設計者等の理解を求め、既存部分についても本指針に適合するよう指導して下さい。

(3) 適用対象について

消防法施行令第8条に規定する区画があっても、指針の適用にあっては同一の防火対象物とみなします。

(4) 消防用設備等について

高齢者等専用の対象物で消防法施行令等の技術上の基準により設置したことにより、支障があり、又はいたずら等が考えられる場合は、当該基準と異なった設置方法でも認めて差し支えないものとします。

(5) 消防水利及び消防用活動空地について

消防水利及び消防用活動空地については、警防部計画課が主管となり設置を指導しますが、その運用については別途主管課から通知する予定です。

(6) 防火管理について

出火防止や避難対策として防火管理面からも次の対策をとるよう指導することが望ましいものであること。

ア 令別表 6 項イ及び口の防火対象物にあっては、就寝施設内は禁煙とし、その他の場所にあっては喫煙場 所を特定すること。また、消毒用のアルコール等の危険物の保管場所、小分け作業室は火気のない専用の 部屋とし、保管場所等は施錠すること。

イ 高齢者等に対しては、避難が容易となる階、又は部分に配置されている部屋を提供すること。

### (7) その他

この指針は消防法令、建築基準法令及び火災予防条例の一般的基準並びに関係基準、指針等の内容を当然 適用することを前提として横浜市消防局建築防火事務処理規程第8条に基づき定めたものです。また、適用 にあたっては、行政手続法(平成5年法律第88号)及び横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15 号)の趣旨に基づき、行政指導となる部分については、関係者に説明を十分行い、協力を得た上で指導を行ってください。

#### 4 運用期日

この指針は、平成11年6月1日以降に建築確認申請又は計画通知がなされる建築物について運用するものとします。ただし、関係者の理解が得られるものにあっては同日前に運用しても差し支えないものとします。 なお、この指針の運用に伴い、次の通知は廃止します。

- ・「ホテル、病院等の建築同意に係る避難施設の指導指針(昭和60年11月20日消指導第211号)」
- ・「高齢者専用防火対象物の建築設計に係る防災上の安全指導指針について(昭和62年5月22日消企第31号・ 消指導第52号)」

## 就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針

#### 第1 目 的

この指針は、人命の安全を確保する観点から、就寝施設を有する防火対象物について関係法令等によるほか、 当該防火対象物の特性を考慮しつつ、出火防止対策、火災拡大防止対策、避難対策等に関し、具体的な基準を定 め、火災等の災害の予防及び被害の軽減に資することを目的とする。

#### 第2 用語の意義

- 1 就寝施設 宿泊、居住、入院、療養等を目的に就寝する部分を有する室(仮眠室を除く。)をいう。
- 2 高齢者等 高齢者、障害者、病院の患者をいう。

#### 第3 適用の範囲

- 1 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1(5)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡以上あり、かつ、3階以上の階に就寝施設を有するもの
- 2 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡以上あり、かつ、3階(高齢者等専用のものにあっては2階)以上の階に就寝施設を有するもの
- 3 令別表第1(6)項イ、ロ及びハ に掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡以上ありかつ、2階以上の階に就寝施設を有するもの
- 4 令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物で、1、2 又は 3 に掲げる部分を有するもののうち、当該部分。 なお、1 から 3 に該当するものであっても、「高層建築物の計画に対する指導指針について(平成10年 4 月 9 日 消指導第286号)」の適用を受けるものは、この指針を適用しないこととする。

## 第4 出火防止対策

1 火気使用

暖房用の火気使用設備器具は、強制対流型ストーブ等の裸火に対応したものとすること(令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分を除く。)。

2 放火防止

休日、夜間等は、出入口を監視できる体制とし、また、リネン室、機材室、薬品庫等の可燃物を保管する室は、 出入口を未使用時施錠できる構造とすること(令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又はその部分を除く。)。

3 防炎製品

寝具類(敷布、カバー、布団、毛布類等)、寝衣類及び布製の家具類(ソファー等)は、努めて防炎製品を使用すること(令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分を除く。)。

#### 第5 火災拡大防止対策

1 構造

主要構造部は原則として耐火構造とすること。

2 内装

スプリンクラー設備の設置されない防火対象物にあっては、居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを 準不燃材料とすること。

- 3 防火区画等
  - (1) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分にあっては、次によること。
    - ア スプリンクラー設備の設置されない防火対象物にあっては、居室の共用廊下等(外気に有効に開放された 部分を除く。)に面する開口部は不燃性のものとし、出入口は自動閉鎖式とすること。
    - イ 火気使用部分(就寝施設内は除く。)は、他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式若しくは火

災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する構造の防火 戸で区画すること。

- ウ リネン室、機材室、薬品庫等の可燃物を保管する室は、他の部分と防火上有効に区画し、開口部は不燃性 のものとすること。
- (2) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分にあっては、(1)アによること。
- (3) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物又はその部分にあっては、(1)アからウによるほか、次によること。
- ア 手術室、分娩室、重症患者集中治療看護室等の患者等の避難が困難な室は、他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式若しくは火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖し、かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有する防火戸で区画(以下「防火防煙区画」という。)することとし、当該区画内の排煙、空調系統は独立したものとすること。
- イ スプリンクラー設備が設置されない防火対象物について、就寝施設の存する階を共用廊下等で水平避難が可能となるように2以上に防火防煙区画することとし、当該区画の排煙、空調系統は独立したものとすること。
- (4) 令別表第1(6)項ロ及びハ に掲げる防火対象物又はその部分にあっては、(1)アからウ及び(3)イによること。

#### 4 消防用設備等

- (1) 業務用の厨房で使用する油脂を含む蒸気を発生させる恐れのある設備には、フード等用簡易自動消火装置を設置すること。
- (2) 気体燃料を使用する厨房には、ガス漏れ警報設備を設置すること。(令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象 物又はその部分を除く。)
- (3) 非常警報設備のうち非常ベル又は自動式サイレンを設置すれば足りる防火対象物であっても、放送設備を設置すること。(令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分を除く。)
- (4) 屋内消火栓設備の設置を要するものにあっては、一人で操作できるものを設置すること。
- (5) 防災センター等を有するものにあっては、自動火災報知設備はアナログ式のものを設置すること。 (令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分を除く。)
- (6) 消火器、屋内消火栓等を廊下等の避難経路に設置する場合は、壁に埋め込むなどの措置を講じること。
- (7) 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分のうちスプリンクラー設備が設置されないものにあっては、居室に設ける自動火災報知設備の感知器は煙式とすること。
- (8) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物のうち、職員が夜間不在又は少人数となるものにあっては、自動火災報知設備と連動した消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。

#### 第6 避難対策

#### 1 避難バルコニー

スプリンクラー設備の設置されない防火対象物にあっては、就寝施設の外気に面する部分に、次により避難バルコニーを設けること。

- (1) 令別表第1(5)項イ及びロに掲げる防火対象物又はその部分にあっては、次によること。
  - ア 避難に際し構造耐力上支障のない構造であること。
  - イ 手すりの高さを考慮する等、転落防止の措置を講じること。
  - ウ 奥行きは、0.8m以上とすること。
  - エ 仕切板を設置する場合は、容易に破壊(例 フレキシブル板 4 mm以下) 又は避難方向に開放できる構造で幅0.6 m以上、高さ0.8 m以上とすること。
  - オ 居室からのバルコニーへの避難口は、直接手で開くことができる構造で、幅0.8m以上、高さ1.8m 以上、下端の床面からの高さ0.15m以下とすること。ただし、避難上支障がないと認められる場合にあって は、高さ1.2m以上、下端の床面からの高さ0.8m以下とすることができる。

- カ 2 方向避難を確保するため、避難器具(11階以上の階に設けるバルコニーを除く。)、屋外階段(屋内避難 階段で、昭和48年消防庁告示第10号に定める部分を有する避難階段を含む。)又は特別避難階段に接続する こと。
- (2) 令別表第1(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分にあっては、避難バルコニーは連続バルコニーとし(1)ア及びイによるほか、次によること。
  - ア 奥行きは、1.0m以上とすること。
  - イ 仕切板を設置する場合は、いずれの方向からも容易に開放できる構造で、幅0.8m以上、高さ1.0m 以上とすること。
  - ウ 居室からバルコニーへの避難口は、直接手で開くことができる構造で、幅0.8m以上、高さ1.8m以上、下端の床面からの高さ0.15m以下とすること。
- エ 2方向避難を確保するため、避難用のスロープ、すべり台(11階以上の階に設けるバルコニーは除く。)、 屋外階段又は特別避難階段に接続すること。

#### 2 火災時の解錠

令別表第1(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分で、居室に施錠をする場合は、自動火災報知設備と連動で解錠し、かつ、宿直室等から手動で解錠できるものとすること。

#### 3 避難経路

避難経路となる階段、通路等は、高齢者等の避難を考慮し段差の解消、幅の確保、手すりの設置等の措置を講ずること。

### 第7 消防活動・救助対策

1 消防用活動空地

はしご付消防自動車が消火・救助活動するために必要な消防用活動空地を「消防用活動空地の指導指針」(平成 16年8月消計第129号)に基づき設置すること。

2 エレベーター

エレベーターを設置する場合は、1基以上をトランク付き又はストレッチャーが収納可能なものとすること。

第3 「高層建築物の計画に対する指導指針」の改正について(平成10年4月9日消指導第286号 予防部長依 命通達)

高層建築物の計画については「高層建築物の計画に対する指導指針(平成2年6月20日消指導第24号)」により、防火安全対策の指導を行っているところですが、平成8年度に横浜市消防設備指導基準等検討委員会から消防局長あて「高層建築物の計画に対する指導指針」の見直し報告書(平成9年3月12日)が提出されました。このため最近の消防法令等の改正やこれまでの指導の実績等を踏まえ、指針の全部改正を行いましたので、所属職員に周知されるよう命により通達します。

#### 1 改正趣旨

本市では、高層建築物の防火安全対策を推進するガイドラインとして「高層建築物の計画に対する指導指針 (平成2年6月20日消指導第24号予防部長依命通達。以下「24号通知」という。)」を定め指導を行っているとこ ろです。

しかしながら次のような検討事項が生じたことから、平成8年度に「横浜市消防設備指導基準等検討委員会」において見直しに係る検討を行い、約1年間の検討の結果、平成9年3月12日に消防局長あて報告書が提出され、これを受け、改正を行ったものであります。

- (1) MM21地区に建築された「クイーンズスクエア横浜」に見られるような複合用途の大規模高層建築物の建設 に対する防火安全対策の確立
- (2) 高層建築物の建築防災設備等の一層のインテリジェント化に対応した消防防災システムの導入
- (3) 指針の制定から6年を経過していることから、実態に即した火気使用規制の見直し、地震対策の強化及び消防法令等の改正に合わせた細部整備

#### 2 主な改正内容

(1) 都市ガスを使用する火気使用設備器具の規制(第3 1(2)関係) 都市ガスの使用については、展望レストラン等を除き31メートル以下の部分で使用することとしていましたが、31メートルを超える部分での使用の規制を緩和しました。

(2) 火気使用区画 (第4 1(2)関係)

業務用厨房については、他の部分と防火区画するよう規制していましたが、防火区画が形態上又は構造上困難な場合の取扱いを明確にしました。また、業務用厨房以外で火気使用がある場合の取扱いについて新たに定めました。

(3) たて穴区画 (第4 1(4)関係)

アトリウム空間等の高天井部分については、スプリンクラーヘッドでの消火効果が期待できないため、出火 防止対策として使用用途等を規制していましたが、高天井部分の自動消火設備として「放水型ヘッド等」が消 防法施行令に定められたことから規制を緩和しました。

(4) ブロック区画 (第4 1(6)関係)

大規模建築物群として複雑に高層棟が接続される建築物については、構造区分等ごとに、延焼防止を日的に 防火区画をするとともに、当該防火区画ごとに緊急時に迅速な災害対応が実行できるようサブ防災センターを 設置することとしました。

- (5) 消防用活動空地等(第6 1関係) 現行の宅地開発技術基準等に合わせ改めました。
- (6) 非常用エレベーター (第6 2関係)

緊急時に迅速な災害対応が実行できるよう、建築物の出入口又は防災センターに近い位置とし、また、サブ

防災センター同様にブロック区画ごとに設けることとしました。

- (7) 防災センター等(第6 4関係) サブ防災センターについて規定し、構造等について所要の改正をしました。
- (8) 防災設備のインテリジェント化(第7関係)

総合操作盤、加圧防排煙設備等について新たに定め、また、その他の設備について所要の改正をしました。

- (9) 消防用設備等の耐震措置(第8並びに別表第4及び第5関係) 消防用設備等の耐震措置について新たに定めました。
- (10) ガス安全システム (別表 3 関係) 共同住宅のガス配管で主たて管を屋内立上りとする場合の規制を別添えとして追加しました。

#### 3 運用上の留意事項

この指針は消防法令、建築基準法令及び火災予防条例の一般的基準並びに関係基準、指針等の内容を当然適用することを前提として横浜市消防局建築防火事務処理規程第8条に基づき定めたものです。また、適用に当たっては、行政手続法(平成5年法律第88号)及び横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号)の趣旨に基づき、行政指導となる部分については、関係者に説明を十分行い、協力を得た上で指導を行ってください。

#### 4 運用期日

この指針は、平成10年6月1日以降に建築確認申請又は計画通知がなされる新築の建築物について運用するものとます。ただし、関係者の理解が得られるものにあっては同日前に運用しても差し支えないものとします。 なお、この指針の運用に伴い、24号通知は廃止します。

#### 高層建築物の計画に対する指導指針

#### 第1目的

この指針は、高層建築物における出火防止、火災拡大防止、避難の安全確保、消火活動の容易性の確保等を図るため、横浜市消防局建築防火事務処理規程(平成7年3月消防局達第3号)第8条に基づく審査について、必要な事項を定める。

#### 第2 適用の範囲

高さ31メートルを超え、かつ、15階以上の建築物で建築基準法(昭和25年法律第201号)第34第2項の規定により、非常用の昇降機(以下「非常用エレベーター」という。)の設置を要し、また、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号、以下「建基令」という。)第122条の規定により、特別避難階段の設置を要する建築物とする。

## 第3 出火防止対策

- 1 火気使用設備器具
  - (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、次の基準によるものとする。
    - ア 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)により安全性が確認されているものを使用すること。
    - イ 赤熱したニクロム線等の発熱部が、外部に露出している火気使用設備器具は使用しないものとし、シーズ ヒーターを使用したクッキングヒーター、電磁調理器等を使用すること。
    - ウ 電気配線は、関係法令に基づき、適正に施工すること。
  - (2) 都市ガスを使用する火気使用設備器具は、次の基準によるものとする。
    - ア 共同住宅以外の用途で使用する場合
    - (ア) 防災センター又は管理室等により、常時、災害時の対応が可能な体制がとられていること。
    - (イ) 厨房設備は、使用中に誤って放置された場合の出火防止性能を有するものを使用するほか、以下の例を 参考に努めて必要な措置を講じること。
      - a こんろ等は、調理油過熱防止装置を有すること。
      - b 厨房に従業員が不在になった場合には、自動的に熱源を停止すること。
    - (ウ) 厨房設備は、地震発生時の出火防止性能を有するものを使用するほか、以下の例を参考に努めて必要な 措置を講じること。
      - a 地震時には、緊急地震速報の受信により熱源を迅速に停止できる体制をとること。または、自動的に 熱源を停止すること。
      - b 厨房内は、高温の調理油と裸火又は水を隣接させないレイアウトとすること。
    - (エ) 努めて、熱源の燃料等の漏洩を検知する装置等を出火防止に活用した体制をとること。
    - (オ) 火気使用設備器具は、努めて一定の場所に集中し、配置すること。
    - (カ) ガス配管等の設計施工は、次により行うこと。
      - a 高さ60メートルを超える建築物にあっては、別表第1「高層建築物のガス安全システム (その1)」 によること。
      - b 高さ60メートル以下の建築物にあっては、別表第2「高層建築物のガス安全システム (その2)」によること。
    - イ 共同住宅の用途で使用する場合

都市ガスを使用する火気使用設備器具は次の基準によること。

- (ア) ガスこんろは「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」(昭和46年通商産業省令第27号)に基づく、 調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置を有すること。
- (イ) ガス配管等の設計施工は、別表第3「高層建築物のガス安全システム(その3)」によること。

#### (3) その他

- ア 燃料容器により供給される液化石油ガス (LPG)を燃料とする火気使用設備器具は使用しないこと。
- イ 共同住宅の用途で使用する電気こんろ類は、努めて調理油過熱防止装置等の安全装置付のものとすること。
- ウ 火気使用設備器具を使用する共同住宅の家具・家電類は、地震動等により火気使用設備器具へ転倒、落下 しない対策を行うこと。
- 2 業務用厨房(飲食店等又は社員食堂等の厨房をいう。)で使用する、油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある設備には、フード等用簡易自動消火装置を設けること。
- 3 受電設備、変電設備等の変圧器及び遮断器は、努めて不燃油使用機器又は乾式の機器を使用すること。

#### 第4 火災拡大防止対策

- 1 防火区画
  - (1) 面積区画
    - ア 一の面積区画(建基令第112条第1項、第4項、第7項から第9項まで、第18項に定める区画をいう。)は、 当該区画のいずれの部分からも2以上の避難経路を確保すること。ただし、当該区画がおおむね100平方メ ートル以下の場合は、この限りでない。
    - イ 防火戸を設ける場合は、防火戸の上部におおむね30センチメートル以上の耐火構造又は不燃材料の防煙た れ壁を設けること。
    - ウ 常時閉鎖式以外の防火戸を設ける場合は、努めて火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の 防火戸とすること。
  - (2) 火気使用区画

#### ア 飲食店又は社員食堂等

第3 1の各号に定める火気使用設備器具(電気を熱源とする設備器具で入力の合計が24キロワット以下のものを除く。)又は使用に際して火災発生のおそれのある設備器具(以下「火気使用設備器具等」という。)を設ける業務用厨房は、次により区画すること。ただし、業務用厨房で区画することが構造上困難である場合にあっては、当該厨房を含む飲食店又は社員食堂等により区画することができるものとする。

なお、業務用厨房以外の部分に火気使用設備器具等を設ける場合は、当該部分も同様に区画すること。

- (ア) 耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式若しくは火災により煙が発生した場合若しくは火災により温度 が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸で区画すること。
- (イ)(ア)の区画内の壁及び天井の室内に面する部分は、下地及び仕上げとも不燃材料とすること。
- (ウ) 電線、給排水管等が (ア) の区画を貫通する場合は、モルタルその他の不燃材料又はこれと同等以上の 防火性能を有すると認められる工法で埋戻しをすること。
- (エ) 換気、冷暖房設備等のダクトが(ア)の区画を貫通する場合は、当該ダクトが区画を貫通する部分又は これに近接する部分に防火ダンパーを設けるとともに貫通部をモルタルその他の不燃材料で埋戻しをする こと。

#### イ 飲食店又は社員食堂等以外

火気使用設備器具等を設ける部分は、他の部分と不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合 にあっては、はり及び屋根)又は防火戸で区画すること。

#### (3) 避難経路等の安全区画

- ア 避難経路となる廊下等は、居室、倉庫、機械室等と防火上有効に区画し、当該区画の開口部は、防火戸又 は不燃性の戸とすること。
- イ 避難階においては、下階に通じる階段の出入口と上階に通じる階段の出入口は、努めて共用しないものと し、耐火構造の壁又は常時閉鎖式の防火戸で区画すること。ただし、特別避難階段又は煙汚染を防ぐための

前室を設けた避難階段にあってはこの限りでない。

- (4) たて穴区画 (建基令第112条第11項に定める区画をいう。)
  - ア 特別避難階段、非常用エレベーターの昇降路及び排煙のためのシャフトを除き、建築物の全階層にわたる たて穴を設けないこと。
  - イ 高さ100メートルを超える建築物にあっては、非常用エレベーターを除く常用エレベーターは、おおむね 15から20階層単位にバンク分けを行うこと。
  - ウ パイプシャフト、電線シャフト、ダストシュート等は、耐火構造の壁又は特定防火設備である防火戸で区 画するとともに各階ごとの床に相当する部分で、防煙性能及び防火性能を有する材料でふさぐこと。また、 電線シャフトには、延焼防止上有効な措置を行ったものを除き多量の電線ケーブルをグループ化して設けないこと。

#### (5) 層間区画

- ア 外壁スパンドレル部分(外壁における窓の下枠と下階の窓の上枠との間の壁のことをいう。)の形状及び 寸法は、上階延焼防止に有効な構造とすること。
- イ 外壁のカーテンウォールと床板との接続部分は、耐火性能を有するモルタルその他の不燃材料を充てんすること。

なお、この場合鋼板等により脱落防止措置を行うこと。

- ウ カーテンウォールの支持部材、構造上重要な方立て、ファスナー等は、耐火被覆を行うこと。
- エ 換気又は冷暖房設備は、各階に空調機械室を設ける各階方式とし、これらのダクトは、努めて階を貫通しないこと。ただし、耐火構造で造られた専用のシャフトによる新鮮空気供給ダクト又は余剰空気用ダクトにあっては、この限りでない。
- オ エによりがたい場合にあっては、多層階にわたらないように空調機械室を数階層ごとに設け、併せて当該 数階層ごとに防火区画を行うこと。
- (6) ブロック区画

大規模建築物群として複雑に高層棟が接続される建築物で、高さ100メートルを超え、又は延べ面積100,000 平方メートル以上となるものについては、次により区画すること。

- ア 建築構造区分、用途区分、管理区分等ごとに建築物の規模、形態等を考慮し、延焼防止上及び避難安全上 有効な部分で耐火構造の壁又は床で区画すること。また、接続部分の開口部には、常時閉鎖式若しくは火災 により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸を二重に設置し、又は防火戸にドレンチャー設備、 ガラススクリーン等を設置することにより有効に区画すること。
- イ 避難経路については、アの区画内ごとに有効に避難できるようにすること。
- ウ 建築物全体の消防用設備等を監視する防災センター (消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号。以下「施行規則」という。)第12条第1項第8号に定めるものをいう。)のほか、アの区画ごとに当該区画内の消防用設備等を監視する場所 (以下「サブ防災センター」という。)を設置すること。ただし、防災センターの設置される区画には、サブ防災センターの設置は要しないものであること。
- 2 内装材料等の不燃、難燃化
  - (1) 内装材料は、下地及び仕上げとも準不燃材料とすること。
  - (2) 机、椅子等の家具調度品は、努めて不燃化すること。
  - (3) 装飾物品を使用する場合は、難燃材料又は防炎性能を有するものであること。
  - (4) ホテル、病院等で寝具として使用するふとん類、毛布類等は、防炎製品を使用すること。

## 第5 避難対策

1 特別避難階段

- (1) 特別避難階段の配置は、二方向避難上有効な位置とし、当該階段に通じる廊下等の避難経路は、単純なものとすること。
- (2) 附室(バルコニーを含む。) から階段に通じる出入口に設ける防火戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。
- (3) 屋内から附室に通じる出入口の防火戸は、防火シャッター以外の特定防火設備である防火戸とすること。また、火災に伴う風圧等により可動しないようドアチェック等により有効な措置を講じ、常時閉鎖状態を保持すること。
- (4) 屋内から附室に通じる出入口の上部には、おおむね30センチメートル以上の耐火構造又は不燃材料の防煙たれ壁を設けること。
- (5) 階段室内には、その階の階数表示を非常電源内蔵照明器具により確認できるよう設けること。
- (6) 附室は、居室より直接通じていないこと。また、一般通路及び廊下と兼用しないこと。
- (7) 附室内に屋内消火栓又は連結送水管の放水口が設けられている場合は、屋内から附室に通じる出入口に設ける特定防火設備である防火戸の下方に消防用ホース通過孔を設けること。(別図のとおり)

#### 2 補助避難施設

高さ100メートルを超える建築物にあっては、直接外気に開放されている部分を有するバルコニー又は空調設備機械室等に、当該部分より下階に避難できる補助避難施設を設けること。

#### 3 屋上避難広場

- (1) 最上階部分に展望を目的とした飲食店等を設ける場合は、避難場所として十分な広さと安全性を有する屋上 避難広場を設けること。
- (2) 屋上避難広場には、当該広場に通じる2以上の階段を設け、そのうち1以上を屋外避難階段又は特別避難階段とすること。

### 第6 消火・救助・救急対策

- 1 消防用活動空地等
  - (1) 原則として建築物と同じ地盤面に設けることとし、非常用進入口又はこれに代わる開口部から水平距離8メートル以内の場所とすること。
  - (2) 当該空地は、幅員5メートル以上、長さ11メートル以上を有し、縦横こう配は、8パーセント以下とすること。
  - (3) 消防用活動空地に至る敷地内通路は、原則として幅員5メートル以上とすること。 また、交差部にははしご消防自動車が容易に進入できるよう、通路幅員に応じたすみ切りを設けること。
  - (4) 消防用活動空地及びこれに至る敷地内通路等には、消防自動車の進入口である旨の表示及び車止めの設置等 必要な措置を講じること。
  - (5) 消防用活動空地及びそれに至る敷地内通路は、20トンの重量に耐える構造とすること。
  - (6) 連結送水管等の送水口の付近には、防災センターと連絡できる専用電話等を設けるとともに消防自動車が容易に接近でき、かつ、消防隊が活動できる十分な広さの空地を有すること。また、当該空地は、火災による上階からの落下物等により二次災害が起こらない場所に設けること。
- 2 非常用エレベーター
  - (1) 非常用エレベーターの乗降ロビーは、消防隊の進入する建築物の出入口又は防災センターに近い位置(屋外への出入口から歩行距離30メートル以下であること。)で、かつ、出入口に有効に通じていること。

なお、第4 1(6)に定めるブロック区画を有する建築物については、非常用エレベーターを区画ごとに前段に準じて設けること。

- (2) 乗降ロビーは、居室より直接通じていないこと。
- (3) 乗降ロビーに屋内消火栓又は連結送水管の放水口が設けられている場合は、屋内から乗降ロビーに通じる出

入口に設ける特定防火設備である防火戸に第5 1(3)及び(7)の規定により風圧等により可動しないための措置を講じるとともに消防用ホース通過孔を設けること。

- (4) 避難階に乗降ロビーを設けるとともに他の部分と防火区画すること。
- (5) 乗降ロビーには、その階の階数表示及び防災センターと連絡できる専用電話等を設けること。
- (6) 乗降ロビーには、消火活動時に水が昇降路に流入しないよう、水こう配、排水口等を設けること。
- (7) 非常用エレベーターのうち1基以上を救急用担架が収容可能なもの(エレベーターのかごの奥行き等を内のり寸法で2メートル以上確保したもの。)とすること。ただし、非常用エレベーターに専用の救急用担架を備え付けた場合又は常用エレベーターのうち、1基以上を当該担架収容可能なものとした場合にあっては、この限りではない。
- (8) 救急用担架が収容可能な非常用エレベーター又は常用エレベーターは、救急搬送の動線を考慮した位置に設置すること。

#### 3 緊急離着陸場等

- (1) 緊急離着陸場又は緊急救助用スペースは、別に定める『緊急離着陸場等設置指導基準』により設けること。
- (2) 待避場所は、第5 3屋上避難広場を兼ねることができるものであること。

#### 4 防災センター等

防災センター及びサブ防災センター(以下「防災センター等」という。)の構造等は、横浜市火災予防規則(昭和49年3月横浜市規則第23号)第21条の2に定めるところによるほか、次によること。

- (1) 他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は防火戸(出入口にあっては、常時閉鎖式のものに限る。)で区画すること。
- (2) 防災設備機器等の監視、制御、操作及び保守が容易にできる大きさとするほか、消防活動の拠点として運用するため、床面積をおおむね40平方メートル以上とすること。
- (3) 隣接して、防災センター等の要員が仮眼、休息等をする部分を設ける場合は、当該部分と耐火構造の壁又は常時閉鎖式の防火戸で区画すること。
- (4) 漏水、浸水等に対して適切な防水措置が講じられていること。
- (5) 換気、冷暖房設備は専用とすること。
- (6) 複数の防災センター等を設置する建築物は当該防災センター等で相互通話可能な専用電話等を設けること。
- 5 救助用アンカー

屋上に救助用アンカーとして丸環(ステンレス鋼19 $\phi$ 、内径100 $\phi$ )を強度 2、100重量キログラム以上の張力に耐えられるよう設けること。

## 6 救急対策

円滑な救急活動を考慮し、次による対策を講じること。

- (1) 建物関係者が、救急要請に基づいて出場した消防職員を傷病者のところまで案内・誘導できるよう、防災センター等の付近に緊急車両が接近できるスペースを確保すること。
- (2) 救急要請に基づいて出場した消防職員が早期に傷病者と接触し、搬送できる救急活動動線を確保すること。
- (3) 救急事案発生時の対応を定めたマニュアルを防災センター等へ掲示するなど、防災センター等の要員が円滑に対応できる体制をとること。
- (4) 建物内で傷病者が発生した場合に、おおむね5分以内に搬送できる場所に自動体外式除細動器を設置すること。

## 第7 消防防災設備のインテリジェント化

消防用設備等をはじめ各種防災設備、機器等は、相互に連携を保ちながら複雑なシステムを構成することから 制御の迅速性、監視の容易性及び管理の省力を図るため次によりインテリジェント化を図ること。

### 1 自動火災報知設備

- (1) 自動試験機能等対応型のアナログ式感知器、中継器及び受信機を設けること(共同住宅を除く)。
- (2) エントランス、トイレ等の火災発生のおそれの少ない共用部分についても、放火対策として感知器を設けること。

#### 2 加圧防排煙設備

高さ100メートルを超える建築物にあっては、廊下、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー 等の部分を煙の侵入から防護するため加圧防排煙システムを設けること。

#### 3 無線通信補助設備

地階で、床面積が1,000平方メートル以上のものには、無線通信補助設備を設けること。ただし、業務用無線 を消防無線として有効に活用できる場合にあっては、この限りでない。

## 4 防災監視カメラ

主要な避難施設・不特定多数の人が出入りする場所には災害時等に防災センター等において避難誘導、消火・ 救助・救急活動の支援として、また、死角となりやすい通路、駐車場等には放火対策として防災監視カメラを設 けること。

## 第8 消防用設備等の耐震措置

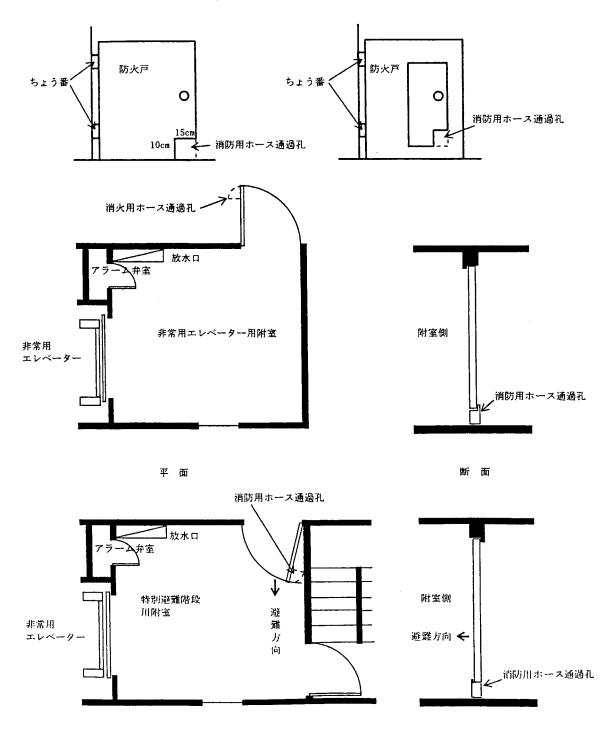
地震時において機能を保持できるよう別表第4及び第5を参考に消防用設備等の耐震措置を講じること。

#### 第9 震災対策・浸水対策

消防用設備等の加圧送水装置や非常電源等の主要な機器は、免震層より上階で、かつ、浸水等のおそれがない 場所に設置すること。ただし、設置が困難な場合は、防水板や防水ゲートの設置など、浸水対策を講じた場所に 設置すること。

## 別図

- 消防用ホース通過孔の位置はちょう番の反対側下部とする。
- 消防用ホース通過孔の幅及び高さは、それぞれおおむね15センチメートル及び10センチメートルとすること。
- 消防用ホース通過孔の部分は手動で開閉できるものとし、常時閉鎖状態が保持できる構造とすること。
- 消防用ホース通過孔部分は蛍光性の塗色をする等、容易に位置を確認できるようにすること。
- 防火戸の開閉方向と消防用ホース通過孔の開閉方向は同一方向とすること。
- 消防用ホース通過孔の開閉方向は、特別避難階段にあっては避難方向に、非常用エレベーターの附室にあって は室内方向に開くものとすること。



# 別表第1

# 高層建築物のガス安全システム(その1 高さ60mを超える共同住宅以外の建築物に適用)

· · · · · ·	I		1	1	
遮 断 装 置	ガ ス	HG 1	ガス漏れ警報器	消費設	備
建築物全体遮断	埋設部(建築物外壁貫	建築物内部配管	メーター	ガス栓・接続具	消費機器
是 采 物 主 体 遮 荫	通部含む)	(屋外立上り管含む)	自動ガス遮断装置	ス 八住 一致机会	11月 1次 位
1 建築物の引込管の道路境界線近6	穿 ┃ 1 埋設配管はポリエ	1 たて管及びたて管から分	1 ガス消費機器の使用箇所にはガ	1 業務用消費機器の場合は、次	1 固定型消費機器
の敷地内に地上から容易に操作し	导 チレン管又は鋼管等	岐第一固定点までは、日本	ス漏れ警報器を設置する。	のいずれかとする。	の固定は想定加速
る引込管ガス遮断装置を設置する。	とする。	ガス協会発行「超高層建物		・ 金属管を用いて接続すると	度に耐え得るもの
		用ガス配管設計指針」に基	2 メーター本体及びその取付支持	きは、両端をネジ、フランジ	とする。
2 建築物の飛込部近傍に感震器と		づき設計する。主な設計内	は建築物の想定加速度に耐えるも	又は溶接により接続する。	
動可能な緊急ガス遮断装置を次の	対策を考慮し、必要	容は以下のとおりである。	のとする。	・ 金属可とう管を用いて接続	2 機器の選定は次
号により設置する。	に応じて建築物外壁	・ 自重により座屈しない		するときは、両端をネジ又は	のとおりとする。
<ul><li>・ 感震器は250ガル以上の地震を見る</li></ul>	貫通部外側にスネー	支持スパンとする。	3 メーター周囲の配管は、建築物	迅速継手により接続する。	<ul><li>給湯冷暖房・</li></ul>
知し作動するものとし、想定応久	答 ク管、ベンド管等に	・ 地震時の層間変位に耐	と共振しない配管系とする。	<ul><li>強化ガスホース又はガスソフトコードを用いて接続する</li></ul>	発電機器は、屋
加速度が最も高いと想定される	皆 より可とう性を持た	える配管系とする。		ときは、両端をネジ、抜け防	外設置型又は密
層に設置する。	せる。	・ 建築物と共振しない配	4 地震時にメーターに大きな力が	止金具又は迅速継手により接	閉燃焼型機器若
<ul><li>緊急ガス遮断装置が作動する。</li></ul>	_	管系とする。	作用することのないよう配管を強	続する。	しくは強制排気
とにより、建築物へのガス供給:	₺ 3 日本ガス協会発行	・ 温度変化による応力を	固に取り付ける。	<ul><li>ガスコードを用いて接続す</li></ul>	方式とする。
遮断する(非常電源に用いる常)	目 「中低圧ガス導管耐	吸収する配管とする。		るときは、両端を迅速継手に	
防災兼用ガス専焼発電設備の配	震設計指針」に基づ	・ 配管及び配管支持は建		より接続する。	
を除く。)。	き以下の条件で耐震	築物の想定加速度に耐え	は、ガス漏れ警報器を設置する。	・ 直接接続ガス栓を用いて接	
・ 非常時に防災センター等から		るものとする。	・ガス遮断弁室	続するときは、ネジにより接	
ボタンによって建築物へのガス				続する。	
給を瞬時に遮断する。	位は低圧管の場	× 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			
・ 緊急ガス遮断装置は停電時作			別添え2参照)	2 一般家庭用消費機器で、固定	
可能とする。	以上、鉛直方向			型消費機器の場合は、過流出安	
• 非常電源駆動式	2.5cm 以上とす	/ = 0 (/////////////////////////////////		全機構付きガス栓を使用する。	
・バネ式	る。	1 参照)	置する。	ただし、前1に従い接続する場合は、この限りでない。	
<ul><li>気体圧駆動式(空気圧、炭酸)</li></ul>				合は、この限りでない。	
ス等)	みは ε 0 = 3 %以		7 自動ガス遮断装置は感震遮断機	3 一般家庭用消費機器で、移動	
・ 緊急ガス遮断装置は防災セン	タ 内とする。	ンター発行「建築設備耐震	能を有するとともに、ガス漏れや	型消費機器の場合は、過流出安	
ーに作動を表示し、警報を行う。		設計・施工指針」に基づき	火災発生時の外部信号と連動遮断	全機構付きガス栓を使用する。	
	4 防食措置を施す。	設計施工する。	が可能なものとする。		
			8 自動ガス遮断装置が作動するこ		
			とにより、厨房へのガスの供給を		
			遮断する。		
			9 防災センター等にガス漏れの表		
			示・警報及び自動ガス遮断装置の		
			操作・作動状況を表示する。		

# 別表第2

# 高層建築物のガス安全システム(その2 高さ60m以下の共同住宅以外の建築物に適用)

	遮	断		装	置		ガ	ス	配	 管	18 - NO 1 ### 40 00	消	費	設		備	
										建築物内部配管	ガス漏れ警報器メーター				I		
建	築	物	全	体	遮	断	埋設部(建築物外	<b>卜壁貫通部</b> 倉	<b>含む</b> )	(屋外立上り管含	自動ガス遮断装置	ガス栓・	接続具		消	費機	器
										む)					<b></b>		
						敷地内			/管又	1 原則として 100mm以上の配管	1 ガス消費機器の使用箇所 にはガス漏れ警報器の設置	1 業務用消費機 のいずれかとす		、次		器の固定 築センタ	
			架作し	付のり	込官人	ノルとと	は鋼管等とする	0		は溶接接合とす	にはガス伽和警報品の設直 を推奨する。	<ul><li>・ 金属管を用</li></ul>	<b>2</b> 0	スレ		楽センタ 建築設備	/ -
装直	を設置	9 0.					   2 耐震及び地線	沙下社签为	シ 去唐	は俗族佞首とり	を推奨する。	きは、両端を				<sup>建架設佣</sup> ・施工指	
9 建	築物の	和	圧倒に	成電男	とし連重	可能な	し、必要に応し			<b>ට</b> ං	2 メーター本体及びその取	又は溶接によ				・爬工1日 づき設計	
	.,	断装置を					通部外側にスク		,,	2 配管は日本建	付支持は建築物の想定加速	<ul><li>金属可とう</li></ul>	管を用いて	接続	エする	- 12 - 11 - 1	лы
						ロレ作動	管等により可	とう性をも	ったせ	築センター発行	度に耐えるものとする。	するときは、			/ I	<b>~</b> 0	
す	るもの	とする。					る。			「建築設備耐震		迅速継手によ	, 104/104 / 40	,	2 機	器の選定	は次
	感震器	の設置に	は、緊	(急ガス	く 遮断装	置の操				設計・施工指	3 メーター周囲の配管は、	・ 強化ガスホ フトコードを			のと:	おりとす	る。
		とする。					3 日本ガス協会			針」に基づき設	建築物と共振しない配管系	ときは、両端				給湯冷暖	
					, -	とによ	ス導管耐震設計	· · · · · -		計施工する。	とする。	止金具又は迅			-	電機器は	
						非常	以下の条件で耐		- 0		4 (rices n+) = ) = 1.3	続する。				設置型又	
_		いる吊り を除く。		未用刀	ノス専炼	発電設	・ 標準設計地の場合、水平力				4 地震時にメーターに大き な力が作用することのない	・ ガスコード	- / 14	1/0 /		然焼型機 くは強制	
0.14			, ,	, _ 生ヵ	いた畑ま	ドタンに	直方向2.5㎝		_ , , ,		よう配管を強固に取り付け	るときは、両		手に	_	へは独削 式とする	
				•		遮断す	<ul><li>・ 鋼管の基準</li></ul>	-	-		る。	より接続する ・ 直接接続ガ	-	て挟	<i>)))</i>	KC 9 3	0
る		<i>* N N</i> .	, • .	. N.VIII G	. 197	- 200 1-7	3%以内とする	- , ,			0	続するときは	/		I		
•	緊急ガ	ス遮断	装置に	停電時	<b></b> 作動可	『能とす					5 厨房には自動ガス遮断装	続する。		, 12	l		
る	0						4 防食措置を施	iす。			置を設置する。				l		
•	非常電	源駆動	式									2 一般家庭用消	,		l		
	バネ式										6 自動ガス遮断装置は、感	型消費機器の場			l		
		駆動式	,			* /					震遮断機能を有するととも	全機構付きガス ただし、前1に	, , , , ,	_ 0	I		
					ニンター	-に作動					に、ガス漏れや火災発生時	合は、この限り		(J 4m)	l		
8	表示し	、警報を	ど仃り								の外部信号と連動遮断が可 能なものとする。	11000			l		
											能なものとする。	3 一般家庭用消	費機器で、	移動	l		
											7 自動ガス遮断装置が作動	型消費機器の場	合は、過流	出安	l		
											することにより、厨房への	全機構付きガス	栓を使用する	5.	l		
											ガスの供給を遮断する。				l		
															l		
											8 防災センター等にガス漏				l		
											れの表示・警報及び自動ガ				l		
											ス遮断装置の繰作・作動状				l		
											況を表示する。				ı		

# 別表第3

# 高層建築物のガス安全システム(その3)(共同住宅に適用)

	置	ガ	ス配管	* - 8 -	消費	設備
建築物全体遮断	各住戸自動遮断 (マイセーフ)	埋設部 (建築物外壁 貫通部含む)	建 築 物 内 部 配 管 (屋外立上り管含む)	ガス漏れ警報	ガス栓・接続具	消費機器
1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る引込管ガス遮断装置を設置する。 2 建築物の飛込部近傍に感震器と連動可能な緊急ガス遮断装置を次に感震器ととり設置する。 ・ 感震器は250ガル以上の地震を感知し作動するものと想定応答が最もする。 ただし、60m以下の建築物で緊急ガス遮断装置とがの強性が変勢に設置する。 ・ だし、60m以下の建築物で緊急ガス遮断装置が作がある。 ・ 緊急ガス 連第物への限りでない。 ・ 緊急ガス 連第物への記憶が がる記憶が がる記憶が がった がらいる でいます がらいます がらいます がらいます がらいます がらいます がらいます がらいます がらいます がらいます がった は に 変 を いっとに よ 変 を いっとに ま で 気 に よって は 停電 時 作 動 可能とす る。 ・ 解とする。 ・ 解とする。 ・ 非常電源駆動式・バネ体圧駆動式(空気圧、炭酸ガス等)・ 緊急ガス遮断装置は防災センターに作動を表示し、警報を行う	1 断し遮一しの流夕置用ねを合とをるととをるでは、	1 工等 2 下必物に対する。 2 下必物に対する。 3 でではは 2 下必物に対する。 3 で変壊に壁みでは 3 で変壊に壁みがある。 4 す。 2 下必物に対する。 3 ででは、 2 でのでは、 3 ででに対し、 5 でのでは、 3 ででは、 4 す。 2 を 2 を 3 を 4 す。 4 す。 4 す。 4 す。 4 す。 5 でのでは、 4 す。 5 でのでは、 4 す。 6 でのでは、 6 でのでは、 7 でのでは、 8 でのでは、 8 でのでは、 9 では、	1 たて管及びたて管から分岐第一固定点まででがら分岐第一固定点まで近びに横引配管は、日本和管設計指針」に基づき設計である。・ 自重により座屈しない支持スパンとする。・ 地震時の層間変位に耐える配管系とする。・ 健築物と共振しない配管系とする。・ 温度変化による応力を吸収をで変した。・ 配管をする。・ 配管をする。・ 配管を表したのが、定の記でである。・ 配管を表したでででででは、この指針はようでででは、では、ないによらなが、ででが、でででは、では、ないによらないが、では、ないによらないが、では、ないによらないが、では、ないによらないが、では、ないによらないが、では、ないになどが、ないになどが、ないになどが、では、ないになどが、ないになどが、ないになどが、ないになどが、ないになどが、ないになどが、ないになどが、して、などが、ないになどが、ないになどが、ないになどが、ないになどが、ないになどが、ないになどが、ないになどが、ないになどが、ないによった。・ 配管は、ないになどが、ないによりが、ないにないが、は、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ない	<ol> <li>大のののものとなった。</li> <li>大のののもののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ol>	1 合付る かは・ 接両ンり 用き又り 又一寸を金に いは手る をとり 移はき と がはこ 金続端ジ接金いはは接強はドるネ具よガて、に。 直用き接 動、ガ型過ス しいの属すを又続属て、迅続化ガをとジ又りス接両よ 接いは続 費出を 次続り管るネはす可接両速すガス用き、は接コ続端り 接て、す 消流栓 と でんしいの属すを又続属で、迅続化ガをとジマりス接両よ 接いは続 型過ス でんしいの の後用 できとジ溶ると続端継るスソいは抜迅ポーすをり 続接ネる 費出を と をとり なるな用き、接 うすを手 ホフて、け速すドる迅接 ガ続ジ 器全使 の 後用 ず場いいはフに 管るネに 一ト接両防継。をと連続 スすに の機田を 横す れ合。て、ラよ をとジよ スコ続端止手 用き継す 栓るよ 場構す	1 器加も 機の

# 別表第3 別添え

- 1 たて管からの分岐第一固定点から下流側の配管
  - (1) 配管口径が100mm以上の場合の配管接合は、原則として溶接とする。
  - (2) 各階ごとにガスを遮断できるガス栓を設置する。 なお、メーターガス栓をこれに代替することができる。

# 2 ガス漏れ警報器

- (1) パイプシャフト内にたて管を立上げる場合で、パイプシャフト内の換気(\*1) が不可能な場合は、パイプシャフト内の密閉空間ごとにガス漏れ警報器を設置し、その作動状況が防災センター等(\*2) で監視できるシステムとする。
- (2) ガス漏れ警報器の監視盤は、緊急ガス遮断装置の操作盤の近傍に設置する。
  - \*1 換気とは直接外気 (開放廊下を含む。) に面している換気設備をいう。
  - \*2 防災センター等の等とは特定のものが監視できる場所をいう。

# 別表第4

# 消火設備の耐震措置

	1 水槽の設置部分に作用する地震時の力を想定し、これにより発生する曲げ、せん断応力等に
┃ ┃ 水槽タンク類	十分耐える措置をする。基礎も同様とする。
71167 4 7 79	2 地震の振幅を考慮した貯水の応答等を加味し、強度的に弱いものは、材料の使用制限、補
	強、スロッシングによる影響度の低減等の措置をする。
	1 固定は、水槽タンク類に準じる。
加圧送水装置	2 ポンプケーシング等が強度的に弱い場合は、脆性材の使用制限を考慮する。
	3 防振支持は、ずれ、飛び出し防止の措置をする。
	1 配管のネジ接続を制限する。
	2 脆性材の使用制限を考慮する。
配管	3 配管系に逃げを考慮する。
(一般事項)	4 配管と付属機器の接続箇所及び付属機器の固有振動を考慮する。
	5 地盤、建物、機器等との相対変位が考えられる場所には、フレキシビリティーを持たせる。
	6 床、壁の貫通部は、剛な支持、固定を避ける。
	1 超高層建築物の立ち上がり管は、層間変位に耐えられるように措置する。
	2 立ち上がり管の頂部は、四方向プレーシングを措置し、他の部分にも適切な支持を措置す
配管	る。
(立上り管)	3 応力が大きくなると予想される部分は、門型配管を避けるよう考慮する。
	4 強制変形が許容応力以下の場合は、許容応力による支持金具の強度とのかねあいを考慮す
	る。
	1 壁を貫通する部分は、できるだけルーズにし、特殊なスリーブ等を用いて充てん材をつめ
	る。
	2 横引き配管又は枝管とヘッドまでの間隔は低限値を定める。
配管	3 管のたわみにより、振動が増長されないよう配慮する。
(横引き管)	4 配管系の基本寸法、支持金具の配置等の基本寸法を検討する。
	5 横引き管の支持は、立ち上がり管の分岐箇所からなるべく長くとる。
	6 メイン横管のともぶれ防止(V型つり金具による措置)を配慮する。
	7 天井共振現象による部分破壊(ヘッド、末端枝管)を考慮する。
	1 ねじ込み管継手、ユニオン継手等の使用制限を配慮する。
	2 曲げモーメントが大きい部分のフランジ型継手の使用制限を配慮する。
継手類	3 たわみ継手(ベローズタイプ)の振れ止めを考慮する。
	4 ポールジョイントのパッキンの材質、構造を検討する。
	5 可とう継手は、その特性内で使用するよう設置場所に適応する種類を決める。
	1 配管系における取付け場所を制限する。
バルブ類	2 流水検知装置、一斉開放弁を含み外力に対する強度を考慮する。
	3 脆性材の使用制限及びフレキシビリティーの持たせ方を検討する。
つり金具	1 配管の軸に対し、直角方向にあまり剛とならないように支持する。
支 持 金 具	2 動的、静的見知から、適切な支持金具、支持方法を検討する。
	1 建築物の設計加速度による応答加速度の2倍の加速度に耐えるようにする。
スプリンク	2 ヘッド周囲の内装部材等の損傷による衝撃に耐えるよう考慮する。
ラーヘッド等	3 内装、天井材等に対するヘッドの拘束をなるべくルーズにする。
基礎・ボルト	重量機器を設置する部分に作用する地震時の力を想定し、当該機器の据え付け部に生じる応力に十
類	分耐える基礎及びボルト類を用いる。
	<u> </u>

# 別表第5

# 非常電源の耐震措置

電気室の構造	<ul><li>1 電気室の固仕切り等の区画構成材については、区画材の破損、転倒等による機器等への二次 的被害及び機能障害を防止するため無筋ブロック壁等を避け、鉄筋を用いて施工するか、鉄筋 コンクリート造とすること。</li><li>2 天井は、耐震設計がなされたもの以外は設けないこと。</li></ul>
重量機器	1 変圧器、コンデンサー、発電機、蓄電池、配電盤等の重量機器は、地震荷重による移動、転倒等を防止するため、本体及び架台をアンカーボルトにより堅固に固定すること。この場合、アンカーボルトの強度は当該機器の据え付け部に生じる応力に十分耐え得るものとすること。 2 蓄電池電槽相互の衝撃防止を図るため、緩衝材を用い架台等に堅固に固定すること。 3 防振ゴム等を用いるものにあっては、本体の異常振動を防止するためストッパーを設けること。
機器接続部	発電機に接続される燃料管、水管、電線管、変圧器及び蓄電池等に接続される電線、その他振動系のことなる機器相互間等は、振動による変位に耐え得るように可とう性を持たせること。
配 線配 管排 気 管 等	<ul><li>1 電気配線の壁貫通部・機器との接続部等の部分については、可とう性等の措置をすること。</li><li>2 燃料配管及び冷却水配管等は、バルブ等の重量物の前後及び適当な箇所で軸直角二方向の拘束等有効な支持をすること。なお、配管の曲がり部分、壁貫通部等には、可とう管等を用い、可とう管と接続する直管部は三方向の拘束支持とすること。</li><li>3 発電機の排気管は、熱膨張、地震時の変位が生じないよう、重量機器に準じて支持すること。</li></ul>
継 電 器 (配 電 盤)	防災設備の電気回路に用いる継電器で、その誤作動により重大な支障となるものは、無接点継 電器を使用するか、共振点の移行等によって誤作動しないようにすること。
タンク等	発電機に付属する燃料タンク及び冷却水タンクは、スロッシングによるタンクの破損を防止するため、タンク本体の強化及び防波板の取付け等の措置をすること。なお、タンクの固定は重量機器に、タングと配管の接合部は配管に準じで施工すること。

- 第4 消防ヘリコプター屋上緊急離着陸場等の設置指導について(平成2年3月30日消企第217号・消指導第313号 消防局長通達) (最近改正 令和3年11月1日消指第390号)
- 1 緊急離着陸場等設置指導基準の策定趣旨

高層建築物の屋上部分に、救助など消防上の活動の拠点として、航空法に定める屋上へリポートとは異なる消防へリコプター緊急離着陸場等を設置させるため、行政指導の基準となる緊急離着陸場等設置指導基準(以下「基準」という。)を定めたものである。

- 2 設置指導事務推進上の基本方針
  - (1) 緊急離着陸場等の活用目的は、消防隊等の屋上からの屋内進入及びやむを得ず屋上に避難した者の救助等消防活動上の拠点とする。

よって、緊急離着陸場等の設置により屋上避難を積極的に指導するものではないことに留意すること。

- (2) 緊急離着陸場等の設置は建築確認申請時の同意条件とはせず、設置指導にあたっては、関係者に対して緊急離着陸場等の必要性について十分に説明し、理解と協力を求めて行うものとする。ただし、各種法令の緩和や免除を行う上で、要件の一部として緊急離着陸場等を設置する場合を除く。
- (3) 緊急離着陸場等の設置指導は、新設の建築物に対して行うものとする。
- (4) 緊急離着陸場等の設置指導にあたっては、建築局等の関係局と十分な連携を図り、高層建築物等に関わる建築 計画の早期把握に努め、指導の時機を失することがないよう配意すること。
- (5) 高層建築物の集合が予測される地域については、全体計画が作成されている場合はこの計画に十分配意し、設置指導を行うものとする。

なお、全体計画が作成されていない場合は、原則として建設計画順に設置指導を行うものとする。

(6) 高層建築物の建設にあたって屋上に航空法で定めるヘリポートを設置する場合は、基準に基づく指導は行わないものとし、国土交通省航空局と協議等を行うように指導を行うものとする。

なお、昼間時のみの使用を予定している屋上へリポートについては、緊急離着陸場に必要とされる夜間照明設備の設置を指導し、緊急離着陸場としての活用を図るものとする。

- (7) 設置指導にあたっては、建築物屋上の構造、利用形態及び周辺状況を勘案し、この指導基準を弾力的に運用すること。
- 3 事務処理要領(略)
- 4 運用上の留意事項について
- (1) 第3条(設置対象物) について

ア 設置指導対象物は、進入区域、進入表面及び転移表面が確保されることをその前提条件とする。

- イ 3次救急医療機関等を除く設置対象物のうち、はしご消防車を活用し、屋上からの進入、救助等の消防活動が 可能な対象物については、緊急離着陸場等の設置指導対象から除外できるものとする。
- (2) 第4条(設置区分)について、
  - ア 建築物の高さについては最高の高さとすること。
  - イ 100メートル未満の高層建築物であっても第一義的には、緊急離着陸場の設置を指導すること。
  - ウ 100メートル以上の高層建築物で、屋上の広さ等から緊急離着陸場の設置が困難な対象物については、緊急救助用スペースの設置を指導すること。
- (3) 第5条、第6条 (緊急離着陸場等の設置基準) について
  - ア 着陸帯等の大きさは、緊急離着陸場については一辺20メートルの正方形、緊急救助用スペースについては一辺 10メートルの正方形を原則とするが、建築物の形態によっては必ずしもその大きさが確保できないことが予測さ れることから、この場合にあっては、次によることができるものとする。

#### (7) 緊急離着陸場

待避場所を同一床面上に確保できる場合は、長さ(進入区域に平行な辺)を17メートル以上とし、幅(進入 区域に直角な辺)を、15メートル以上とする。

(イ) 緊急救助用スペース

転移表面が2分の1を確保できるものにあっては、長さ及び幅は、それぞれ6メートル以上とする。

- イ 緊急離着陸場の着陸帯に表示する許容重量は、床面強度(短期荷重)を2.25で除した数値とすること(小数点以下第2位切捨て)。
  - \* 床面強度(短期荷重)は、活動想定機体の全備重量の2.25倍以上なので、実際の床面強度を2.25(安全率を みて)で除し、当該着陸帯が何tの機体重量まで着陸可能かを表示する。
- ウ 進入方向、出発方向の表示については、これが同一直線上に設定できる場合これを省略することができるもの とする。
- エ Hマーク、Rマークの表示は、進入・出発方向に向け表示すること。
- オ 着陸帯、Hマーク、Rマーク、認識番号等の表示は、黄色とするが、特に規格等は定めないので、床面色を考慮し、鮮明なものを選択するよう指導すること。
- カ プラットホーム方式の緊急離着陸場を設置する場合は、床面をグレーチングすることは極力避けること。
- キ 夜間照明設備は、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)に基づく照明設備の設置を指導すること。
- ク 脱落転落防止施設については、通常床式の場合、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条に基づく 高さ1.1メートル以上の手すり壁等で兼用できるものとする。
- ケ 燃料流出防止施設は、雨水排出口に直接蓋等を設置する方法でも差し支えないものとする。
- コ 待避場所は、屋上広場と兼ねることができるものとする。
- (4) 第7条(屋上出入口の構造等)について

3次救急医療機関にあっては、努めて屋上にエレベーターを着床させるよう指導すること。

- (5) 第9条(維持管理) について
  - ア 署長は、緊急離着陸場等が設置された対象物について、常に屋上環境等が基準に適合するよう関係者に対し指導すること。
  - イ 夜間照明設備等の付帯設備は、半年ごとに機能点検を行うとともに、常時外観点検を実施するよう指導すること。

#### 5 その他

- (1) 署長は、緊急離着陸場等が設置された場合は、関係者及び航空科長等と調整し、速やかに、訓練を実施するものとする。また、緊急離着陸場等を活用した訓練は、定期的に実施すること。
- (2) 署長、航空科長及び指導課長は、緊急離着陸場等が設置された後は常に周囲の状況把握に努め、新たな建築物の建設等により基準に定める進入区域、進入表面及び転移表面を確保することが困難となった場合は、相互に通知するものとする。

#### 緊急離着陸場等設置指導基準

制 定 平成 2 年 3 月 30 日 消企第 217 号 消指導第 313 号

最近改正 令和3年11月1日 消指第390号

(趣旨)

第1条 この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について」(平成2年2月6日消防消第20号等消防庁消防課長等通知)に基づき、消防活動の有効性を確保するため、高層建築物の屋上に設置する緊急離着陸場等に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、本指導基準は、救助活動で使用する離着陸場等の基準であり、航空法第79条又は第81条ただし書に定める 許可を受ける場合は、国土交通省航空局と協議等を行うこと。

(定義)

- 第2条 この基準の用語の意義は、消防法(昭和23年法律第186号)、消防法施行令(昭和36年政令第37号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、航空法(昭和27年法律第231号)及び航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)の例によるもののほか、次に掲げるところによる。
  - (1) 緊急離着陸場 建築物の屋上で航空消防活動を行うヘリコプター(以下「緊急用ヘリコプター」という。) が離着陸する場所をいう。
  - (2) 緊急救助用スペース 建築物の屋上で緊急用へリコプターがホバリングする場所をいう。
  - (3) 3 次救急医療機関等 救急医療対策事業実施要網(昭和52年7月6日厚生省医発第692号)に定める救急救命センター及び大学病院をいう。

(設置対象物)

- 第3条 緊急離着陸場又は緊急救助用スペース(以下「緊急離着陸場等」という。)の設置対象物は、建築物の高さが31メートルを超える建築物で建築基準法第34条の規定により非常用の昇降機の設置を要するもの又は3次救急医療機関等のうち、進入区域、進入表面及び転移表面が次の各号に定めるものすべてに該当する建築物とする。
  - (1) 進入区域の長さが500メートル以上、幅が離着陸地点から500メートル離れた地点で200メートル以上確保できること。
  - (2) 進入表面が直線の2方向に設定できること。ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。
  - (3) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は原則として8分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
  - (4) 転移表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は原則として2分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は1分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
  - (5) 緊急救助用スペースの設置について前2号の規定によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

(設置区分)

- 第4条 前条の設置対象物には、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場を設置するものとする。
  - (1) 建築物の高さが31メートルを超え100メートル未満の高層建築物緊急離着陸場又は緊急救助用スペース
  - (2) 3次救急医療機関等及び建築物の高さが100メートル以上の高層建築物 緊急離着陸場

(緊急離着陸場の設置基準)

第5条 緊急離着陸場は、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

#### (1) 着陸帯等

- ア 着陸帯の長さ及び幅は、原則としてそれぞれ20メートル以上とすること。
- イ 着陸帯には、オレンジ系夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで着陸帯の境界線、Hマークの接地帯標識、許容重量(床面強度を2.25で除した重量)、認識番号及び進入方向、出発方向を別図1に基づき表示すること。
- ウ 着陸帯の床面強度は、ラーメン及びスラブ設計ともに短期荷重とし、その荷重は活動想定機体の全備重量 の2.25倍以上とすること。
- エ 床面の構造は、次によること。
- (ア) プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施すこと。
- (イ) 床面の最大縦横こう配は2パーセント以下とすること。

## (2) 夜間照明設備

- ア 着陸帯の付近に進入表面及び移転表面に突出しない範囲で飛行場燈台を設置すること。また、飛行場燈台 の形式は、白色若しくは白色及び緑色の回転又は閃光型とすること。
- イ 着陸帯に埋込式又は地上型の境界燈を等間隔に8個以上設けること。ただし、境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照明燈4基を設置すること。
- ウ 着陸帯から10メートル以内の区域で、こう配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害燈を設置すること。ただし、低光度航空障害燈を設置しがたい場合は、夜光塗料を塗色すること。
- エ 非常電源装置として連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。
- オ 点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作により、必要時に点灯できるものとすること。
- カ 電球、ヒューズ等の予備品を備えること。
- キ 非常電源からの電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設すること又はその他これと同等以上の耐熱効果 のある方法により保護すること。ただし、屋上に設置されたポータブル式発電機によるものについては、こ の限りでない。

## (3) 脱落転落防止施設

緊急用へリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落転落防止 施設を設置すること。

- ア 進入表面又は転移表面に突出しない構造であること。
- イ 構造は、手すり壁、さく又は金網とすること。
- ウ 高さは、40センチメートル以上とすること。

#### (4) 燃料流出防止施設

緊急用へリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れこまないよう、次の基準により燃料流出 防止施設を設置すること。

- ア ためます、側溝等を利用する方法とし、いずれの場合も1,000リットル以上の容量を確保できること。
- イ ためます等が2か所以上ある場合の貯油量計算は、その合計容量とすること。

#### (5) 待避場所

屋上に緊急用へリコプターが接近した場合、要救助者等が待避する待避場所を次により設けること。

- ア 待避場所は、緊急離着陸場の直近に設けること。ただし、緊急着陸場をプラットホーム式とした場合は、 屋上部分とすることができる。
- イ 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段等を設けること。

- ウ 待避場所には、別図2に示す待避標識を表示すること。
- (6) 消防用設備等

屋上には次により連結送水管及び消火器を設置すること。

- ア 連結送水管の放水口は単口型とし、ホース2本以上、噴霧切替ノズル1本の放水用器具を備えた格納箱を 設置すること。
- イ 消火器は、8リットル以上の泡消火器又は強化液消火器を1本以上設置すること。
- (7) 連絡装置

着陸帯の直近に、防災センター等と連絡できる非常電話連絡装置を設置すること。

(緊急救助用スペースの設置基準)

- 第6条 緊急救助用スペースは、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。
  - (1) 大きさ、構造等
    - ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10メートル以上とすること。
    - イ 緊急救助用スペースには、オレンジ系夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペ ースの境界線、Rマークの標識、認識番号及び進入方向・出発方向を別図1に基づき表示すること。
    - ウ 床面の強度は、通常床強度とすること。
    - エ 床面の構造は、次によること。
    - (ア) プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施すこと。
    - (イ) 床面の最大縦横こう配は、消防活動に影響しない程度の表面とすること。
  - (2) 夜間照明設備、脱落転落防止施設、待避場所、消防用設備等及び連絡装置は、それぞれ前条第1項の基準に 基づき設置すること。

〈屋上出入口の構造等〉

- 第7条 屋上の出入口は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
  - (1) 屋上の出入口は、避難階段及び非常用の昇降機等と有効に通じていること。
  - (2) 屋上の出入口の扉は、災害時に防災センター等で一括解錠できる施錠装置又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置を設置すること。
  - (3) 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。
  - (4) 3次救急医療機関等の屋上出入口は、担架が通行できるために必要な幅員を確保すること。

(排煙排出口の配置)

第8条 機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならないよう配置すること。

(維持管理)

第9条 緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理すること。

(基準の特例)

第10条 緊急離着陸場等の設置については、消防局長又は消防署長が防火対象物の位置、構造及び設備等の状況から 判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障ないと認めるときは、この基準によらないことができるもの とする。

(図書の提出)

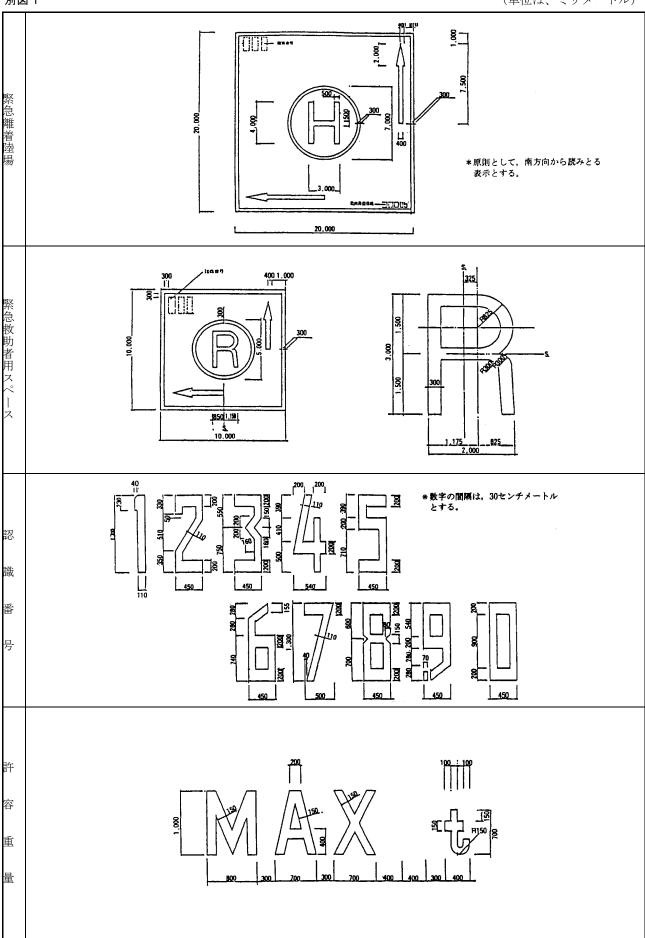
- 第11条 緊急離着陸場等を設置するときは、次の各号に掲げる図書を各3部提出すること。
  - (1) 緊急離着陸場等設置届出書(第1号様式)
  - (2) 案内図
  - (3) 配置図 (1/500以上)

- (4) 各階平面図 (1/500以上)
- (5) 進入表面、転移表面の水平投影図 (建築物の屋上内に係るもの1/200以上、全体図1/1,000以上)
- (6) 進入表面、転移表面の断面図 (建築物内に係る部分1/200以上)
- (7) 夜間照明設備、緊急離着陸場等の消防用設備等の配置図
- (8) 構造計算書 (緊急離着陸場に限る。)

## 附則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

別図1 (単位は、ミリメートル)



	施設	緊 急 離 衤	· 」	緊急救助用スペース			
項目	-	基準	図 解	基準	図解		
	進入区域の 長さ及び幅	長さは500m以上で、幅は着陸帯から500m 離れた地点で200m以上を確保できること。	進入区域	長さは500m以上で、幅は緊急救助用スペースから500m離れた地点で200m以上を確保できること。			
制	進入表面の 設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて設定できる。	200 m 200 m 200 m 200 m 200 m (こう配8分の1以下)	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて設定できる。	200m 200m V 500m 上 500m V (こう配3分の1以下)		
限表	進入表面の こ う 配	進入区域上にこう配8分の1以下として設 定し、当該表面上に物件等が突出していない こと。	進入区域	進入区域上にこう配3分の1以下として設 定し、当該表面上に物件等が突出していない こと。	進入区域		
面	転移表面	進入表面の両側にこう配2分の1以下として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。	転移表面(両側2方向にとる) 進入表面 二 う配2分の1以下 500m 45m 90 m 進入区域	進入表面の両側にこう配1分の1以下として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、上記の進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mまで垂直上方に移行することができる。	転移表面 (両側 2 方向にとる) 進入表面 こう配 1 分の 1 以下 500m 135 m 進入区域		
	大きさ強度	原則として20m×20m以上とすること。 短期荷重として捉え、活動想定機体の全備 重量×2.25倍以上とすること。	<b>────────────────────────────────────</b>	原則として10m×10m以上とすること。 通常床強度以上とすること。	✓ 認識番号		
着陸	構造	プラットホーム式又は通常床式とし、床面 は滑り防止策を施すこと。 最大縦こう配は2%以下とすること。		プラットホーム式又は通常床式とし、床面 は滑り防止策を施すこと。 災害活動に影響しない程度の表面であるこ	100		
等	標識及び 認識番号 等の表示	着陸帯の境界線及びHマークの標識並びに 着陸帯内に認識番号、許容重量及び進入方 向・出発方向を黄色(夜光塗料等)で表示す ること。ただし、進入方向・出発方向を同一 方向に設定した場合は、この表示を省略する ことができる。	→ MUOt → 許容重量 * 着陸帯	緊急救助用スペースの境界線及びRマークの標識並びに緊急救助用スペース内に認識番号、許容重量及び進入方向・出発方向を黄色(夜光塗料等)で表示すること。ただし、進入方向・出発方向を同一方向に設定した場合は、この表示を省略することができる。	緊急救助用スペース		

<sup>\*</sup> 許容重量は活動想定機体の全備重量【床面強度を2.25で除した重量(小数点以下第2位切り捨て)を表示する。】

					系心唯有性物以直拍等 <u>经</u> 年及び囚府 (Z/Z)							
	施設	緊	急	離	1-1-1	場		緊 急 救 助 用 ス ペ ー ス				
項目		基	準		図		解	基準	図 解			
夜間	飛行場燈台	着陸帯の付近で進入表 出しない位置に、飛行場 (白色または白と緑色型)	場燈台を設	置すること。		燈台 (回転	型又は閃光型)	緊急救助用スペースの付近で進入表面及び 転移表面上突出しない位置に、飛行場燈台を 設置すること。(白色又は白と緑色の回転型又 は閃光型)	◎ ← 飛行場履台(回転型又は閃光型)			
間照明設備(非	境 界 燈	着陸帯に、埋込式また 等間隔に8個以上設置す 置しがたい場合は、着極 置すること。)	ること。 幸区域照明	(境界燈を設  燈を4基設		 (H)	q	緊急救助用スペースに、埋込式又は地上式 の境界燈を等間隔に8個以上設置すること。 (境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照 明燈を4基設置すること。)				
(非常用電源付)	障害燈	着陸帯から10m以内のの1の表面から突出した認が困難な物件に設置すもよい。)	た、避雷針	等の夜間視		2 2 ####	C 壁(8個以上)	緊急救助用スペースから10m以内の区域で こう配2分の1の表面から突出した、避雷針 等の夜間視認が困難な物件に設置すること。 (夜間塗料でもよい。)				
	非 常 電 源 装 置	連続4時間以上の継続 電設備又はポータブルコ と。				- 56)174		連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。	9571 12 ( 0 120 )			
	脱落転落防止施設	航空機の脱落及び要素するための施設を設置で施設は進入表面又は転転構造であること。	すること。	また、当該			[	要救助者等の転落を防止するための施設を 設置すること。また、当該施設は進入表面又 は転移表面から突出しない構造であること。				
脱落転落防	燃料流出防止施設	航空機の搭載燃料が 水口に流れ込まない構造 す、側溝等を利用する方 許容量を確保する。)	量とするこ	と。(ためま			待避場所   					
止施設等	待避場所	屋上にヘリコプターだ 救助者が待避する場所を 示すること。		- 30 11	l i			屋上にヘリコプターが接近した場合に、要 救助者等が待避する場所を設け、待避要領を 表示すること。				
	消 防 用 設 備 等	連結送水管及び消火器	を設置する	る。(注)			遊標識 寺遊標式等表示)	連結送水管及び消火器を設置する。(注)	<del>                                      </del>			
	連絡装置	着陸帯直近に防災セン 非常電話等を設置するこ		:連絡できる				緊急救助用スペース直近に防災センター等 と連絡できる非常電話等を設置すること。				
その他	屋上出入口 の 構 造 等	屋上出入口は、避難階 扉はセンター等で一括解 置すること。	<b></b> 発錠できる	装置又は煙原	蒸知器等と連動し	て解錠で	できる装置を設	屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有 扉はセンター等で一括解錠できる装置又は煙感 置すること。	知器等と連動して解錠できる装置を設			
	排煙排出口	排煙口は、排出された	煙が消防液	舌動や避難に	支障とならない位	位置に配	置すること。	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に	支障とならない位置に配置すること。			

<sup>(</sup>注)連結送水管の放水口に直近は、噴霧切替ノズル1本、ホース2本以上を備えた格納箱を設置すること。また、消火器は8L以上の泡消火器又は強化液を1本以上設置すること。

# 緊急離着陸場等設置届出書

年 月 日

横浜市消防局長

届出者 住所 電話 氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

緊急離着陸場等の設置計画について、次のとおり届け出ます。

建築物の名称													
所 在 地													
設 計 者 名称・所在地										TEL 担当			
施 工 者 名称・所在地										TEL 担当			
	用	途						構	造				
建築物の 構造・規模等	面	積	建	建 m²、延								m²	
	階	数		最高高さ (軒高)						m (	m)		
消防用設備等 (主なもの)													
	1	屋上	ニ部分に	直通	する階	段数					(		)
その他	2	屋」	ニ部分の	部分の非常用EV着床の有無						(		)	
	3	屋」	ニ部分の	部分の扉の解錠方法									
* 受	付		欄	*	種	別		*	認	識		番	号
				2	緊急 場 緊急 スペー	救助	認謂	後番号	<b>計は、</b>				です。

- (注意) 1 関係図書(案内図、配置図、各階平面図、進入表面及び転移表面の水平投影図、進入表面及び転移表面の断面図、夜間照明設備及び緊急離着陸場の消防用設備等の配置図並びに構造計画書)を添付してください。
  - 2 \*印の欄は、記入しないでください。

# 緊急用ヘリコプターが接近したら この場所に待避してください。

- (備考) 1 標識の大きさは、横125センチメートル、縦35センチメートルとする。
  - 2 文字の大きさは、7.5センチメートル角の丸ゴシックとする。
  - 3 標識は、白地に赤枠とし、文字は赤色とする。
  - 4 標識の材質は任意とする。

第5 「横浜市火災予防条例第4条第1項第19号カの取扱いについて」の一部改正について(平成30年11月26日消指 第460号 指導課長通知)

横浜市火災予防条例(昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。)第4条第1項第19号カただし書に 規定する電線、電気開閉器その他の電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合の取扱いについては、「横浜市火 災予防条例第4条第1項第19号カの取扱いについて」(平成17年9月15日消査第10019号。以下「10019号通知」とい う。)により定めています。

しかしながら、情報通信機能を持つ電気メーターやガス計量器(いわゆるスマートメーター等)が出現していることから、10019号通知を一部改正し、防爆工事等の安全措置を講じる必要のある電気開閉器等について定めましたので、適正に運用するよう職員へ周知をお願いします。

#### 1 趣旨

条例第4条第1項第19 号カでは、電線、電気開閉器等その他の電気設備(以下「電気開閉器等」という。)が設けられているパイプシャフト、ピットその他漏れた燃料が滞留する場所(以下「パイプシャフト等」という。)には、気体燃料を使用する炉(火を使用する設備)の附属設備である配管及び計量器等(共存して設ける場合に限る。以下「ガス配管等」という。)を設けないよう規定しています。しかし、ただし書では、電気開閉器等に防爆工事等の安全措置を講じた場合はガス配管等を設けることができるとしていることから、ただし書で規定する電気開閉器等に防爆工事等の安全措置を講じた場合の具体的な措置について示すものです。

※ 計量器等とは、ガス計量器及び高層建築物の高層階に設置される昇圧防止装置等をいいます。

#### 2 電気開閉器等

電気開閉器等とは、次に掲げるものをいう。

#### (1) 電絲

電線とは、「電気設備に関する技術基準を定める省令」(昭和40年6月15日通商産業省令第61号)第2条第6項に定める電線をいい、電話線等の弱電流電線や光ファイバーケーブルは含みません。

## (2) 電気開閉器その他の電気設備

電気開閉器その他の電気設備とは、電気設備の開閉器、過電流遮断機、コンセント、その他電気設備のうち、 火花等を発生する恐れのある機器をいいます。ただし、電圧がおおむね100V程度であり、火花等を発生する恐 れのない機器(機器に付属する配線を含む。以下同じ。)であることが確認できる場合にあっては、電気開閉器 等に含みません。

#### ア 電気開閉器等から除かれる機器

#### (7) 電気メーター等

誘導型の電気メーターについては、電圧がおおむね100V程度であり、火花等を発生する恐れのない機器に該当するため電気開閉器等に含みません。

なお、開閉機構又は情報通信機能を有している電気メーター及びガスメーター (いわゆるスマートメーター等) については、次により取り扱うこととします。

### a 電力量を計測するスマートメーターについて

東京電力株式会社が設置するスマートメーターについては、内部の開閉機構が難燃材料で覆われており、かつ、性能試験において、一定の安全性が確認されたものを使用していること、また、情報通信を行う部分の電圧も少ないことから、従前の電気メーターと同様に電気開閉器等に含まないこととします。

なお、東京電力株式会社と管理組合等が高圧受電の契約を行い、さらに当該管理組合等と各世帯が低圧

受電の契約を行う場合(いわゆる高圧-括受電)については、使用されているスマートメーターの仕様を確認した結果、電圧がおおむね100V程度であり、火花等を発生する恐れのないことが確認された場合については、同様に電気開閉器等に含まないこととして差し支えありません。

b ガス使用量を計測するスマートメーター等について

東京ガス株式会社が設置する情報通信機能を有するスマートメーターやマイコンメーターについては、 内部電池で作動しており、一定の防爆安全措置が講じられていることから、防爆工事等の安全措置が講じ られているものとして取り扱うこととします。

※ マイコンメーターとは、ガス漏れや器具の消し忘れ等によるガス事故を未然に防止するマイコン制御器を組み込んだガス遮断装置付ガスメーターをいいます。

#### (4) 電気メーター等以外の電気設備

(7)に掲げるもののほか、通信機器、制御装置その他の電気機器等についても、電圧がおおむね100V程度であり、火花等を発生する恐れのない機器であることが確認できる場合にあっては、電気開閉器等に含まないこととして差し支えありません。ただし、当該機器を接続するコンセントについては、防爆工事等の安全措置が必要となることに留意してください。

#### 3 防爆工事等の安全措置

防爆工事等の安全措置とは、電気開閉器等に次の措置を講じた場合をいいます。

(1) 開閉器、コンセント等の電線以外のもの

安全増防爆構造(正常な運転状態にあれば、火花若しくはアークを発せず又は高温とならない部分について、 異状を生じて火花若しくはアークを発し、又は高温となることを防止するため構造上特に安全度を増した構造を いう。)にすることをいいます。

#### (2) 電線

電気設備の技術基準の解釈(平成9年5月制定。以下「電気解釈」という。)第193条「可燃性ガス等の存在する場所の低圧の施設」に基づき、電気解釈第178条「金属管工事」又は電気解釈第187条「ケーブル工事」としたうえさらに次のア又はイの措置を講じた場合をいいます。

ア 金属管工事による場合(別図1及び別図2)

- (ア) 金属相互及び金属管とボックスその他の附属品等とは、五山以上ねじ合わせて接続するか、これと同等以上の効力のある方法により堅ろうに接続すること。
- (4) 安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いるか、これと同等以上の方法によること。
- イ ケーブル工事による場合(別図3から別図5まで)

ケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、防じんパッキン方式又は防じん固着式により処理するか、これと同等以上の方法によること。

なお、ケーブルの分岐については、分岐接続部の分岐作業を省力化、工期の短縮、信頼性の向上等のため、 工場であらかじめプレハブ加工した分岐付ケーブルが普及しており、一般的には一定の基準(分岐部分がケー ブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有するもの)を満足した分岐付きケーブルが使用されている。

## (3) 防爆工事等の安全措置の確認

必要に応じて、事前相談、中間検査等の際に、開閉器、コンセント等の安全増防爆構造、電線の工事方法等 (接続箱の防爆性能、ケーブル、分岐の施設方法等)の資料等を確認すること。

#### 4 その他

本通知のほか、ガス配管等と電気開閉器等を同一のパイプシャフト等に設ける場合の取扱いについては、「横浜

市火災予防条例及び同施行規則の一部改正に伴う運用について」(昭和59年7月3日消予第45号。以下「45号通知」という。) 2(4)に、パイプシャフト等の条件を定めています。

#### (45号通知2(4)の抜粋)(別図6)

#### (4) 第4条第1項第19号イ\*1及びカについて

マンション等の増加に伴ってガス配管及び計量器と電気開閉等がスペースの効率利用から同一パイプシャフト内やピット内の隠ぺい場所に設置することが多くなったため、経年変化や地震等により可燃性ガスが万一漏れて滞留した場合の危険性を配慮して、スパークの発生のおそれのある電気設備は原則として同一パイプシャフト内等の場所に施工しないようにしたものである。「電気開閉器等」とは、電気設備の開閉器、過電流しゃ断器、コンセント、電気メーター\*2その他スパークを発生するおそれのある機器をいう。「配管及び計器類」とは、配管及び計量器が共存する場合をいう。

なお、パイプシャフト等が次の条件を満たす場合は、「漏れた燃料が滞留するおそれのない場所」として取り扱うことができる。従ってこの条件を満足した場合は、安全増防爆構造の工事は不要となり一般的な低圧屋内配線で差し支えない。

ア 直接外気 (開放廊下を含む。) に面している上部換気口及び下部換気口をこと。

イ 上部換気口は天井(はりがある場合はその下端)に接する位置とし、上下換気口の中心は1.5メート以上離れていること。

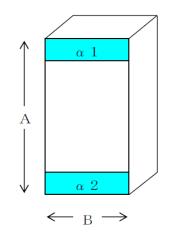
ウ 換気口はパイプシャフト等の外気に面する幅員一杯にとること。

エ 上部換気口及び下部換気口は、それぞれ次の開口面積を有すること。

 $\alpha$  1 、  $\alpha$  2  $\geq$  A  $\times$  B  $\times$  0. 05  $\times$  1 /  $\chi$  、かつ  $\alpha$  1 、  $\alpha$  2  $\geq$  500 c  $\text{m}^2$ 

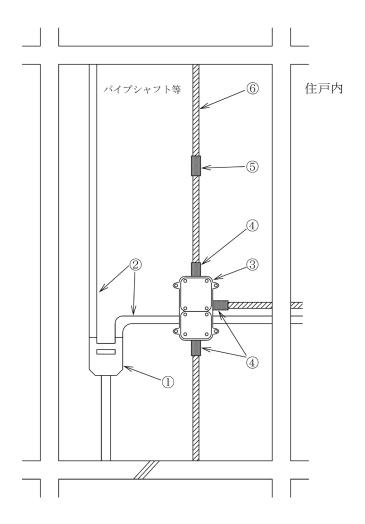
ガラリの種類	χ
スチールガラリ	0.5
木製ガラリ	0.4
パンチングガラリ	0.3

ガラリがない場合は、 $\chi = 1$ 



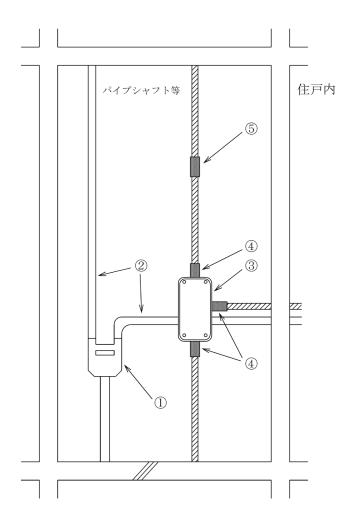
- ※1 第4条第1項第19号イについては、平成2年5月23日に改正条例施行により削除されています。
- ※2 電気メーターについては、「横浜市火災予防条例及び同施行規則の一部改正の概要及びこれに伴う運用について」(平成2年5月23日消予第50号)により、電気開閉器等から除外されています。

# 金属管工事の例



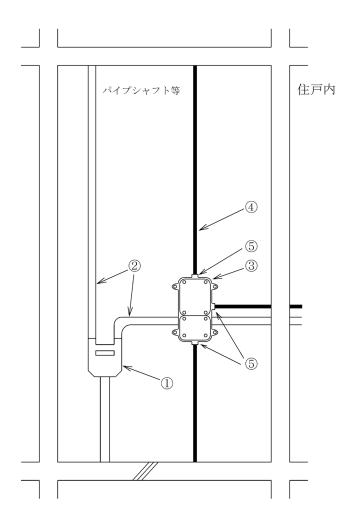
- ① 計量器 (ガスメーター)
- ② ガス配管
- ③ 安全増防爆構造の接続箱
- ④ 金属管と接続箱の接続(5山以上ねじ合せ)
- ⑤ 金属管相互の接続(5山以上ねじ合せ)
- ⑥ 金属管

# 金属管工事の例



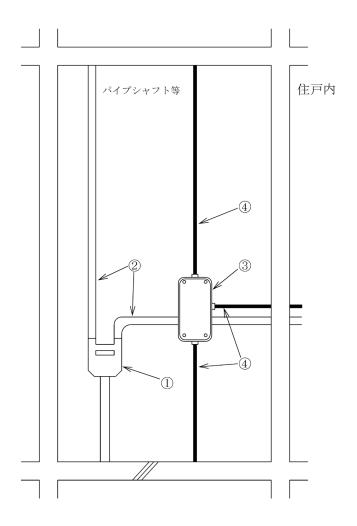
- ① 計量器 (ガスメーター)
- ② ガス配管
- ③ 金属製接続箱 (接続箱内を充てん材で充てんしたもの)
- ④ 金属管と接続箱の接続(5山以上ねじ合せ)
- ⑤ 金属管相互の接続(5山以上ねじ合せ)
- ⑥ 金属管

# ケーブルエ事の例



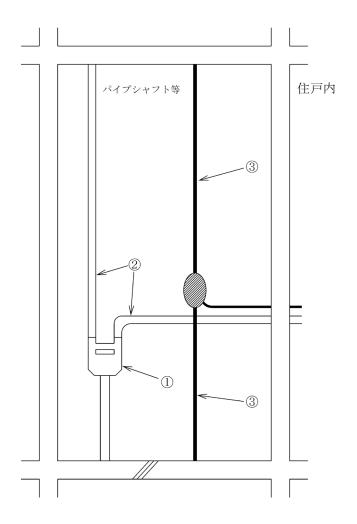
- ① 計量器 (ガスメーター)
- ② ガス配管
- ③ 安全増防爆構造の接続箱
- ④ 電気解釈第187第1項第1号で定めるケーブル
- ⑤ 防じんパッキン方式又は防じん固定式により処理

# ケーブルエ事の例



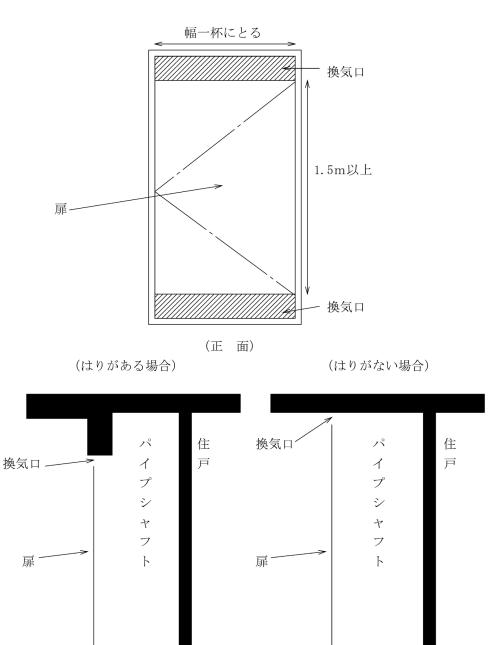
- ① 計量器 (ガスメーター)
- ② ガス配管
- ③ 金属製接続箱 (接続箱内を充てん材で充てんしたもの)
- ④ 電気解釈第187第1項第1号で定めるケーブル

# ケーブルエ事の例



- ① 計量器 (ガスメーター)
- ② ガス配管
- ③ 分岐付ケーブル (分岐部分がケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有するもの)

# パイプシャフトの条件



(断 面)

換気口、

換気口~

第6 ちゅう房設備に附属するフード及び排気用ダクトの基準 (昭和60年8月26日消指導第115号 予防部長通知) (最近改正 令和3年9月6日消指第276号)

#### (趣旨)

第1条 この基準は、横浜市火災予防条例(昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。)第4条の4第 1項第2号から第5号までに定めるちゅう房設備に附属するフード及び排気用ダクト(以下「フード等」という。) について、必要な細部基準を定める。

#### (用語の定義)

- 第2条 この基準における用語の意義は、条例の規定によるほか、次に定めるところによる。
  - (1) ちゅう房設備とは、調理を目的として使用するレンジ、フライヤー等の設備をいう。
  - (2) 業務用ちゅう房設備とは、営業用、一般事務所の従業員食堂用、学校や病院の給食用等のちゅう房設備をいう。
  - (3) グリスフィルターとは、排気中の油脂、じんあい等を排気用ダクトに入る前に分離し、除去する目的で、フード内部に設けられる媒介物をいう。
  - (4) グリスエクストラクターとは、フード内部で機械的に排気気流を縮流加速し、その遠心力によって排気中に 含まれる油脂、じんあい等を分離し、除去する装置をいう。
  - (5) たわみ継手とは、排気用ファンと排気用ダクトを接続する場合に、振動絶縁のために用いる継手をいう。
  - (6) レンジフードファンとは、ちゅう房用の換気扇(電気用品安全法施行令(昭和37年政令第324号)別表第2. 8(42)に規定する換気扇)で、器体の一部をフードとした金属製のものをいう。
  - (7) 下引ダクトとは、無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に床下等の下方に引き排気するガス機器(以下 「下方排気方式ガス機器」という。)に接続する排気用ダクトをいう。(別図第1)
  - (8) 対象火気基準により得られる距離とは、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」(平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離(消防長又は消防署長が認めるものに限る。)をいう。

#### (業務用ちゅう房設備)

- 第3条 業務用ちゅう房設備に附属するフード等の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。
  - 1 フードの位置及び構造は、次に定めるところによる。
    - (1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。 ただし、油脂を含む蒸気を発生するおそれのないちゅう房設備に附属するフードにあっては、亜鉛鉄板 (JIS G 3302によるもの。以下「亜鉛鉄板」という。) 又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用することができる。
    - (2) 板厚は、次の表の左欄に掲げるフードの長辺の区分に応じ、同表右欄に掲げるものとする。

フードの長辺(単位 <b>m</b> )	板厚(単位mm)				
ノートの長辺(単位皿)	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板			
450以下	0.5以上	0.6以上			
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上			
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上			
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上			

- (3) 板の継目は、気密性を有すること。
- (4) 幅及び奥行は、ちゅう房設備の幅及び奥行の寸法以上とすること。ただし、周囲が耐火構造等で延焼のおそれのない場合は、これによらないことができる。(別図第2)
- (5) グリスフィルターを容易に着脱できる構造とし、水、油脂等の滴下を防止し、かつ、それらを回収できるものとすること。(別図第3)
- (6) 条例第4条の4第1項第2号ウただし書の「金属以外の不燃材料で有効に被覆」とは、可燃性の部分を厚さ9mm以上の繊維強化セメント板(JIS A 5430によるもの。以下「繊維強化セメント板」という。)又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。(別図第4)
- (7) 支持金具等により堅固に取り付けること。
- (8) 照明設備をフード内に設ける場合は、次によること。
  - ア 照明器具は、耐食性及び耐熱性を有するガラス、ステンレス鋼板等の不燃材料で覆い、可燃性の部分が露 出しないように措置すること。
  - イ ちゅう房設備から条例別表第3に掲げる距離又は対象火気基準により得られる距離以上離した箇所に設けること。
- (9) 熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふっ素樹脂電線若しくはこれらと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
- (10) フードは、油脂を含む蒸気が当該フード以外の一般空調用排気口、ちゅう房設備以外の火を使用する設備の空気取入口等に流入するおそれの少ない位置に設けること。
  - なお、流入するおそれのある位置に設ける場合は、仕切り板を設けるなどにより流入を防止する措置を講ずること。
- 2 排気用ダクトの位置及び構造は、次に定めるところによる。
  - (1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。
  - (2) 板厚は、次の表の左欄に掲げる排気用ダクトの長辺又は直径に応じ、同表右欄に掲げるものとする。

排気用ダクト(単位mm)	板厚(単位mm)				
長辺(長方形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板			
450以下	0.5以上	0.6以上			
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上			
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上			
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上			

排気用ダクト(単位mm)	板厚(単位mm)			
直径(円形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板		
300以下	0.5以上	0.5以上		
300を超え 750以下	0.5以上	0.6以上		
750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上		
1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上		
1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上		

- (3) 板の継目は、気密性を有すること。
- (4) 排気用ダクトの継目のはぜは、排気用ダクトの外部に出すようにすること。 なお、やむを得ず内部に設ける場合は、気流の方向とすること。
- (5) 排気用ダクトの接続は、フランジ接続、溶接又は差込み接続により容易に離脱しないような構造とし、パッキン、シール材等により気密性のある措置とすること。

なお、パッキン等は難燃性以上の防火性を有するものを使用し、不燃材料を素材としたもの以外のものを使用する場合にあっては、当該部分を不燃材料を素材としたもので被覆すること。

- (6) わん曲部等の必要な箇所の側面には、一辺の長さが300mm (断面の側方の一辺の長さ又は直径が1,200mm以上の排気用ダクトに設ける場合にあっては、450mm) 以上の点検及び清掃に必要な点検口を設けること。 なお、点検口は気密性を有し、かつ、容易に開口しない構造とすること。
- (7) たわみ継手を設ける場合は、排気用ファンに近接する部分に設け、長さは必要最小限とすること。
- (8) たわみ継手は、ロックウール等の不燃材料を使用すること。
- (9) 吹出口は、可燃性の部分から60cm以上離隔し、かつ、吹出方向に可燃物がない位置に設けること。ただし、可燃物の部分を金属以外の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合は、この限りでない。
- (10) 支持金具等により堅固に取り付けること。
- (11)電気配線は、排気用ダクト内に設けないこと。
- (12)条例第4条の4第1項第2号ウただし書の「金属以外の不燃材料で有効に被覆」とは、ロックウール保温材 (JIS A 9504によるもの。以下「ロックウール保温材」という。)又はけい酸カルシウム保温材 (JIS A 9510 によるもの。以下「けい酸カルシウム保温材」という。)若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で、厚さ50mm以上被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。
- (13)条例第4条の4第1項第2号エに定める「排気が十分行える能力」とは、次の式によって計算した数値以上 の排気量をいう。

#### V = KQ

Vは、フードの有効排気量(m³/h)

Kは、燃料の単位燃焼量当たりの理論燃焼ガス量に30(排気フード I 型)又は20(排気フード II 型)を乗じて得た量(単位  ${\rm m}^3/{\rm kWh}$ )

## Qは、最大表示消費量(単位 kW)

ガスの名称	発 熱 量	理論燃焼ガス量
都市ガス		0.93 (m³/kWh)
LPガス(プロパン主体)	50.2 (MJ/kg)	0.93 (m³/kWh)

- (14)条例第4条の4第1項第2号才に定める「他の用途のダクト等」とは、一般空調用のダクト、給湯湯沸設備の煙突等をいう。ただし、給湯湯沸設備の煙突等のうち「給湯湯沸設備等の煙突をちゅう房設備の排気ダクトに接続する場合の取扱いについて」(平成17年3月25日消査第228号)に適合する場合にあっては、ちゅう房設備に附属する排気用ダクトに接続することができるものとする。
- 3 条例第4条の4第1項第3号アに定めるグリス除去装置の位置及び構造は、次に定めるところによる。
  - (1) グリスフィルター及びグリスエクストラクターは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用すること。
  - (2) グリスフィルターを使用するグリス除去装置は、排気中に含まれる油脂分を75%以上除去することができ、かつ、その除去した油脂分を自動的に回収できる性能を有すること。
  - (3) グリスエクストラクターは、排気中に含まれる油脂分を90%以上除去することができる性能を有すること。
  - (4) グリスフィルターは、容易に取り外して清掃ができる構造とし、清掃する場合に必要な予備品を備えること。
  - (5) グリスフィルターは、水平面に対して45度以上の傾斜を有すること。
  - (6) グリス除去装置は、過度に温度上昇して性能がそこなわれることのない位置に設けること。
  - (7) グリスフィルター及びグリスエクストラクターは、一般社団法人日本厨房工業会の認定品等を使用すること。

- (8) グリス除去装置と火源との離隔距離は、次によること。ただし、フライヤー及びグリドルのうち、火源が露出せず、自動温度調節装置及び過熱防止装置が設けられており、油温、熱板温度等が発火危険に至らない構造の設備及び下方排気方式ガス機器に設けるものにあっては、これによらないことができる。
  - ア グリスフィルターにあっては、1 m (ブロイラー (食肉等を放射熱で焼く構造の熱器具をいう。)等に設けるものにあっては、1.2m)以上とすること。ただし、グリスフィルターより15cm以下の部分にバッフル板を取り付ける場合は、バッフル板にそった距離を含めることができるものとする。
  - イ グリスエクストラクターにあっては、45cm以上とすること。
- (9) グリス除去装置は、油脂分が火源及び作業面上に滴下しない構造とすること。
- (10) グリス回収容器は、火源の直上に設けないこと。
- (11)条例第4条の4第1項第3号ア及びウただし書の「屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、フードが建築 物外部に面する壁に設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。
- 4 条例第4条の4第1項第3号ウに定める火炎伝送防止装置の位置及び構造は、次に定めるところによる。
  - (1) 火炎伝送防止装置は、自動消火装置又は防火ダンパーとする。
  - (2) 自動消火装置は、「フード等用簡易自動消火装置の設置基準」(平成6年4月1日消指導第2号)により設置すること。
  - (3) 火炎伝送防止装置として、自動消火装置を設置するちゅう房設備は、条例第4条の4第1項第3号エに掲げる防火対象物に存するもののほか、次に掲げるちゅう房設備とする。
    - ア 消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ又は(16) 項イに掲げる防火対象物の地階、無窓階又は11階以上の階に設けるちゅう房設備
    - イ アに掲げるもののほか、最大消費熱量の合計が350kW以上のちゅう房設備
  - (4) 火炎伝送防止装置として防火ダンパーを設置する場合は、次によること。
    - ア 防火ダンパーは、フードと排気用ダクトの接続部で、グリス除去装置に近接する部分に設けること。
    - イ 防火ダンパーは、点検及び清掃の容易な位置に設けること。
    - ウ 防火ダンパーの羽は、1.5mm以上のステンレス鋼板又は2.3mm以上の亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用すること。
    - エ 防火ダンパーのケーシングは、1.5mm以上の鋼板(JIS G 3141によるもの)又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用すること。
    - オ 防火ダンパーは、火災等により温度が上昇した場合に自動的に閉鎖する構造とし、その自動閉鎖の設定温度は、周囲温度を考慮し、誤作動しない範囲でできる限り低い値とすること。
    - カ 防火ダンパーは、羽を排気ファンの方向に向かせる等、内部抵抗をできるだけ少なくするよう設置すること。
  - (5) 条例第4条の4第1項第3号ウただし書の「排気用ダクトの長さにより火災予防上支障がないと認められる もの」とは、当該ちゅう房室内に排気用ファンの停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている 場合であって、次に掲げるものをいう。
    - ア ちゅう房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4m以下の排気用ダクトで、ちゅう房室内に露出して設置されるもの
    - イ 耐火構造の共用排気用ダクトに接続されている水平部分の長さが2m以下の排気用ダクトで、ちゅう房室 内に露出して設置されるもの
  - 5 フード等の点検及び清掃については、次に定めるところによる。
    - (1) 点検の頻度は、次によること。
      - ア フード及びグリスフィルターにあっては、1週間に1回以上

- イ グリスエクストラクターにあっては、1か月に1回以上
- ウ 火炎伝送防止装置のうち自動消火装置にあっては6か月に1回以上、防火ダンパーにあっては、1か月に 1回以上
- エ 排気用ダクトにあっては、3か月に1回以上
- (2) 清掃の頻度は、次によること。
  - ア グリスフィルターにあっては、1か月に1回以上
  - イ フードにあっては、3か月に1回以上
  - ウ グリスエクストラクター及び火炎伝送防止装置のうち防火ダンパーにあっては、3か月に1回以上
  - エ 火炎伝送防止装置のうち自動消火装置にあっては、6か月に1回以上
  - オ 排気用ダクトにあっては、1年に1回以上

## (業務用以外のちゅう房設備)

- 第4条 業務用以外のちゅう房設備に附属するフード等の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。
  - 1 条例第4条の4第1項第2号ア、第3号イ及びウただし書の「当該ちゅう房設備の入力及び使用状況により火 災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該ちゅう房設備の入力が21kW以下であって、かつ、使用頻度が 一般の家庭において通常行われている程度の場合をいう。
  - 2 前1の場合、レンジフードファンを設置することができる。
  - 3 フードの位置及び構造は、次に定めるところによる。
    - (1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。ただし、レンジフードファンにあってはこれによらないことができる。
    - (2) 板厚は、次の表の左欄に掲げるフードの長辺の区分に応じ、同表右欄に掲げるものとする。ただし、レンジフードファンにあってはこれによらないことができる。

フードの長辺(単位mm)	板厚(単位㎜)				
ノートの表辺(単位皿)	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板			
800以下	0.5以上	0.6以上			
800を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上			
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上			
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上			

- (3) 板の継目は、気密性を有すること。
- (4) 幅及び奥行は、ちゅう房設備の幅及び奥行の寸法以上とすること。(別図第5 その1)
- (5) グリスフィルターを容易に着脱できる構造とすること。
- (6) 条例第4条の4第1項第2号ウただし書については、次によること。(別図第5 その1)
  - ア フードの側方にあっては、可燃性の部分を厚さ9mm以上の繊維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。
  - イ フードの上方にあっては、可燃性の部分を厚さ5mm以上の繊維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を2cmまで短縮することができる。
- (7) 支持金具等により堅固に取り付けること。

- (8) 照明設備をフード内に設ける場合は、次によること。ただし、レンジフードファンにあってはこれによらないことができる。
  - ア 照明器具は、耐食性及び耐熱性を有するガラス、ステンレス鋼板等の不燃材料で覆い、可燃性の部分が露 出しないように措置すること。
  - イ ちゅう房設備から条例別表第3に掲げる距離又は対象火気基準により得られる距離以上離した箇所に設けること。
- (9) 熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふっ素樹脂電線若しくはこれらと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
- 4 排気用ダクトの位置及び構造は、次に定めるところによる。
  - (1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。
  - (2) 板厚は、次の表の左欄に掲げる排気用ダクトの長辺又は直径に応じ、同表右欄に掲げるものとする。

排気用ダクト(単位mm)	板厚(単位mm)	
長 辺 (長方形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え 450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上

排気用ダクト(単位mm)	板厚(単位㎜)	
直 径 (円形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え 750以下	0.5以上	0.6以上
750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上
1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上

- (3) 板の継目は、気密性を有すること。
- (4) 排気用ダクトの接続は、フランジ接続、溶接又は差込み接続により容易に離脱しないような構造とし、パッキン、シール材等により気密性のある措置とすること。

なお、パッキン等は難燃性以上の防火性を有するものを使用し、不燃材料を素材としたもの以外のものを使用する場合にあっては、当該部分を不燃材料を素材としたもので被覆すること。

- (5) たわみ継手を設ける場合は、排気用ファンに近接する部分に設け、長さは必要最小限とすること。
- (6) たわみ継手は、ロックウール等の不燃材料を使用すること。
- (7) 吹出口は、可燃性の部分から60cm以上離隔し、かつ、吹出方向に可燃物がない位置に設けること。ただし、 可燃性の部分を金属以外の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合は、この限りでない。
- (8) 支持金具等により堅固に取り付けること。
- (9) 条例第4条の4第1項第2号ウただし書については、次によること。
  - ア 可燃性の部分を厚さ5mm以上の繊維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆 した場合 (隠蔽部は除く。)とする。この場合、10cm以上の離隔距離を5cmまで短縮することができる。(別 図第5 その2)
  - イ 排気用ダクトをロックウール保温材、グラスウール保温材 (JIS A 9504によるもの) 又はけい酸カルシウム保温材若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で、厚さ50mm以上被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。(別図第5 その1)
- (10) 電気を熱源とするものの条例第4条の4第1項第2号ウただし書については、前(9)によらず、次によるこ

と。

- ア 可燃性の部分を厚さ3mm以上の繊維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆 した場合(隠蔽部は除く。)とする。この場合、10cm以上の離隔距離を2cmまで短縮することができる。
- イ 排気用ダクトをロックウール保温材、グラスウール保温材又はけい酸カルシウム保温材若しくはこれらと 同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で、厚さ20mm以上被覆した場合とする。この場合、10cm以上 の離隔距離を0cmまで短縮することができる。
- 5 グリス除去装置はグリスフィルターとし、その位置及び構造は、次に定めるところによる。
  - (1) 火源から 1 m以上離隔して設置すること。ただし、レンジフードファンにあっては、80 cm以上とすることが できる。(別図第5 その1)
  - (2) グリスフィルターは、容易に清掃ができる構造とすること。
  - (3) グリスフィルターは、金属製のものを使用すること。
  - (4) 条例第4条の4第1項第3号ア及びウただし書の「屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、フードが建築物外部に面する壁に設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。
- 6 フード等の点検及び清掃については、次に定めるところによる。 フード等及びグリス除去装置は、油脂の付着状況に応じて、適宜点検及び清掃するように努めるものとする。

#### (特例)

第5条 この基準の規定は、予防部長がフード等の位置、構造等の状況から判断して、この基準によらなくても火災 の発生のおそれが著しく少なく、かつ、この基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは適用しないことができる。

# 附則

## (施行期日)

1 この基準は、平成4年7月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この基準の施行の際、現に設置されている厨房設備に附属するフード等で、この基準に適合しないものについては、第3条第5項及び第4条第4項を除いて、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附則

## (施行期日)

1 この基準は、平成6年4月1日から施行する。

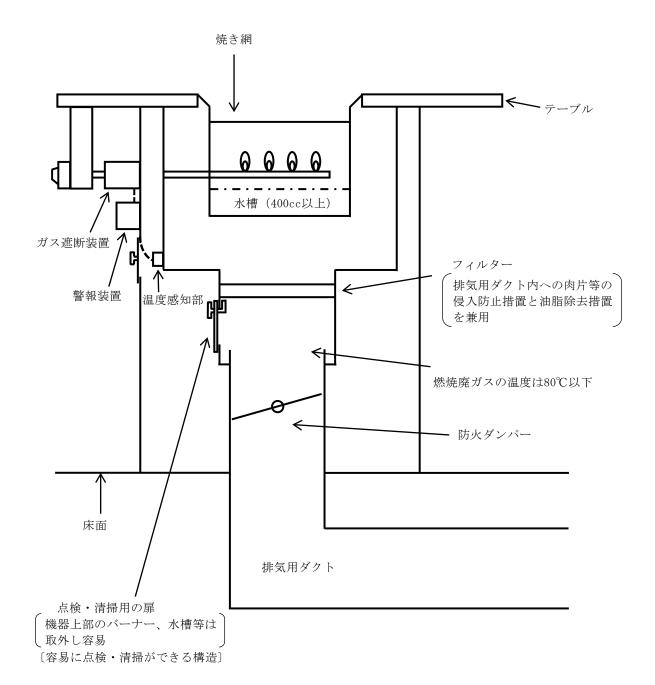
#### (経過措置)

2 この基準の施行の際、現に設置されている厨房設備に附属するフード等で、この基準に適合しないものについては、第3条第5項及び第4条第4項を除いて、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるが、増改築や修繕工事等の機会に、改修・交換等を行うよう指導するなど、計画的かつ弾力的な運用を行うこと。

#### 附則

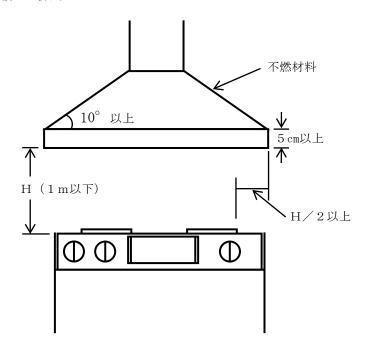
## (施行期日)

1 この基準は、令和3年9月6日から施行する。

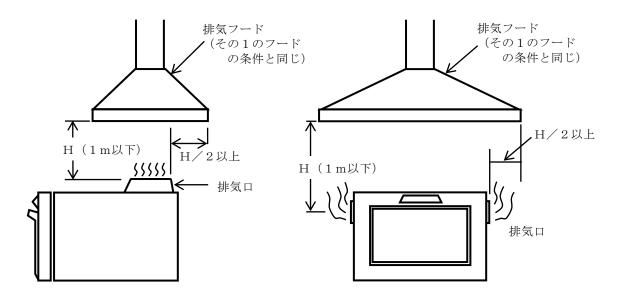


# 別図第2 フードの位置(排気フードⅡ型の場合の例)

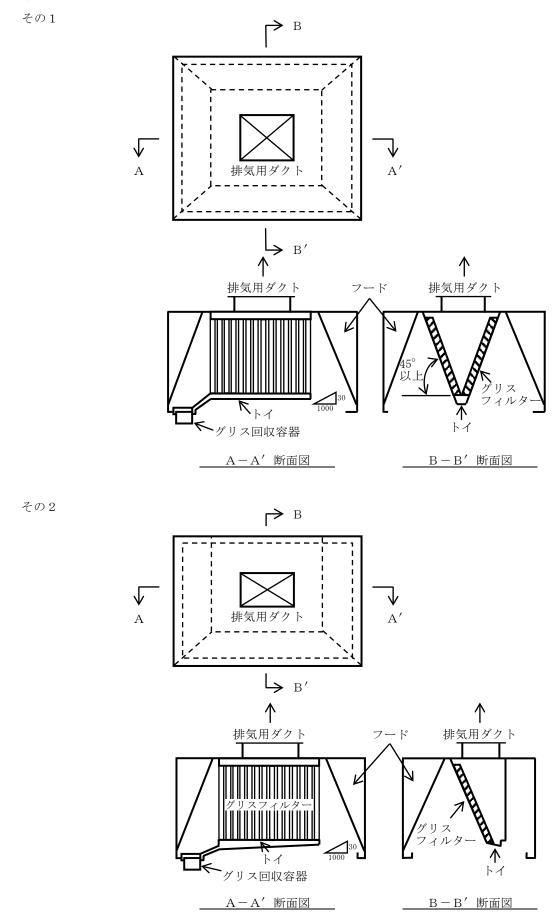
# その1 火源の周囲を十分に覆った排気フード



# その2 排気口の周囲を十分に覆った排気フード

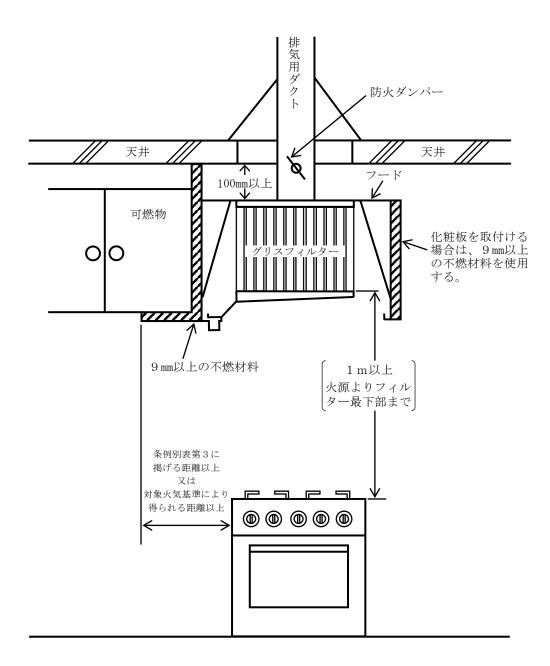


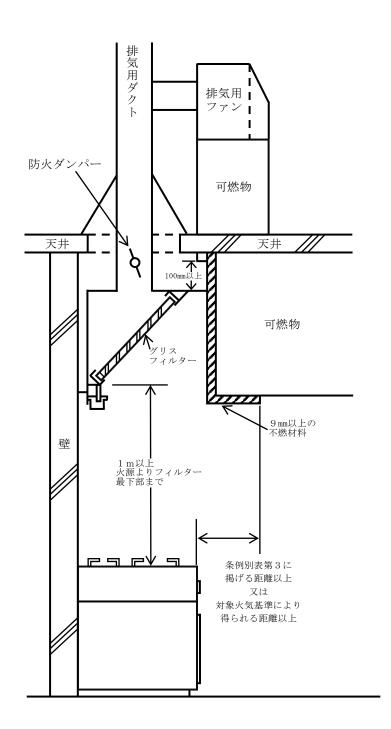
別図第3 フードの構造(排気フードI型の場合の例)



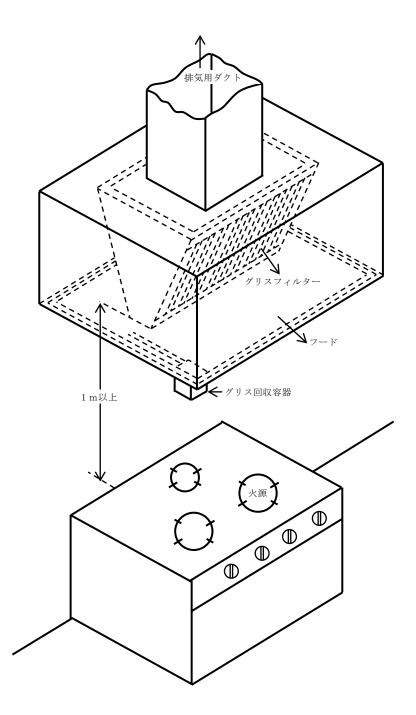
# 別図第4

その1



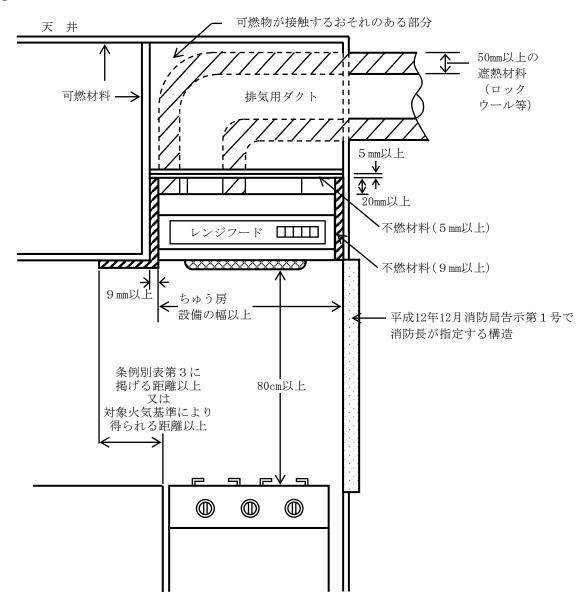


壁体は、厚さ10cm以上の空胴コンクリートブロック、軽量気泡コンクリート (JIS A 5416によるもの)、レンガ又はこれらと同等以上の耐熱性、断熱性を有する材料で作られており、その範囲は、条例別表第3に掲げる距離以上又は対象火気基準により得られる距離以上とすること。

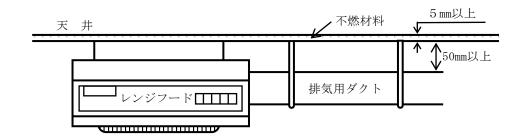


別図第5 レンジフードファンの設置例

その1



その2



#### 参考資料1

#### ロックウール等50mm以上の被覆と同等以上と認める新断熱材について

横浜市火災予防条例第4条の4第1項第2号ウに定める排気用ダクトと可燃性の部分との離隔距離10cmについては、ロックウール保温材又はけい酸カルシウム保温材若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する金属以外の不燃材料で厚さ50mm以上被覆した場合はこの限りでないと審査基準が示されています。

横浜市消防局において、金属以外の不燃材料で厚さ50mm以上被覆した場合と同等以上の性能を有するものとして取り扱っている製品名は次のとおりです。

(令和4年6月20日現在)

●「ネットルマット」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第294号	平成元年2月6日
●「セラカバー」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第 47号	平成元年8月8日
●「不燃カバー」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第324号	平成3年2月25日
●「ダンスリム」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第295号	平成4年12月9日
●「ネオダクトM」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第330号	平成7年3月31日
●「フジエアダクトM」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第138号	平成7年9月19日
●「セラカバーS」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第336号	平成8年4月2日
●「F. P. Dカバー」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第130号	平成12年11月15日
●「シュバリエFP」(厚さ20mm以上の被覆)	安査第 71号	平成19年5月9日
●「SSカバー」(厚さ21.6mm以上の被覆)	安査第 80号	平成20年5月13日
●「ヘスティアブロック」(厚さ20mm以上の被覆)	消査第291号	平成24年11月6日
●「U-SLIM」(厚さ20mm以上の被覆)	消査第265号	平成28年8月18日
●「セーフティダクト」(厚さ14mm以上の被覆)	消查第322号	平成28年8月31日
●「SSプレミア」(厚さ5mm以上の被覆)	消指第 79号	令和4年6月20日

#### 火炎伝送防止装置と同等の効力を有するものとして取扱っている消防防災用設備機器について

横浜市消防局において、横浜市火災予防条例第4条の4第1項第3号ウ及びエの規定に基づく火炎伝送防止装置と 同等の効力を有するものとして取扱っている消防防災用設備機器は次のとおりです。

なお、消防防災用設備機器性能評定委員会等による評定報告書のとおりに設置した場合に限るため、別途、レンジ、フライヤー及びフード部分の火災を有効に消火できる自動消火装置を設けることとなります。

(令和4年6月20日現在)

●「アクアクリーンシステム」 消指導第115号 平成4年7月6日●「ぶくぶくジェット」 消指第346号 平成29年9月11日

#### 参考資料2

#### 火を使用する設備・器具の火災予防上安全な距離について

ちゅう房設備等の火を使用する設備・器具は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃性の物品から次のいずれかの距離以上の距離を保つ必要があります。

- 1 「横浜市火災予防条例」(昭和48年12月横浜市条例第70号) 別表第3の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表 の右欄に定める距離
- 2 「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」(平成14年消防庁告示第1号)により得られる 距離(消防長又は消防署長が認めるものに限る。)

これらの関係を表で示すと次のとおりです。

#### 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合

#### 火災予防上安全な距離を保つ場合

横浜市火災予防条例別表第3の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める距離

「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」により得られる距離 (消防長又は消防署長が認めるものに限る。)

- ※1 「火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合」とは次のいずれかの場合をいいます。
  - (1) 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合
  - (2) 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(消防長が指定する有効に遮熱できるものに限る。)である場合これらの関係を表で示すと次のとおりです。

不燃材料で有効に仕上げを した建築物等の部分の構造	間柱、下地その他主要な部分	備考
耐火構造	準不燃材料	_
耐火構造以外の構造	不燃材料	消防長が指定する有効に 遮熱できるものに限る。

※2 ※1の「消防長が指定する有効に遮熱できるもの」とは

「横浜市火災予防条例第4条第1項第1号及び別表第3備考3の規定により消防長が指定するもの」(平成12年消防局告示第1号)第1項のとおりです。

※3 横浜市火災予防条例別表第3の「不燃以外」に掲げる距離とは

不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいいます。

※4 横浜市火災予防条例別表第3の「不燃」に掲げる距離とは

不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分 (その部分の構造が、消防長が指定するものである場合に限る。) 又は防熱板までの距離をいいます。

#### ※5 ※4の「消防長が指定するもの」とは

「横浜市火災予防条例第4条第1項第1号及び別表第3備考3の規定により消防長が指定するもの」第2項のとおりです。

#### 〇横浜市火災予防条例第4条第1項第1号及び別表第3備考3の規定により消防長が指定するもの

制 定 平成12年12月25日消防局告示第1号最近改正 平成31年4月5日消防局告示第3号

横浜市火災予防条例(昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。)第4条第1項第1号及び別表 第3備考3に規定する消防長が指定するものを次のとおり指定する。

- 1 条例第4条第1項第1号に規定する消防長が指定する有効に遮熱できるものは、間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とする。
  - (1) 鉄網モルタル塗で塗厚さが15ミリメートル以上のもの
  - (2) 木毛セメント板張又はせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)張の上に厚さ10ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
  - (3) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
  - (4) モルタル塗の上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が25ミリメートル以上のもの
  - (5) セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が25ミリメートル以上のもの
  - (6) 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上に金属板を張ったもの
  - (7) 厚さが25ミリメートル以上のロックウール保温板張の上に金属板を張ったもの
  - (8) 厚さが18ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等以上の遮熱性能を有するもの
- 2 条例別表第3備考3に規定する消防長が指定するものは、間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次に定める構造とする。
  - (1) 土蔵造
  - (2) 土塗真壁造の裏返塗りをしたもので、それぞれの塗厚さが20ミリメートル以上のもの
  - (3) 鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗りで塗厚さが20ミリメートル以上のもの
  - (4) 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ15ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
  - (5) 土塗壁で塗厚さが20ミリメートル以上のもの(下見板を張ったものを含む。)
  - (6) 厚さが12ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの
  - (7) 厚さが15ミリメートル以上の窯業系サイディング(中空部を有する場合にあっては、厚さが18ミリメートル以上で、かつ、中空部を除く厚さが7ミリメートル以上のもの)を張ったもの
  - (8) 塗厚さが20ミリメートル以上の鉄網軽量モルタル(モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の8パーセント以下のものに限る。以下同じ。)
  - (9) 厚さが35ミリメートル以上の軽量気泡コンクリートパネル
- (10) 厚さが12ミリメートル以上の硬質木片セメント板の上に厚さが10ミリメートル以上の鉄網軽量モルタルを 塗ったもの
- (11) 前項第4号から第7号までのいずれかに該当するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等の遮熱性能を有するもの

- ※ 告示第1号の構造は、「防火構造の構造方法を定める件」(平成12年5月建設省告示第1359号)の耐力壁である外壁の屋外側の構造方法と同じ構造を指定したものであるため、第1項第9号及び第2項第12号の「これらと同等の遮熱性能を有するもの」として取り扱えるものは、次のいずれかの場合等をいいます。
  - 1 次の国土交通大臣が定めた構造方法のうち耐力壁で外壁の屋外側の構造方法に該当するもの
    - ・ 「耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年5月建設省告示第1399号)
    - ・ 「準耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年5月建設省告示第1358号)
  - 2 国土交通大臣の認定を受けた耐火構造、準耐火構造及び防火構造のうち耐力壁で外壁の屋外側の構造方法に該 当するもの

<例>けい酸カルシウム板総厚12ミリメートル以上(JIS A 5430のけい酸カルシウム板に適合するもので、NM-8576、NM-8577、NM-8578及びNM-8579に該当するもの)

- \* 上記1及び2については、「下地等を不燃材料としている構造」である場合は、告示第1号第2項と同等以上 の性能を有しているものとしては取り扱うことはできません。
- 3 上記以外で、告示第1号と同等以上の遮熱性能を有するものの取扱い

試験結果等により、告示第1号のいずれかの構造と同等以上の遮熱性能を有することが確認できるもの

(1) 告示第1号のいずれかの構造を構成する不燃材料と同等以上の遮熱性能を有する不燃材料とした構造

<例>告示第1号第1項第6号と同等以上の遮熱性能を有するもの

- ア 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上にステンレスを張ったもの
- イ 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上に厚さが5ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板等の不燃材料を張ったもの(繊維混入ケイ酸カルシウム板等の不燃材料が耐食性を有しない場合は、繊維混入ケイ酸カルシウム板等の不燃材料の上に、タイル等の耐食性のある不燃材料で仕上げる必要があります。)
- ウ 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上に化粧板等の耐食性のある不燃材料を張ったもの
- (2) 室温35度で火を使用する設備等を使用したとき、不燃材料で有効に仕上げをした部分に接する不燃材料以外の材料の部分の温度が100度を越えない構造

#### 第7 フード等用簡易自動消火装置の設置基準について(平成6年4月1日消指導第2号 予防部長通知)

フード・ダクト用、レンジ用及びフライヤー用簡易自動消火装置の設置については、「フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の設置基準」(昭和60年8月26日消指導第115号「厨房設備に附属するフード及び排気用ダクトの基準」の別添)により運用されているところであるが、これらに、ダクト用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用及び下引ダクト用簡易自動消火装置を加えた「フード等用簡易自動消火装置の設置基準」を定めたので、適正に運用されるよう通知します。

#### フード等用簡易自動消火装置の設置基準

(目的)

第1条 この基準は、横浜市火災予防条例(昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。)第4条の4第 1項第3号ウに規定する火炎伝送防止装置としての自動消火装置の設置に係る細目を定め、適正な設置を図ること を目的とする。

#### (用語の定義)

- 第2条 この基準における用語の意義は、条例の規定によるほか、次に定めるところによる。
  - (1) 自動消火装置

フード・ダクト用簡易自動消火装置、ダクト用簡易自動消火装置、レンジ用簡易自動消火装置、フライヤー 用簡易自動消火装置、フード・フライヤー用簡易自動消火装置及び下引ダクト用簡易自動消火装置をいう。

(2) 防護対象物

自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。

(3) 下方排気方式ガス機器

無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に床下等の下方に引き排気するガス機器をいう。

- (4) フード・ダクト用簡易自動消火装置(以下「フード・ダクト用」という。) フード部分及び排気用ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (5) ダクト用簡易自動消火装置(以下「ダクト用」という。)

排気用ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するもので、複数の排気用ダクトが存在する場合に、フード・ダクト用、フード・レンジ用及びフード・フライヤー用と組み合わせて使用するものをいう。

(6) レンジ用簡易自動消火装置(以下「レンジ用」という。)

レンジ (フライヤー以外で、油脂を含む蒸気が直接フード内に排出されるものを含む。以下同じ。) 部分を 防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

- (7) フライヤー用簡易自動消火装置(以下「フライヤー用」という。)
- フライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。 (8) フード・レンジ用簡易自動消火装置(以下「フード・レンジ用」という。)
- フード部分及びレンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (9) フード・フライヤー用簡易自動消火装置(以下「フード・フライヤー用」という。) フード部分及びフライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (10)下引ダクト用簡易自動消火装置(以下「下引ダクト用」という。)

下方排気方式ガス機器内部及びこれに接続する排気用ダクト内部の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

- (11)公称防護面積
  - 一の自動消火装置で警戒することのできる範囲の面積をいい、「短辺 (m) ×長辺 (m)」で表されたものをいう。
- (12)ダクト公称防護断面積

ーのフード・ダクト用又はダクト用で警戒することができる範囲のダクトの断面積をいい、「短辺 (m) × 長辺 (m)」で表されたものをいう。

- (13)ダクト公称防護長さ
  - 一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒することができる長さで、ダクトの水平部分5mをいう。

(14)公称防護面積等

公称防護面積、ダクト公称防護断面積及びダクト公称防護長さをいう。

- (15)被防護面積
  - 一の自動消火装置で警戒を要する範囲の面積をいう。
- (16)ダクト被防護断面積
  - 一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒を要する断面積をいう。
- (17)ダクト被警戒長さ
  - 一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒を要するダクトの長さをいう。
- (18)防護面積等

被防護面積、ダクト被防護断面積及びダクト被警戒長さをいう。

#### (自動消火装置の構造及び性能の基準)

- 第3条 自動消火装置の構造及び性能は次の(1)及び(2)に適合するものであること。
  - (1) 自動消火装置の構造及び性能の基準は、別添(省略)の「自動消火装置の技術基準」(以下「技術基準」という。)に定めるところによること。
  - (2) 技術基準への適合性についての試験は、一般財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。) で行うものであること。

#### (設置基準)

- 第4条 自動消火装置は、次の各号に適合するよう設置すること。
  - (1) 設置区分

自動消火装置は、防護対象物の種類に応じ、次により設置すること。

ア フード部分と排気用ダクト内部は同時に消火薬剤を放出するものであること。

- イ 自動消火装置の種別に応じ、防護対象物に適し、それぞれの被防護面積等を警戒できる公称防護面積等を 有するものを設置すること。この場合、フライヤー用及びフード・フライヤー用のうち、レンジ部分を有効 に消火できるものについては、レンジ部分を防護対象物に含めて差し支えないこと。
- ウ 自動消火装置は防護対象物に応じ、次のいずれかの組合せにより設置すること。
- (ア) フード・ダクト用及びレンジ用
- (イ) ダクト用及びフード・レンジ用
- (ウ) フード・ダクト用及びフライヤー用
- (エ) ダクト用及びフード・フライヤー用
- (オ) 厨房等に複数のダクトの立上りがあって警戒を必要とする場合は、ダクト用をフード・ダクト用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用と組み合わせて設置することができるものとする。
- (カ) 下引ダクト用
- (2) フード・ダクト用の基準
  - ア 排気用ダクトのダクト被防護断面積、ダクト被警戒長さ及び風速等に応じて、十分な消火薬剤量を確保すると共に感知部(技術基準第2条(2)に掲げるものをいう。以下(5)までにおいて同じ。)及び放出口(技術基準第6条に掲げるものをいう。以下(5)までにおいて同じ。)を防護対象物に対し有効に消火できるよう設置すること。
  - イ 排気用ダクト内部の風速が毎秒5mを超える場合には、ダクト被警戒長さの外側(フードに接続されていない側に限る。)に消火薬剤放出のための起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置すること。ただし、 当該ダンパーが設置されていなくても有効に消火できるものにあっては、この限りでない。
  - ウ 消火時にダクト内に設けたダンパーを閉鎖することにより、所要の消火性能を確保する方式のものにあっ

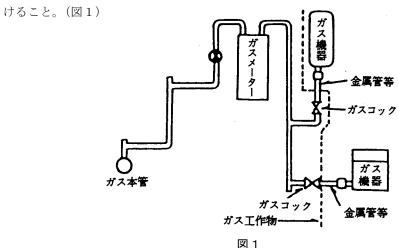
ては、当該ダンパーはイの規定に準じて設置すること。この場合、フード部分から当該ダンパーまでの体積 に応じ十分な消火薬剤量を確保すること。

- エ 一の排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。
- オ 放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛び散らない箇所に設けること。
- カ 消火薬剤の貯蔵容器及び加圧ガス容器は、温度40度以下で温度変化が少なく、かつ、点検の容易な場所に 設けること。
- キ フード・ダクト用の作動と連動して、放出された消火薬剤の影響を受けるおそれのある器具への燃料ガス の供給停止又は熱源が電気によるものにあっては、当該機器への電源遮断ができるものであること。

なお、ガス器具への燃料停止装置(電磁弁等)の設置位置等については、次によること。ただし、ガス事業者の設置する業務用の自動ガス遮断装置にあっては、この限りでない。

#### (ア) 燃料停止装置の設置位置

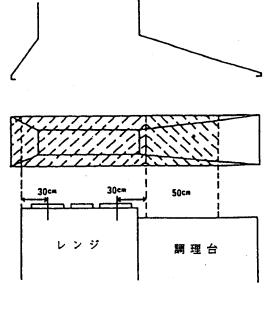
a 燃料停止装置は、原則としてガス工作物以外の範囲(ガスコック以降の配管若しくは厨房設備)に設



b 水及び熱の影響並びに機械的衝撃等を受けない位置に設けること。

#### (イ) 電磁弁の性能等

- a 電磁弁は、ガス器具用電磁弁又はこれと同等以上の性能を有するものとし、原則として直接操作によってのみ復旧するものとすること。
- b 電気配線は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第52号)に定めると ころによること。
- ク 手動起動装置は、火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の 箇所に設けること。
- ケ 電源の供給方式は、次による場合を除き、コンセントを使用しないものであること。
- (ア) コンセントは容易に離脱しない構造のものであること。
- (イ) コンセントはフード・ダクト用専用のものとすること。
- コ フードの被防護面積の算定は次によること。
  - フードの被防護面積は、当該フードの水平投影面積とする。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、これによらないことができる。
- (ア) レンジ又はフライヤーが調理台等と接続されていて、調理台等を包括するフードが設置されている場合 にあっては、レンジ又はフライヤーの被防護面積から周囲50cmの水平投影部分に含まれる範囲をフードの 被防護面積とする。(図2)



 ※
 レンジ等被防護面積

 プラード被防護面積

図 2 レンジ又はフライヤーの被防護面積よりフードが大きい場合の フード被防護面積

(イ) 前 (T) のフードの被防護面積外にダクトの吸込口がある場合は、その吸込口の周囲50cmの部分を含めた面積をフードの被防護面積とする。(図3)

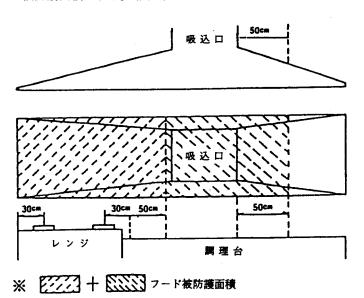


図3 ダクト吸込口がレンジの直上部以外の位置にある場合のフード 被防護面積

- サ ダクト被警戒長さ及びダクト被防護断面積の算定は次によること。
- (ア) ダクト被警戒長さは、当該ダクトの水平部分5mとすること。(図4)
- (イ) ダクト被防護断面積は、当該ダクトのダクト被警戒長さの範囲内における最大の断面積とすること。 (図 4)

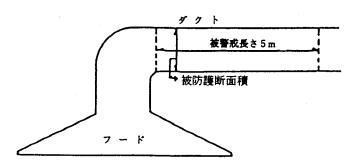


図4 ダクトの被警戒長さ及び被防護断面積

- (3) ダクト用の基準
  - フード部分に関する事項を除き、(2)の規定の例によること。
- (4) レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用の基準
  - (2) オからコの規定の例によるほか、次により設置すること。
  - ア フード、レンジ又はフライヤーの大きさ及び形状に応じて、十分な消火薬剤量及び公称防護面積を有する ものを設置すること。
  - イ 消火薬剤に二酸化炭素等を使用するものにあっては、常時人がいる場所には設置しないこと。
  - ウレンジ又はフライヤーの被防護面積の算定は次によること。
  - (ア) レンジの場合
    - a ーのレンジでコンロが1口の場合は、コンロの中心から半径30cmの円を描き、その円を包含する長方 形の面積(この範囲内に壁が設けられている場合は壁までの面積とする。以下同じ。)を被防護面積と する。(図5)

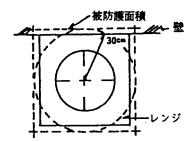
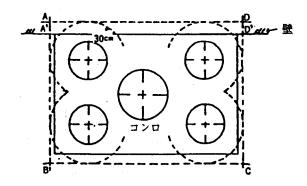


図5 レンジの被防護面積 (コンロが1口の場合)

b ーのレンジでコンロが複数ある場合は、それぞれのコンロから前 a と同様の円を描き、その全ての円を包含する長方形の面積を被防護面積とする。(図 6)

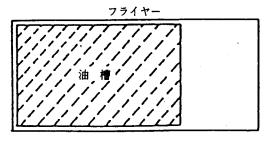


- \* レンジが不燃材料等の壁に接して設置されている場合の被防護面積はA'・B・C・D'点を結んで得られる長方形の面積とする。
- \* レンジが壁に接していない場合の被防護面積は、A・B・C・D点を結んで得られる 長方形の面積とする。

#### 図6 レンジの被防護面積 (コンロが複数の場合)

#### (イ) フライヤーの場合

フライヤーの被防護面積は、当該フライヤーの油槽の水平投影面積とする。(図7)



\* 斜線部分を被防護面積とする。

図7 フライヤーの被防護面積

エ 放出口はグリスフィルター、グリスエクストラクター、その他の物品により放出が妨げられない位置に設置すること。

#### (5) 下引ダクト用基準

(2) カからケ及びサの規定の例によるほか、次により設置すること。

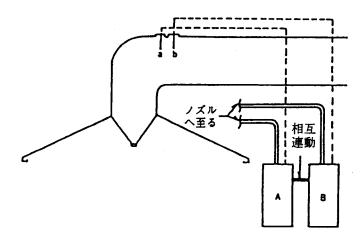
なお、当該ダクト部分とはグリスフィルター又はグリスエクストラクター等より排気口側の部分をいう。

- ア 下方排気方式ガス機器内部及び接続するダクトの容積並びに風速等に応じて十分な消火薬剤量を、また、 感知部及び放出口は、下方排気方式ガス機器の構造に応じて製造者が指定する位置に、有効に消火ができる よう設置すること。
- イ 一の下引ダクト用に複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるよう設置すること。
- ウ フード・ダクト用等簡易自動消火装置を用いて、下方排気方式ガス機器内部及び下引ダクト内部を有効に 消火できる場合は、ア、イによらないことができる。

#### (6) 設置要領

ア 自動消火装置を設置する場合、一の認定合格品で前(2)コ及びサ並びに(4)ウにより算出した被防護面積等を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置することを原則とするが、次に掲げる場合にあっては、認定合格品を組み合わせて設置することができる。

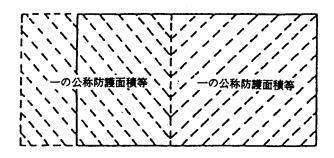
なお、認定合格品を組み合わせにより設置する場合の機器は、同一型式のものを使用するほか、相互に連動させること。この場合、認定試験合格時の放出口の数及び消火薬剤量は省略することはできないが、感知部が同一箇所に設置される場合にあっては、一の感知部で連動起動することができるものであること。(図8)



\* 感知部は a 又は b の何れかを設置すればよい。

#### 図8

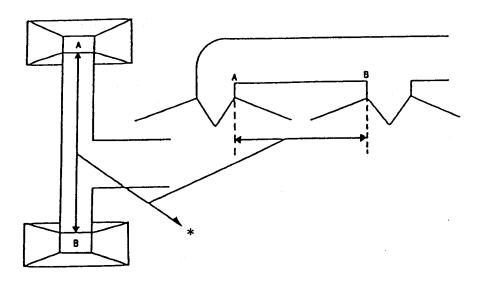
- (ア) 同一フードに複数のダクトの立上りがある場合 (この場合、ダクトの立上りの数と同数の認定合格品を 組み合わせて設置すること。)
- (イ) 各防護対象物が大きく、一の認定合格品で警戒することができない場合(図9)



\* 同一型式の複数の消火装置を被防護面積等が警戒できるように設け、相互に連動させる。

図9 防護対象物が大きく一の装置で警戒できない場合

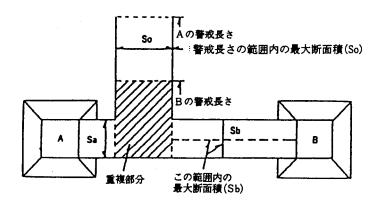
イ 二以上のフードが同一のダクトに接続されている場合で、ダクトの分岐点を経由して、それぞれのフード 間の距離が 5 m未満の場合にあってはそれぞれのフードに設置される機器相互を連動させること。(図10)



\* A、B間の距離が5m未満の場合、A、B双方の自動消火装置を相互に連動させる。

#### 図10

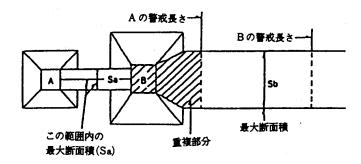
なお、この場合のダクト被防護断面積は、前(2)サによるほか、次によることができるものであること。 (ア) 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上の自動消火装置が連動される場合にあっては、 ダクト部分をそれぞれのフード・ダクト用又はダクト用で重複して警戒する必要はないものであること。 (図11)



\* Aに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの公称防護断面積がSo以上のものでなければならないが、Bに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの公称防護断面積がSb以上のものとすることができる。

図11

(イ) 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上の自動消火装置が連動される場合、一のフード・ダクト用又はダクト用のダクト被警戒長さの範囲内に他のフード・ダクト用又はダクト用が設置される場合のダクト被防護断面積は、他の装置に至るまでのダクトの最大面積とすることができるものであること。(図12)



\* Bに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの公称防護断面績がSb以上の ものでなければならないが、Aに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの 公称防護断面積がSa以上のものとすることができる。

図12

#### (7) 他の装置との関連

ア 排気用ダクト部分でダクト被警戒長さの範囲内に防火区画のために供されるダンパーが設置されている場合には、当該ダンパーの設置により自動消火装置の機能に障害を生じないものとすること。

イ 自動消火装置は、火炎伝送防止装置としての防火ダンパーとは併用しないものとすること。

#### (消防用設備等の緩和)

- 第5条 この基準により自動消火装置を設置した場合、次の各号により消防用設備等を緩和することができる。
  - (1) この基準に適合する自動消火装置を設置した厨房等の防火対象物の部分については、消火器具の能力単位を 滅ずることができるものであること。また、自動消火装置が設置された厨房機器の部分は消防法施行規則第6 条第6項の規定については、適用しないことができる。ただし、消火器具の能力単位の5分の1以上を緩和す ることは適当でないものである。
  - (2) 厨房設備(液体燃料を使用するものを除く。)が設置されている部分に、消防法施行令(以下「令」という。)第12条に定める技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置し、かつ、すべてのフード等に自動消火装置が本基準により設置されている場合にあっては、令第32条の規定を適用し、令第13条第1項第7欄に規定する消火設備を設置しないことができるものであること。

#### 附則

#### (施行期日)

1 この基準は、平成6年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この基準の施行の際、現に設置されている自動消火装置で、この基準に適合しないものについては、当該規定 にかかわらず、なお従前の例によるが、増改築や修繕工事等の機会に、改修・交換等を行うよう指導するなど、 計画的かつ弾力的な運用を行うこと。

#### (その他)

3 この基準の施行に伴い、「フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の設置基準」(昭和 60年8月26日消指導第115号「厨房設備に附属するフード及び排気用ダクトの基準」の別添)は、廃止する。

#### 第8 可動式ブースの取扱い

#### 1 関係通知

- (1) 「消防用設備等に係る執務資料の送付について」(令和3年2月19日消指第585号、平成30年12月18日消指第505号)
- (2) 「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成6年3月9日消防予第53号。以下「53号通知」という。)

#### 2 用語の定義

- (1) 可動式ブースとは、天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定(工具等で簡単に取り 外すことができるものを除く。) されておらず、人が出入りして利用するものをいう。
- (2) 火気設備等とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年総務省令第24号)第2条第1号及び第2号に規定する対象火気設備等及び対象火気器具等をいう。
- (3) 連動型住宅用防災警報器とは、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」(平成17年総務省令第11号) 第2条第4号の3に規定する連動型住宅用防災警報器をいう。
- (4) 住宅用下方放出型自動消火装置とは、53号通知に定める基準に適合するものをいう。
- (5) 40号省令とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号)をいう。
- (6) 特定共同住宅等とは、40号省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等(これに類する防火対象物であって、 火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。)をいう。
- (7) 共用室とは、特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等の用に供する室をいう。
- (8) 共用部分とは、特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場その他これらに類する特定共同住宅等の部分であって、住戸、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室以外の部分をいう。
- (9) 2号告示とは、「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」(平成17年告示第2号)をいう。
- (10) 3 号告示とは、「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年告示第3号)をいう。

#### 3 消防用設備等

(1) 可動式ブースが次のいずれかに該当する場合は、スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド(以下「スプリンクラーヘッド」という。)、自動火災報知設備の感知器、排煙設備の排煙口及び連結散水設備の散水ヘッド(以下「散水ヘッド」という。)を設置しないことができる(火気設備等の使用を行うもの及び宿泊を目的とするものを除く。)。

なお、スプリンクラーヘッドを免除する場合でも、屋内消火栓設備又は補助散水栓による警戒は不要とする。 ア 事務作業又は事務作業以外の目的のために使用するもの(仮眠を伴うおそれがあるものを除く。)であって、次の全てに適合するもの

- (ア) 床面積が3㎡以下であること。
- (イ) 天井及び壁が不燃材料で仕上げられていること。
- (ウ) 外部から当該ブース内で発生した火災を目視等で確認できること。

なお、可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、 火災を感知した際に相互に連動する措置が講じられている場合は、「火災を目視等で確認できる」ものと して取り扱う。 (エ) 住宅用下方放出型自動消火装置を設置することにより、当該ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが消火実験等により確認されていること。

なお、次のいずれにも該当しない場合は、「消火実験等により確認されている」ものとして取り扱う。

- a 当該ブース内に易燃性の可燃物が存し消火困難と認められる場合
- b 53号通知別添の「住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準」第17条の消火実験で想定されていない方法により当該装置が設置される場合
- (オ) (エ) について、パッケージ型自動消火設備 II 型の点検基準 (該当する点検項目に限る。) に準じた点検が 定期に実施され、適切に維持管理されていること。
- イ 事務作業以外の目的のために使用するもの(仮眠を伴うおそれがあるもののうち、喫煙その他の火気の 使用を行うものを除く。)であって、次の全てに適合するもの
  - (ア) ア(ア)から(オ)までに適合していること。
  - (4) ア(ウ)なお書の措置が講じられ、火災を覚知した場合は、当該防火対象物における従業員等の常駐場所で火災の覚知ができるよう措置されていること。
  - (ウ) 出入口扉に施錠装置が設けられていないこと(非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。)。
  - (エ) 当該ブース内の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられていること。
- (2) 可動式ブースが事務作業又は事務作業以外の目的のために使用するもの(カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。)に該当し、かつ、次の全てに適合する場合は、放送設備のスピーカーを設置しないことができる。
  - ア 当該ブース内における音圧が65dB以上となることが確認できること。
  - イ 床面積が3m<sup>2</sup>以下であること。
  - ウ 内部から当該ブース外で発生した火災を目視等で確認できること。 なお、(1)ア(ウ)なお書を準用することができる。

#### 4 特定共同住宅等

(1) 共用室に可動式ブースを設置する場合

ア 可動式ブースが 3 (1) ア又はイのいずれかに該当する場合は、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド(以下「共同住宅用スプリンクラーヘッド」という。)、共同住宅用自動火災報知設備(以下「共同住宅用自大報」という。) の感知器、住戸用自動火災報知設備(以下「住戸用自火報」という。) 及び散水ヘッドを設置しないことができる(火気設備等の使用を行うもの及び宿泊を目的とするものを除く。)。

なお、共同住宅用スプリンクラーヘッドを免除する場合でも、屋内消火栓設備による警戒は不要とする。 イ 可動式ブースが3(2)に該当する場合は、共同住宅用自火報の音声警報装置を設置しないことができる。

- (2) 共用部分に事務作業の目的のために使用する可動式ブースを設置する場合
- ア 可動式ブースが 3 (1) ア (ア) から (オ) までの全てに適合する場合は、共同住宅用スプリンクラーヘッド、共同住宅用自火報の感知器、住戸用自火報及び散水ヘッドを設置しないことができる。
- イ 可動式ブースが 3 (2) アからウまでの全てに適合する場合は、共同住宅用自火報の音声警報装置を設置しないことができる。

#### 5 補足事項

(1) 連動型住宅用防災警報器 (3(1)ア(ウ)及び(2)ウ関係)

連動型住宅用防災警報器の定期的な点検については、当該機器の製造者が定める期間、方法等に基づき実施

すること。

- (2) 易燃性の可燃物が存し消火困難と認められる場合 (3(1)ア(エ)関係) 第3章第1節第26、2(2)と同様とする。
- (3) 従業員等の常駐場所 (3(1)イ(4)関係)

仮眠を伴うおそれがある可動式ブースを設置する店舗の事務室等又は自動火災報知設備の受信機が設けられている防災センター等で、従業員等が不在とならない場所をいう。

なお、当該場所に常駐する従業員等は、火災を覚知した場合における避難誘導に係る対応要領を把握し、特に、自動火災報知設備が作動した場合における、当該ブース内の利用者に対する避難誘導体制の確立を徹底すること。●

(4) 非常の際に外部から容易に解錠できる構造(3(1)イ(ウ)関係)

条例第66条第2項ただし書の規定に準じ、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は当該ブースの外側から鍵等を用いることなく容易に解錠できる構造(一の動作で解錠できる構造に限る。)とする。

(5) カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするもの (3(2)関係) 可動式ブースの使用形態が次のいずれかであるもの

ア 規則第25条の2第2項第3号イ( $\mathbf{p}$ )において、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所として規定されるもの

イ 遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供するもの

(6) 共同住宅用自火報の構成機器等(4(1)及び(2)関係)

可動式ブース内に設置が必要となる消防用設備等に係る構成機器等を含めて免除することができるが、共同 住宅用自火報の構成機器等は、共同住宅用受信機及び戸外表示器に限ることとし、共同住宅用自火報の感知器 又は音声警報装置のうち、設置しないことができる要件に適合しないものを免除することはできない。

(7) 共用部分の取扱い(4(2)関係)

可動式ブースを設けることで、防火対象物全体が2号告示若しくは3号告示又は従前に適用された特例適用 要件に適合しないこととなり、40号省令に基づく必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 の設置等が認められないこととなる場合でも、当該設備を引き続き設置し、又は、従前に適用された特例を継 続することができる。

(8) 廊下や避難通路など法令の規定により必要となる幅員を確保し、避難上支障とならない場所に設置すること。また、設置した場所においてスプリンクラー設備のヘッドの散水障害、自動火災報知設備の感知器の感知障害、誘導灯の視認障害等が発生しないこと。

#### 6 その他

条例第73条の規定に基づく防火対象物の使用開始(変更)の届出については、おおむね次に掲げる図書を添付すること。

- (1) 付近見取図
- (2) 設置階の平面図
- (3) 設置場所の立面図、写真等
- (4) 可動式ブースの仕様書
- (5) 不燃材料の認定書
- (6) 住宅用下方放出型自動消火装置の性能に関する図書
- (7) 既設消防用設備等の設置状況に関する図書
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、3又は4及び5に適合していることを確認できる図書

7 別添資料53号通知

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

## 住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について(通知)

住宅に設ける自動消火装置については、「下方放出型簡易自動消火装置」にあつては「簡易自動消火装置等の性能及び設置の基準について」(昭和 55 年 7 月 26 日付け消防予第 145 号。以下「145 号通知」という。)により、「住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置」にあつては「住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置について」(平成 2 年 7 月 12 日付け消防予第 96 号。)により、それぞれ運用を願つているところである。この度、これら住宅に設ける自動消火装置のうち下方放出型簡易自動消火装置の名称を「住宅用下方放出型自動消火装置」とし、これに伴い、145 号通知を廃止するとともに、下記のとおり定めたので通知する。

ついては、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

#### 1 住宅用下方放出型自動消火装置の基準

住宅用下方放出型自動消火装置とは、一般家庭又は小規模な防火対象物の天井、壁等に設置し、下方に放出して消火対象物を 覆い消火する方式のものをいい、この住宅用下方放出型自動消火装置の構造及び性能の基準は、別添に定めるところによるものとす る。

#### 2 設置対象

住宅用下方放出型自動消火装置は、次のいずれかに該当する防火対象物(防火対象物の部分を含む。以下同じ。)以外の防火対象物に限り設置することができる。

- (1) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条の規定により消火器具以外の消火設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備等)の設置が義務付けられている防火対象物
- (2) 消防法第 10 条に規定する製造所等に該当する防火対象物

#### 3 設置基準

- (1) 一般的な火災が予想される消火すべき対象物(以下「消火対象物」という。)にあつては一般火災用又は一般火災・油火災用のものを、油火災が予想される消火対象物にあつては油火災用又は一般火災・油火災用のものというように、それぞれ消火対象物の火災の類型に応じたものを設置すること。
- (2) 住宅用下方放出型自動消火装置は、消火対象物の状況に応じ、壁ぎわ、室の中央部、厨房等に当該消火対象物を有効に防護することができるように、当該装置に表示されている取付け高さに応じて有効防護面積内ごとに設けること。
- (3) 天井面に取り付ける場合は、天井面との距離を考慮して、火災を有効に感知することができるように設けること。
- (4) 取付けは天井、壁等に確実に行うこと。
- (5) 消火薬剤に二酸化炭素又はハロゲン化物(ハロン 1301 を除く。)を使用するものにあつては、常時人が居る場所には設置しないこと。

なお、消火薬剤にハロン 1301 を使用するものにあつては、次により設置すること。

- 次に掲げる室に限り設置することができるものであること。
- ア 電子計算機室、データプリント室その他これらに類する室
- イ 機械換気設備を設ける機械室、ポンプ室、エレベーターの機械室その他これらに類する室
- ウ 放射線源を使用し、貯蔵し、又は取り扱う室
- エ 工場、作業所において生産又は加工を行う室
- オ 厨房設備のある室
- カ 物品を貯蔵する室及び一般事務室
- キ 宝石、毛皮、貴金属その他これらに類する高価な物品を展示し、又は販売する室
- ク 重要文化財その他これに準ずる物品を格納し又は展示する室
- ② 消火薬剤が放出した場合、消火剤濃度が 10%以下となるよう設置すること。 なお、この場合の消火剤濃度は、次の式により計算するものとする。

消火剤濃度(%) = 消火薬剤量(kg)×0.16 当該室の容積(㎡)

③ 設置場所から容易に避難できること。

- ④ 放出した消火薬剤を室外に安全に排出できること。
- (6) 設置場所の周囲の最高温度が装置に表示された使用温度範囲内であること。
- (7) 同一室内に2以上の装置を設ける場合は、必ず出火場所を防護範囲とする方の装置が先に作動するように設置すること。
- (8) 床面積 100 ㎡以上の部分に設置する場合は、床面積 100 ㎡未満ごとに不撚材料、難燃材料等で区画して設けるものであること。

#### 4 消防用設備等の緩和

設置された機器の有効防護面積に応じて消火器具の設置能力単位を減ずることができるものであること。また、当該有効防護面積の部分は、消防法施行規則第6条第6項の規定については適用しないことができること。

ただし、消火器具の能力単位の5分の1以上を緩和することは適当でないものであること。

#### 5 その他

- (1)「住宅用下方放出型自動消火装置」及び「住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置」を「住宅用自動消火装置」とすること。
- (2) この基準は、平成6年4月1日から施行すること。
- (3) この基準の施行に伴い、145号通知は、廃止するものであること。

#### 別添

住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準

#### (趣旨)

第1条 この基準は、火災による煙、熱又は炎により感知し、自動的に水又はその他の消火薬剤(以下「消火薬剤」という。)を圧力により放射して消火を行う固定した小規模の消火装置の構造及び性能に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 住宅用下方放出型自動消火装置 感知部を有し、放出口と消火薬剤貯蔵容器とが一体となつているもの又は放出導管等により接続されているもので天井、壁等に設置し、下方に放出して消火対象物を覆い消火する方式のものをいい、一般火災用、台所火災用、油火災用又はこれらを組み合わせたものに区分する。
- (2) 感知部 火災によつて生ずる煙、熱又は炎により自動的に火災の発生を感知するものをいい、次の分類によるものとする。
- ア 感知器型感知部 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号、以下「感知器等の技術上の規格」という。)第 2 条第 1 号に規定する感知器をいう。
- イ 易融性金属型感知部 易融性金属により融着され又は易融性物質等により組み立てられた感知体が、火熱により一定温度に 達し溶融、変形又は破壊を生じることにより感知するものをいう。
  - ウ 温度センサー型感知部 熱半導体、熱電対等により組み立てられた感熱体が、火熱の温度を検出し感知するものをいう。
  - エ 炎検知型感知部 炎の熱放射又はちらつきを検出し、感知するものをいう。

### (住宅用下方放出型自動消火装置の一般的性能)

- 第3条 住宅用下方放出型自動消火装置の一般的性能は、次に定めるところによる。
- (1) 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び点検、整備が容易にでき、耐久性を有するものであること。
- (2) ほこり、湿気等によつて機能に異常を生じないものであること。
- (3) 住宅用下方放出型自動消火装置の各部分は、良質の材料で作るとともに、充てんした消火薬剤に侵されない材料で作り、又は耐食性を有しないものにあつては、当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で作り、又は当該部分には防錆加工が施されたものであること。
- (4) 住宅用下方放出型自動消火装置の主要部は、不燃性又は難撚性の材料で作られているものであること。
- (5) 電気を使用するものにあつては、電圧を+10%から-10%の範囲で変動させた場合、機能に異常を生じないものであること。
- (6) 配線は、十分な電流容量を有するものとし、かつ、配線の接続が的確であること。
- (7) 配線は、誤接続を防止するための適当な措置が講じられているものであること。
- (8) 部品の取付けは、機能に異常を生じないように的確、かつ、容易にゆるまないようになされているものであること。
- (9) 電線以外の電流が通過する部分で、すべり又は可動軸の部分の接触が十分でない箇所には、接触部の接触不良を防ぐための適当な措置が講じられているものであること。
- (10) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部は、十分に保護されているものであること。
- (11) 時間の経過による変質により、性能に悪影響を及ぼさないものであること。
- (12) 人に危害を与えるおそれがないものであること。
- (13) 造営材に接する基板から浸入する水によつて、機能に異常を生じないものであること。
- (14) 調整部は、調整後変動しないように固定されているものであること。
- (15) 住宅用下方放出型自動消火装置は、0°C以上 40°C以下の温度範囲(10°C単位で拡大した場合においてもなお消火及び放射の機能を有効に発揮する性能を有するものにあつては、当該拡大した温度範囲。以下「使用温度範囲」という。)で使用した場合において、消火及び放射の機能を有効に発揮することができるものであること。

(感知部の構造、強度、材質及び性能)

- 第4条 感知部の構造、強度、材質及び性能は、次の各号に適合するものであること。
- (1) 感知器型感知部は、感知器等の技術上の規格を定める省令に適合するものであること。
- (2) 易融性金属型感知部、温度センサー型感知部及び炎検知型感知部は、次の各号に適合するものであること。
  - ア 感知部の受ける気流の方向によつて機能に著しい変動を生じないものであること。
- イ 感知部に用いる金属薄板又は細い線等は、これらの機能に有害な影響を及ぼすおそれがあるきず、ひずみ、腐食等を生じない ものであること。
- ウ 感知部は、その基板面を取り付け、定位置から 45 度傾斜させた場合に、機能(炎検知型の指向性を除く。)に異常を生じないものであること。
- エ 感知部は、次の(ア)及び(イ)の試験に合格するものであること。この場合において、特に定めがある場合を除き、室温 5℃以上 35℃以下で相対湿度 45%以上 85%以下の状態で行うものとする。
- (ア) 通電を要するものにあつては、端子と外箱との間に 50Hz 又は 60Hz の正弦波に近い実効電圧 500V(定格電圧が 60V を超え、150V 以下のものにあつては 1000V、150V を超えるものにあつては定格電圧に 2 を乗じて得た値に 1000V を加えた値)の交流電圧を 1 分間加えた場合、これに耐えるものであること。
- (イ) 通電を要するものにあつては、絶縁された端子間及び端子と外箱との間の絶縁低抗は、500V の絶縁抵抗計で測定した値で  $5M\Omega$  以上のものであること。
  - オ 易融性金属型感知部及び温度センサー型感知部は、前アからエまでによるほか、次によること。
  - (ア) 公称作動温度の 125%の温度の風速 1m/秒の垂直気流に投入したとき、次の式で定める時間(t)以内で作動すること。

$$t = \frac{3001 \text{ og}_{10} \left(1 + \frac{\theta - \theta \gamma}{\hat{o}}\right)}{1 \text{ og}_{10} \left(1 + \frac{\theta}{\hat{o}}\right)}$$

- θ =公称作動温度(℃)
- る =公称作動温度と作動試験温度との差(℃)

θ γ = 室温(℃)

- t =作動時間(秒)
- (イ) 公称作動温度より20℃低い温度(公称作動温度が75℃以上のものにあつては、次の表で定める公称作動温度に応じた最高周囲温度より20℃低い温度)の空気中に10日間放置しても異常を生じないものであること。

公称作動温度	79℃未満	79℃以上 121℃未満	121℃以上 162℃未満	162℃以上 204℃未満	204℃以上
最高周囲温度	75°C	79°C	121°C	162°C	184°C

- カ 炎検知型感知部は、前アからエまでによるほか次によること。
- (ア) 光電素子は、感度の劣化や疲労現象が少なく、かつ、長時間の使用に十分耐えるものであること。
- (イ) 清掃を容易に行えるものであること。
- (ウ) 通電状態において次の a 及び b の試験を 15 秒間行つた場合に、異常を生じないものであること。
  - a 内部抵抗  $50\Omega$  の電源から 500V の電圧をパルス幅  $1\mu$ s、繰返し周期 100Hz で加える試験
- b 内部低抗 50Ω の電源から 500V の電圧をパルス幅 0.1 μs、繰返し周期 100Hz で加える試験
- (エ) 通電状態において濃度が減光率で30cm 当たり20%の JIS(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。) Z 8901(試験用ダスト)の5種を含む空気に15分間触れた後において、機能に異常を生じないものであること。
- (才) 50cm 四方の火皿にヘプタン(JIS K 0505(n−ヘプタン)をいう。以下同じ)1 ℓを入れ水平距離 4m、垂直距離 2.5m の位置に置き、火皿に着火後 30 秒以内に作動するものであること。
  - (カ) 5000Lx の発熱電灯による光により作動しないものであること。
  - (キ) 1m 離れたキセノンランプ(ガイドナンバー64 相当)の閃光により作動しないものであること。

(消火薬剤貯蔵容器等の構造、強度及び材質)

- 第 5 条 消火薬剤貯蔵容器等は、容器の形状及び接合方法等により計算し、安全上十分な肉厚を有する堅ろうな金属性のものであること。
- 2 消火薬剤貯蔵容器等の耐圧は、次の各号に適合するものであること。
- (1) 加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつては、その内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における閉そく圧力の最大値の 1.5 倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつてはその内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における使用圧力の上限値の 1.5 倍の空気圧力で 5 分間加圧する試験を行つた場合において、漏れを生じず、かつ、強度上支障のある永久歪みを生じないものであること。
- (2) 前号に規定するもののほか、加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつては、閉そく圧力の最大値の2倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつては、使用圧力の上限値の2倍の水圧力で5分間加圧する試験を行つた場合において、亀裂又は破断を生じないものであること。
- 3 高圧ガス取締法(昭和 26 年法律第 204 号)の適用を受ける本体容器は、前項の規定にかかわらず、同法及び同法に基づく命令の定めるところによるものであること。

(放出口及び放出導管)

- 第6条 放出口及び放出導管は、次の各号に適合するものであること。
- (1) 不燃材料で作られていること。

- (2) 前条第2項第1号に規定する耐圧試験を行つた場合において、著しい漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。
- (3) 内面は平滑に仕上げられたものであること。
- (4) 使用温度範囲で作動させた場合、漏れを生じず有効、かつ、均一に消火薬剤を放射することができるものであること。
- (5) 放出導管及び管継手は JIS H 3300(銅及び銅合金継目無管)に適合するもの、又はこれらと同等以上の強度及び耐食性(耐食加工したものを含む)並びに耐熱性を有するものであること。
- (6) 放出導管の長さは 10m 以下のものであること。
- (7) 放出導管の分岐は、2以下とし、各分岐管の流量抵抗値は等しいものであること。

#### (バルブ)

第7条 バルブは、次の各号に適合するものであること。

- (1) 第5条第2項第1号に規定する耐圧試験を行つた場合において、漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。
- (2) バルブを開放した場合において、当該バルブが消火薬剤の有効、かつ、均一に放射することを妨げないものであること。

#### (プラグ、口金及びパッキン等)

第8条 プラグ、口金及びパッキン等は、次の各号に適合するものであること。

- (1) プラグのかん合部分は、パッキン等とはめ込んだ場合において、かん合部が確実で第 5 条第 2 項第 1 号に規定する耐圧試験を行つた場合において、漏れを生じず、かつ、同圧力に十分耐えるように口金にかみあうものであること。
- (2) パッキン等は、充てんされた消火薬剤に侵されないものであること。

#### (固定装置)

第9条 住宅用下方放出型自動消火装置は、安定した状態に保たせるための固定装置を設けたものであること。

#### (加圧用ガス容器)

第 10 条 住宅用下方放出型自動消火装置に用いる加圧用ガス容器は、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年自治省令第 27 号)第 25 条の規格に適合するものであること。

#### (指示圧力計)

第 11 条 蓄圧式の住宅用下方放出型自動消火装置(ハロン 1301 及び二酸化炭素住宅用下方放出型自動消火装置を除く。)には指示圧力計を設けること。

2 前項の指示圧力計は、消火器の技術上の規格を定める省令第28条の規定に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。

#### (作動軸及びガス導入管)

第 12 条 放射圧力源であるガスを住宅用下方放出型自動消火装置の本体容器内に導入するための作動軸及びガス導入管は、加圧ガス容器のふたを容易に、かつ、確実にあけるのに適した構造及び強度を有するものであること。

#### (容器弁及び安全弁)

第 13 条 二酸化炭素住宅用下方放出型自動消火装置、ハロン 1211 住宅用下方放出型自動消火装置及びハロン 1301 住宅用下方放出型自動消火装置の容器弁及び安全弁は、二酸化炭素消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準(昭和 51 年消防庁告示第 9 号)又は消火器の技術上の規格を定める省令第 24 条に適合するものであること。

### (消火薬剤)

第 14 条 住宅用下方放出型自動消火装置に充てんされる消火薬剤は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年 自治省令第 28 号)第 1 条の 2、第 3 条、第 4 条、第 5 条(ハロン 2402 に係る事項に限る。)、第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定に適合するもの(二酸化炭素にあつては JIS K 1106 の 2 種又は 3 種)若しくは泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和 50 年自治省令第 26 号)の規定に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。

### (二酸化炭素簡易自動消火装置等の充てん比)

第 15 条 二酸化炭素住宅用下方放出型自動消火装置、ハロン 1211 住宅用下方放出型自動消火装置及びハロン 1301 住宅用下方放出型自動消火装置の本体容器の内容積は、充てんする二酸化炭素、ハロン 1211 及びハロン 1301 の重量 1kg につき 1500cm³、700cm³及び 900cm³以上であること。

### (消火性能)

第 16 条 住宅用下方放出型自動消火装置は、煙、熱又は炎により感知した後、消火薬剤を放射した場合において、次の各号に適合するものであること。

- (1) 感知部が確実に作動した後、速やかに消火薬剤を有効に放射するものであること。
- (2) 消火に有効な放射状態を有するものであること。
- (3) 充てんされた消火薬剤の容量又は重量の 90%以上の消火薬剤を放射できるものであること。
- 2 住宅用下方放出型自動消火装置は、使用温度範囲で作動した場合において、放射及び消火の機能を有効に発揮することができるものであること。
- 3 住宅用下方放出型自動消火装置は、第1項及び前項の消火性能を有するほか、次のいずれか又はこれらの組合せに該当するものであること。
- (1) 一般火災用は、次条に規定する第一消火試験及び第二消火試験の消火が確実にできるものであること。この場合の貯蔵消火薬剤量は、機種に明示された有効に消火しうる面積(以下「公称防護面積」という。)に応じ、別表 1 に掲げる以上の容量又は重量とすること。

- (2) 台所火災用は、次条に規定する第一消火試験、第二消火試験及び第三消火試験により消火が確実にできるものであること。この場合、貯蔵消火薬剤量は、公称防護面積に応じ、別表2に掲げる以上の容量又は重量とすること。
- (3) 油火災用は、次条に規定する第四消火試験により、消火が確実にできるものであること。この場合の貯蔵消火薬剤量は、公称防護面積に応じ、別表3に掲げる以上の容量又は重量及び性能を有するものであること。
- 4 放出口が感知部と連動可動して火源の方向に集中して向けられるものにあつては、公称防護面積の表示を増加することができるものであること。
- 5 公称防護面積は 1 ㎡、2 ㎡、3 ㎡、5 ㎡、8 ㎡、13 ㎡、21 ㎡及び 34 ㎡の区分とすること。

#### (消火試験)

第17条 住宅用下方放出型自動消火装置の消火性能を判定する消火試験方法は、次によるものであること。

#### (1) 第一消火試験

ア 第一消火試験は、厚さ4mmの合板(普通合板の日本農林規格(昭和39年農林省告示第383号)第2条に規定する普通合板で 難燃処理のしてないものをいう。)を用いた壁体模型、放出口及び別図5の着火用クリブ(小口15mm×15mmの大きさをもつ杉の気乾材)を別図1のように配置し、着火用クリブを用いて点火燃焼させて消火性能を判定するものとする。

- イ 着火用クリブには、JIS K 1505(工業用アルコール)のエタノール 100m ℓをふりかけて点火するものとする。
- ウ 消火薬剤の放射終了後 1 分以内において残炎が認められず、かつ、放射終了後 2 分以内に再燃しない場合においては、完全に消火されたものと判定するものとする。

#### (2) 第二消火試験

ア 第二消火試験は、放出口及び別図 6 のクリブ(小口 40 mm×40 mmの大きさをもつ杉の気乾材)を 5 分間予燃後別図 2 のように配置し、消火性能を判定するものとする。ただし、クリブを放出口の直下で予燃する場合は、感知部を覆うものとする。

イ クリブは、ヘプタン 1.5 ℓを燃焼皿に入れて予燃するものとする。

ウ 消火薬剤の放射終了後1分以内において残炎が認められず、かつ、放射終了後2分以内に再燃しない場合においては、完全に消火されたものと判定するものとする。

#### (3) 第三消火試験

ア 第三消火試験は、放出口及び 1 ロコンロ(1700kcal/hr 程度のもの)上に直径 30cm の鉄製なべの中に菜種油 500m√を入れたものを別図 3 のように配置し、菜種油を加熱し、着火炎上させて消火性能を判定するものとする。

イ 消火薬剤の放射終了後2分以内に再燃しない場合においては、完全に消火されたものと判定するものとする。

#### (4) 第四消火試験

ア 第四消火試験は、放出口及び 1 辺の長さを 50cm とした深さ 20cm の鉄板製燃焼皿に、ヘプタンを深さ 3cm 以上入れたものを 別図 4 のように配置し、燃焼皿のヘプタンを点火炎上させて消火性能を判定するものとする。

イ 消火薬剤の放射終了後2分以内に再燃しない場合においては、完全に消火されたものと判定するものとする。

#### (表示)

- 第 18 条 住宅用下方放出型自動消火装置の本体容器には、次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示を付するものとする。
- (1) 住宅用下方放出型自動消火装置である旨(住宅に用いないものとして申請者の申請により、下方放出型簡易自動消火装置とすることができる。)
- (2) 一般火災用、台所火災用、油火災用又はこれらの組合せによる区分
- (3) 使用消火薬剤の種類
- (4) 使用温度範囲
- (5) 公称防護面積(m)
- (6) 放射時間
- (7) 製造年月
- (8) 製造番号
- (9) 型式番号
- (10) 充てんされた消火薬剤の容量(ℓ)又は重量(kg)
- (11) 総重量(kg)
- (12) 取扱い上の注意事項
- (13) 取扱方法

#### 別表 1

消火薬剤	容量又は重 量
水	3.60 <b>ℓ</b> /m²
第一種浸潤剤等入水(強化液と同等以上の消火性能を有するものに限る)	2.40 ℓ / m²
第二種浸潤剤等入水(強化液の 1.6 倍以上の消火性能を有するものに限る)	1.50 ℓ / m²
第三種浸潤剤等入水(強化液の 2.6 倍以上の消火性能を有するものに限る)	0.96 <b>ℓ</b> /m²
強化液	2.40 <b>ℓ</b> / m²
機械泡水溶液	2.40 ℓ / m²
第三種粉末	0.96 kg/m²

ハロン 1301 2.
-------------

### 別表 2

消火薬剤	容量又は重 量
第一種浸潤剤等入水(強化液と同等以上の消火性能を有するものに限る)	2.40 ℓ/m²
第二種浸潤剤等入水(強化液の 1.6 倍以上の消火性能を有するものに限る)	1.50 <b>ℓ</b> /m²
第三種浸潤剤等入水(強化液の 2.6 倍以上の消火性能を有するものに限る)	0.96 <b>ℓ</b> /m²
強化液	2.40ℓ/m²
機械泡水溶液	2.40 <b>ℓ</b> /m²
第三種粉末	0.96 kg/m²

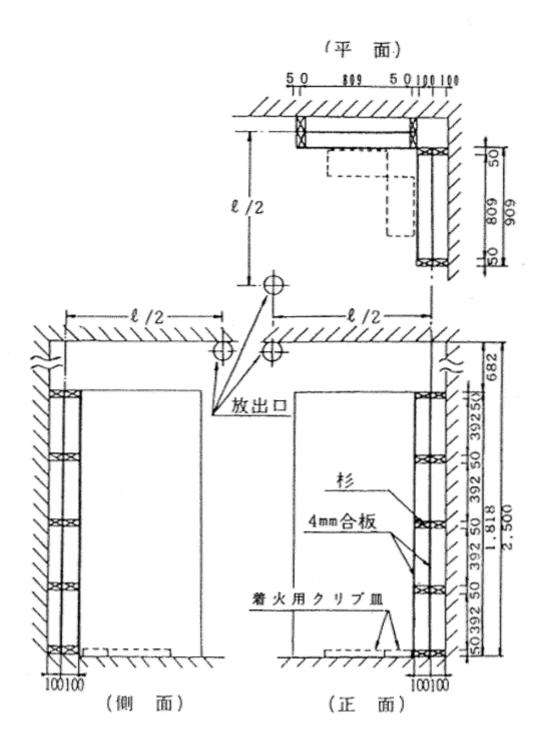
### 別表 3

/·· /- /-		
消火薬剤	容量又は重量	性能
機械泡水溶液	2.40 ℓ / m²	80mℓ/s <b>m</b> ²
二酸化炭素	2.40kg/ <b>m</b> ²	240g/s <b>m</b> ²
ハロン 2402	1.60kg/ <b>m</b> ²	160g/s <b>m</b> ²
ハロン 1211	1.44kg/ <b>m</b> ²	144g/s <b>m</b> ²
ハロン 1301	1.28kg/ <b>m</b> ²	128g/s <b>m</b> ²
第一種粉末	1.60kg/ <b>m</b> ²	160g/s <b>m</b> ²
第二種粉末	0.96kg/ <b>m</b> ²	96g∕s <b>m</b> ⁴
第三種粉末	0.96kg/ <b>m</b> ²	96g/s <b>m</b> <sup>‡</sup>
第四種粉末	0.64kg/ <b>m</b> ²	64g∕s <b>m</b> ⁴

## 第1消火試験図

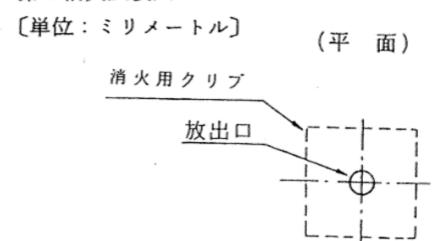
〔単位:ミリメートル〕

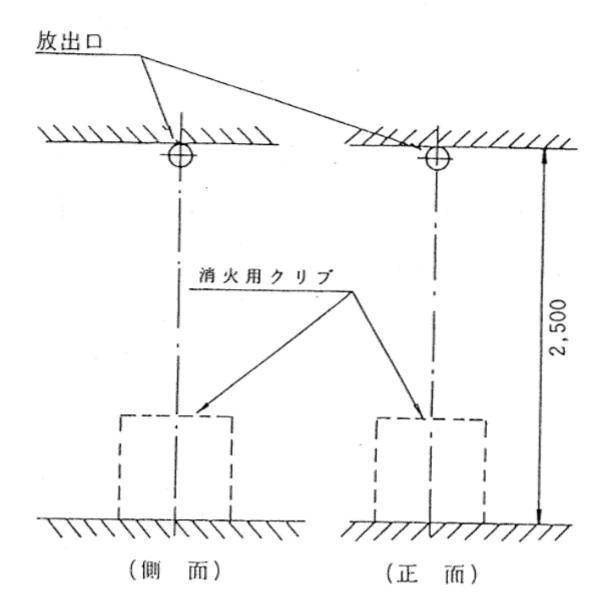
l:公称防護面積の一辺の長 さをいう。



別図 2

## 第2消火試験図



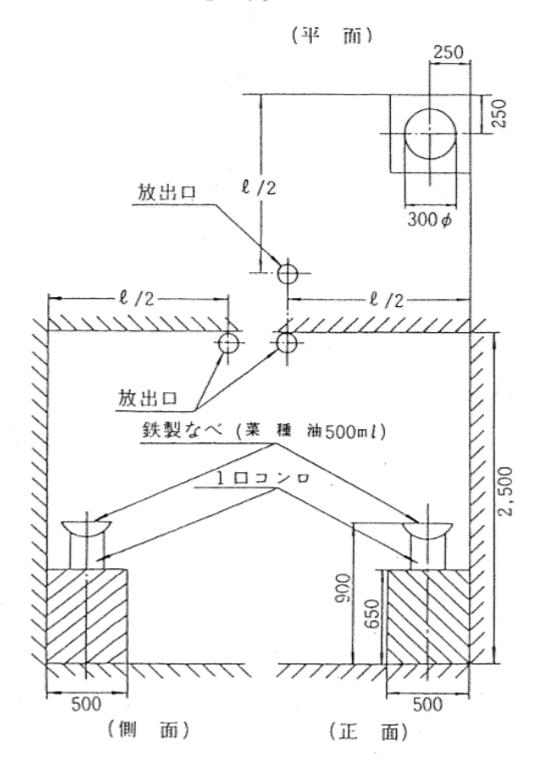


別図 3

第3消火試験図

〔単位:ミリメートル〕

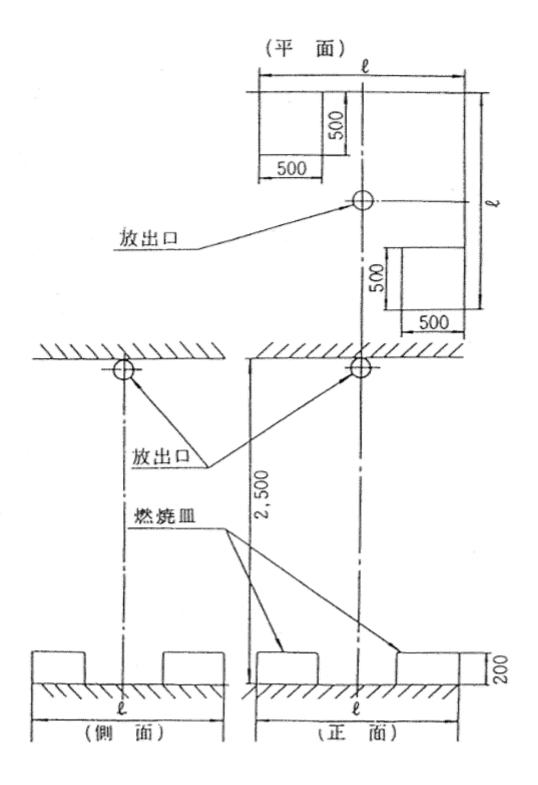
ℓ:公称防護面積の一辺の長 さをいう。



## 第4消火試験図

(単位:ミリメートル)

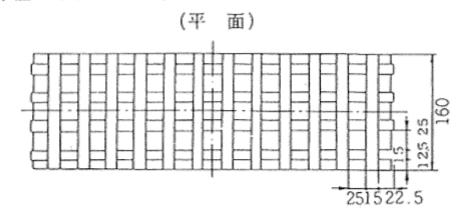
ℓ:公称防護面積の一辺の長 さをいう。

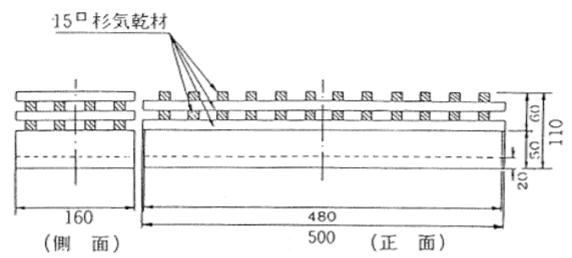


別図5

# 着火用クリブ皿図

〔単位:ミリメートル〕





別添6

## 消火試験用クリブ火災模型図 (単位:ミリメートル)

